

官報

号外 昭和二十五年十二月六日

○第九回衆議院會議錄第九号

昭和二十五年十二月五日(火曜日)

議事日程 第八号

午後一時開議

第一 裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

●本日の會議に付した事件

日程第一 裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

所得税法臨時特例法案(内閣提出)

砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

揮発油税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

地方公務員法案(内閣提出)

(内閣提出)

午後三時三十分開議

○議長(幣原喜重郎君) これより會議を開きます。

第一 裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第一、裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長(安部俊吉君)の報告を求めます。法務委員長(安部俊吉君)。

裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案
裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案
等の一部を改正する法律案
第一條 裁判所職員の定員に関する法律(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第四條中「専任 七百五十五人 二級」を「専任 八百三十三人 二級」に改める。
第五條中「専任 四十二人 三級」を「専任 四十三人 三級」に改める。
第二條 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項の表法務府の項中「四二、一三五八」を「四二、二〇二八」に、「四三、三〇八八」を「四三、三七五八」に、「二一、二八三八」を「二一、三三三八」に、同表合計の項中「八七五、六七二」を「八七五、七三八八」に改める。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

○安部俊吉君登壇
ただいま議題と相なりました裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の要旨及び法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

このたび連合国最高司令官の覚書によりまして、連合国人に対する日本国の民事並びに刑事裁判権が拡張されました。これに伴ひまして高等裁判所以下の裁判所に通訳等の事務に従事する裁判所事務官及び裁判所技官を増員する必要を生じました。また同様の理由によりまして、検察庁及び刑務所等におきまして、新しく連合国人にかかる犯罪事件の処理に当る検察官及び通訳等の事務に当る検察事務官または法務府事務官を急速に増員する必要があると見えます。よつて裁判所職員の定員に関する法律中に規定する裁判所事務官の定員を四十八名、裁判所技官の定員を一名増員し、また行政機関職員定員法中に規定する法務府職員の定員を六十七名増員しようとするものであります。

以上が提案の要旨であります。さて当委員会における質疑といたしましては、第一に、連合国人に対する裁判権の拡張によつていかなる事件が増加する見込であるかとの質問に對しまして、裁判所から、刑法犯の事件と、連合国財産の不法所持などの特別法事件とで、合せて約六千件増加すると思ふとの答弁がありました。次に、外国人で日本弁護士資格の承認を受けた者は何名いるかという質疑に對しまして、現在承諾を與へたものは三十三名であつて、そのうち三十一名はアメリカ人であるという答弁がありました。

た。その結果、政府原案の通り全会一致で可決した次第であります。

右御報告申し上げました。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

所得税法臨時特例法案(内閣提出)
砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
揮発油税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(幣原喜重郎君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、所得税法臨時特例法案、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、揮発油税法の一部を改正する法律案及び物品税法の一部を改正する法律案の四案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

かくて、十二月四日質疑を終了し、討論省略、ただちに採決に入りました。

官報号外 昭和二十五年十二月六日 衆議院會議錄第九号 裁判所職員の定員に関する法律案 所得税法臨時特例法案外三件

所得税法臨時特例法案、砂糖消費稅
法の一部を改正する法律案、揮発油稅
法の一部を改正する法律案、物品稅法
の一部を改正する法律案、右四案を一
括して議題といたします。委員長の報
告を求めます。大蔵委員長夏堀源三
郎君。

所得稅法臨時特例法案

所得稅法臨時特例法

〔源泉徴収税額の特例〕

第一條 昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間の支拂に係る所得税法（昭和二十二年法律第二十七号。以下「法」という。）第九條第一項第五号及び第六号に規定する給典について、法第三十八條第一項第一号から第四号まで又は第六号から第八号までの規定により徴收して納付すべき所得税の税額は、当該各号の規定にかかわらず、左の各号の定める税額による。

一 法第三十八條第一項第一号から第四号までの規定に該当する給與については、左に掲げる税額

イ 法第三十八條第一項第一号のその支給期が毎月又は毎日と定められている給與（以下この給與をそれぞれ「月給」及

は、その給與の金額並びに申告された扶養親族及び不具者の有無及びその數に応じ、それぞれ法別表第二の月額表又は月額表の各甲欄に掲げる税額からこの法律別表所得税源泉徴収額控除額表（以下「控除額表」という。）第一の月額表又は同表第二の月額表甲欄に掲げる金額を控除した税額

ハ 法第三十八條第一項第二号のその支給期が毎月又は毎旬と定められている給與及び同項第三号のその支給期間が月の整数倍の期間により定められている給與については、それぞれその給與の金額に二若しくは三を乗じ、又は当該金額を当該倍数で除して計算した金額を月給の金額とみなしてイの規定を適用して計算した税額を二若しくは三で除し、又は当該税額に当該倍数を乗じて計算した税額

ヘ 法第三十八條第一項第一号のその支給期が毎週と定められている給與、同項第三号のその支給期間が週の整数倍の期間により定められている給

期が同項第一号から第三号までに定めるものと異なるものである給與については、それぞれその給與の金額の日割額を日給の金額とみなしてイの規定を適用して計算した税額に七、七に当該倍数を乗じた数又はその給與の計算の基礎となつた日数を乗じて計算した税額

二 法第三十八條第一項第六号の規定に該当する給與については、その給與の金額に就て、法別表第二の日額表丙欄に掲げる税額から控除額表第二の日額表乙欄に掲げる金額を控除した税額

みなして同号イの規定を適用して計算した税額を控除した税額に六（当該給與の金額の計算の基礎となつた期間が六個月をこえるときは、十二）を乗じて計算した税額

算した税額

2 前項の規定は、左に掲げる給與
 について法第三十八條第一項第七
 号又は第八号の規定により徴收し
 て納付すべき所得税については適
 用しない。

一 法第三十八條第一項第七号の
 賞與及び賞與の性質を有する給
 與の支拂を受ける者で、その支
 拂を受ける月の前月中に支拂を

受けたこれらの給與以外の給與が同項第五号の規定に該当する給與であつたもの又は前月中にこれらの給與以外の給與の支拂を受けなかつたものが支拂を受ける当該賞與及び賞與の性質を有する給與

二 法第三十九條の規定による申告書を提出しなかつた者が支拂を受ける退職所得及び二以上の給與の支拂者から給與の支拂を受ける者が当該申告書の經由先以外の支拂者から支拂を受ける退職所得

(確定申告書の提出期間及び納期の特例)

附則

この法律は、公布の日から施行する。

別表 所得税源泉徴収額控除額表

第一月額表

その月の 給與の金額		第一條第一項第一号イの規定によつて控除金額										
		扶養親族及び不具者の数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	控除金額										
円 3,000未満	円 全額	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
3,000	3,200	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,200	3,400	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,400	3,600	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,600	3,800	80	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,800	4,000	80	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,000	4,200	80	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,200	4,400	80	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,400	4,600	80	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,600	4,800	80	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,800	5,000	80	130	全額	0	0	0	0	0	0	0	0
5,000	5,500	80	130	全額	0	0	0	0	0	0	0	0
5,500	6,000	80	130	全額	0	0	0	0	0	0	0	0
6,000	6,500	80	130	180	全額	0	0	0	0	0	0	0
6,500	7,000	80	130	180	全額	0	0	0	0	0	0	0
7,000	7,500	80	130	180	全額	全額	0	0	0	0	0	0
7,500	8,000	85	130	180	230	全額	0	0	0	0	0	0
8,000	8,500	100	130	180	230	全額	全額	0	0	0	0	0
8,500	9,000	100	130	180	230	全額	全額	0	0	0	0	0
9,000	9,500	100	150	180	230	全額	全額	0	0	0	0	0
9,500	10,000	100	165	180	230	全額	全額	0	0	0	0	0
10,000	11,000	100	165	195	230	全額	全額	0	0	0	0	0
11,000	12,000	130	165	225	235	全額	全額	0	0	0	0	0
12,000	13,000	175	185	225	280	全額	全額	0	0	0	0	0
13,000	14,000	225	230	240	290	全額	全額	0	0	0	0	0
14,000	15,000	280	285	285	295	全額	全額	0	0	0	0	0
15,000	16,000	345	340	345	340	350	405	405	430	480	全額	全額
16,000	17,000	410	415	395	390	395	415	450	450	480	全額	全額
17,000	18,000	490	485	430	455	440	450	475	495	495	530	全額
18,000	19,000	580	570	555	555	540	505	515	540	545	545	580
19,000	20,000	670	660	675	630	595	605	565	575	595	595	595
20,000	21,000	760	750	725	710	700	645	625	610	620	645	645
21,000	22,000	850	840	815	800	780	725	705	680	690	700	655
22,000	23,000	950	920	905	890	860	805	785	760	750	755	715
23,000	24,000	1,050	1,020	995	980	960	895	865	840	830	815	755
24,000	25,000	1,150	1,120	1,095	1,065	1,050	985	955	920	910	895	825
25,000	26,000	1,250	1,220	1,190	1,160	1,140	1,075	1,045	1,010	990	975	905
26,000	27,000	1,350	1,320	1,290	1,260	1,240	1,165	1,135	1,100	1,080	1,055	985
27,000	28,000	1,450	1,420	1,390	1,360	1,340	1,265	1,225	1,190	1,180	1,145	1,065
28,000	29,000	1,550	1,520	1,490	1,460	1,440	1,365	1,325	1,280	1,270	1,235	1,155
29,000	30,000	1,650	1,620	1,590	1,560	1,540	1,465	1,425	1,380	1,360	1,325	1,245
30,000	31,000	1,750	1,720	1,690	1,660	1,640	1,565	1,525	1,480	1,460	1,415	1,335
31,000	32,000	1,850	1,820	1,790	1,760	1,740	1,665	1,625	1,580	1,560	1,515	1,425
32,000	33,000	1,950	1,920	1,890	1,860	1,840	1,765	1,725	1,680	1,660	1,615	1,525
33,000	34,000	2,020	2,020	1,990	1,960	1,940	1,865	1,825	1,780	1,760	1,715	1,625
34,000	35,000	2,070	2,120	2,090	2,060	2,040	1,965	1,925	1,880	1,860	1,815	1,725
35,000	36,000	2,120	2,185	2,190	2,160	2,140	2,065	2,025	1,980	1,960	1,915	1,825
36,000	37,000	2,170	2,235	2,290	2,260	2,240	2,165	2,125	2,080	2,060	2,015	1,925
37,000	38,000	2,220	2,285	2,345	2,360	2,340	2,265	2,225	2,180	2,160	2,115	2,025
38,000	39,000	2,270	2,335	2,395	2,460	2,440	2,365	2,325	2,280	2,260	2,225	2,125
39,000	40,000	2,320	2,385	2,445	2,510	2,540	2,465	2,425	2,380	2,360	2,325	2,225
40,000		2,370	2,435	2,495	2,560	2,620	2,565	2,525	2,480	2,460	2,425	2,325

第二 日 額 表

その日の 給与の金額		甲 第一條第一項第一号イの規定による控除金額										乙 第一項 第二号によ る控除金 額				
		扶養親族及び不具者の数														
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		10人			
以上	未満	控 除 金 額														
円 100円未満	円	全額	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
100	110	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
110	120	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
120	130	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
130	140	3	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
140	150	2	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150	160	3	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
160	170	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
170	180	2	5	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
180	190	3	4	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
190	200	3	4	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200	210	3	5	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
210	220	3	4	6	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
220	230	3	4	6	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
230	240	3	5	6	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
240	250	2	5	6	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
250	260	3	4	6	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
260	270	3	4	6	7	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
270	280	3	5	6	8	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
280	290	4	4	6	8	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
290	300	4	4	6	7	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300	320	4	5	6	7	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
320	340	3	6	6	8	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
340	360	3	6	6	8	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
360	380	4	5	5	8	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
380	400	5	5	8	8	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
400	420	6	6	7	9	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
420	440	7	7	7	10	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
440	460	8	8	8	9	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
460	480	9	9	9	9	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
480	500	10	11	10	10	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
500	540	12	12	11	11	13	13	13	14	15	15	16	16	18	19	20
540	580	15	15	14	13	13	13	15	15	15	17	16	16	18	19	20
580	620	19	17	17	17	15	15	15	15	17	18	18	18	20	21	22
620	660	22	22	21	20	17	18	17	17	18	18	18	18	20	21	22
660	700	26	26	26	24	21	20	20	20	20	20	20	20	21	22	23
700	740	30	30	30	27	25	24	22	23	23	22	22	23	23	22	14
740	780	34	34	34	31	29	28	26	26	26	25	25	25	24	24	16
780	820	39	39	38	35	33	32	30	30	30	28	28	29	27	27	18
820	860	40	43	43	40	37	37	34	34	34	32	32	32	31	31	21
860	900	48	47	47	45	42	41	38	38	38	37	36	36	34	34	24
900	940	52	51	51	50	47	45	42	42	42	41	41	39	38	37	27
940	980	56	55	55	55	52	49	47	46	46	46	46	42	42	40	30
980	1,020	60	59	59	59	57	54	52	51	51	51	51	46	46	44	33
1,020	1,060	63	63	63	63	62	59	57	56	56	56	56	50	50	48	36
1,060	1,100	65	67	67	67	67	64	62	61	61	61	61	54	54	52	39
1,100	1,140	67	69	71	71	71	69	67	66	66	67	66	59	59	57	42
1,140	1,180	68	71	73	75	75	74	72	71	71	72	71	64	64	62	46
1,180	1,220	71	72	75	77	79	79	77	76	76	77	76	69	69	67	50
1,220	1,260	73	75	77	79	81	83	82	81	81	82	81	74	74	72	54
1,260	1,300	75	77	79	81	83	85	86	86	86	86	86	79	79	77	58
1,300		77	79	81	83	85	87	88	90	90	90	90	84	84	82	62

所得税法臨時特例法案(内閣提出)に
關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

砂糖消費税法の一部を改正する法
律案

- 一 砂糖
- 第一種 分置セザル砂糖 百斤ニ付 四百円
- 第二種 第一種及第三種ノ砂糖以外ノ砂糖 百斤ニ付 千円
- 第三種 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノ 百斤ニ付 千五百円
- 二 糖蜜
- 第一種 氷砂糖ヲ製造スルトキニ生ズル糖蜜 百斤ニ付 八百円
- 第二種 其ノ他ノ糖蜜 百斤ニ付 三百円
- 三 糖水
- 含有糖分ノ重量全重量ノ百分ノ十ヲ超エザルモノニ在リ
テハ百斤ニ付四百円

第四條第一項中「引取ルトキ」の下
に「引取人ヨリ」を加え、同條第二項
を削る。

第四條ノ二中「前條第一項但書」を
「第四條但書」に改め、同條を第四條
ノ四とし、第四條ノ三を第四條ノ五
とし、第四條の次に次の二條を加え
る。

第四條ノ二 前條但書ノ規定ニ依ル
担保ヲ提供シタル者同條但書ノ期
限内ニ税金ヲ納付セザルトキハ担
保物タル金銭ヲ以テ直ニ税金ニ充
テ若ハ金銭以外ノ担保物ヲ公売ニ
付シテ税金及公売ノ費用ニ充テ又
ハ保証人ヲシテ税金ヲ納付セシ
ム

第四條ノ三 前條ノ場合ニ於テ担保
物ノ価額が徴收スベキ税金及公売
ノ費用ニ充テ仍不足額アルトキハ
納税義務者ノ他ノ財産ニ就キ滞納

砂糖消費税法の一部を改正する
法律

砂糖消費税法(明治三十四年法律
第十三号)の一部を次のように改正
する。

第三條を次のように改める。
第三條 消費税ノ税率左ノ如シ

- 第一種 分置セザル砂糖 百斤ニ付 四百円
- 第二種 第一種及第三種ノ砂糖以外ノ砂糖 百斤ニ付 千円
- 第三種 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノ 百斤ニ付 千五百円
- 糖蜜
- 第一種 氷砂糖ヲ製造スルトキニ生ズル糖蜜 百斤ニ付 八百円
- 第二種 其ノ他ノ糖蜜 百斤ニ付 三百円
- 糖水
- 含有糖分ノ重量全重量ノ百分ノ十ヲ超エザルモノニ在リ
テハ百斤ニ付四百円

処分ヲ行フ

前條ノ場合ニ於テ保証人税金ヲ完
納セザルトキハ先ツ納税義務者ノ
財産ニ就キ滞納処分ヲ行ヒ其ノ財
産ノ価額が徴收スベキ税金、督促
手数料及滞納処分費ニ充テ仍不足
額アルトキハ保証人ノ財産ニ就キ
滞納処分ヲ行フ

前項ノ保証人ハ国税徴收法第三十
二條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ納
税者ト看做ス

第五條第四項を削り、第五條ノ二
の次に次の一條を加える。

第五條ノ三 第四條ノ二及第四條ノ
三ノ規定ハ第五條第二項ノ規定ニ
依ル担保ノ提供アリタル場合ニ於
テ同條第三項又ハ前條第二項ノ規
定ニ依リ消費税ヲ徴收スルトキニ
付テハ準用ス

第六條中「第四條第一項但書、第
四條ノ二」を「第四條但書、第四條
ノ四」に改める。

第七條第一項中「第四條第一項但
書、第四條ノ二」を「第四條但書、
第四條ノ四」に改め、同條第三項中
「其ノ移出先ニ移入セラレザルトキ
ハ移入者」を「政府ノ指定シタル期
限内ニ移出先又ハ引取先ニ移入セラ
レタルコトノ証明ナキモノニ付テハ
引取人」に改める。

第八條中「又ハ販売を削る。
第十一條第五項を次のように改め
る。

第四條ノ二及第四條ノ三ノ規定ハ
第二項ノ規定ニ依リ担保ノ提供ア
リタル場合ニ於テ第三項又ハ前項
ノ規定ニ依リ消費税ヲ徴收スルト
キニ付テハ準用ス

第十二條を次のように改める。
第十二條 消費税ヲ課セラレタル砂
糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造場ニ戻入
シ又ハ移入シタル場合ニ於テ其ノ
種別及數量ニ付政府ノ承認ヲ受ケ
タルトキハ其ノ砂糖、糖蜜又ハ糖
水ヲ製造場ヨリ引取ルモノ更ニ消費
税ヲ徴收セズ政府ノ承認ヲ受ケ其
ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ原料トシ
テ製造シタル砂糖、糖蜜又ハ糖水
ニシテ之ニ課スベキ消費税額が其
ノ原料トシテ使用シタル砂糖、糖
蜜又ハ糖水ニ課セラレタル消費税
額ニ等シキモノヲ引取ル場合ニ付
亦同ジ

消費税ヲ課セラレタル砂糖、糖蜜
又ハ糖水ヲ製造場ニ戻入シ又ハ移
入シタル場合ニ於テ政府ノ承認ヲ
受ケ其ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ原
料トシテ製造シタル砂糖、糖蜜又
ハ糖水ニシテ之ニ課スベキ消費税

額が其ノ原料トシテ使用シタル砂
糖、糖蜜又ハ糖水ニ課セラレタル
消費税額ヲ超エルモノヲ製造場ヨ
リ引取ルモノハ引取人ヨリ其ノ超
エル部分ニ相当スル税額ノ消費税
ヲ徴收ス

前二項ノ規定ニ依リ政府ノ承認ノ
手續ニ付テハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第十六條を次のように改める。

第十六條 第十二條ノ四乃至第十四
條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第四
十八條第二項、第六十三條及第六
十六條ノ規定ヲ適用セズ但シ懲役
ノ刑ニ処スル場合又ハ懲役及罰金
ヲ併科スル場合ニ於ケル懲役刑ニ
付テハ此ノ限ニ在ラズ

附則

1 この法律は、昭和二十六年一月
一日から施行する。

2 この法律施行前に課した、又は
課すべきであつた砂糖消費税につ
いては、なお従前の例による。
但し、左の各号の一に該当する場
合においては、当該各号の定める
ところによる。

一 この法律施行前に砂糖消費税
を課せられた砂糖、糖蜜又は糖
水を砂糖、糖蜜又は糖水の製造
場にもどし入れし、又は移入し
た場合における当該砂糖、糖蜜
又は糖水及びこれを原料として
製造した砂糖、糖蜜又は糖水
については、改正後の砂糖消費
税法第十二條の規定を適用す
る。

二 この法律施行前に課した砂糖
消費税に係る砂糖消費税法の規
定による担保については、改正
後の同法及び同法に基く命令の

規定を適用する。
3 この法律施行前にした行為に対
する罰則の適用については、なお
従前の例による。

砂糖消費税法の一部を改正する法律
案(内閣提出)に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

揮発油税法の一部を改正する法律
案

揮発油税法(昭和二十四年法律第
四十四号)の一部を次のように改正
する。

第三條第一項中「數量に對して小
売業者販売価格を乗じて得た金額」
を「數量」に改め、同條第二項を削
る。

第四條中「前條第一項に規定する
金額の百分の百」を「揮発油一キロリ
トルにつき一万千円」に改める。

第十四條第二項中「揮発油の消費
をもつて、製造場又は保税地域から
の揮発油の引取とみなす。」を「揮発
油の消費をもつて製造場又は保税地
域からの揮発油の引取とみなし、そ
の消費者をもつて揮発油の引取人と
みなす。この場合における揮発油税
の課税標準は、第三條の規定にかか
わらず、その消費する揮発油の數量
とする。」に改める。

第十八條第四項中「第三條第一項」
を「第三條二」に、數量に對して小売
業者販売価格を乗じて得た金額」を
「數量」に改める。

第二十條中「第三十八條第三項但
書、第三十九條第二項、第四十條、
第四十一條、」を削る。

官報号外 昭和二十五年十二月六日
衆議院會議録第九号 所得税法臨時特例法案外三件

一二七

附則

- 1 この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。
- 2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた揮発油税については、なお従前の例による。
- 3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

揮発油税法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

物品税法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律
物品税法(昭和十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一種甲類第五号中「真珠又ハ」を削り、同類第九号中「毛皮又ハ」を削り、「第四十一号」を「第五十七号」に改め、同種乙類第十一号を削り、同類第十二号を同類第十一号とし、以下同類第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同類第十六号中「羽毛」を削り、同号を同類第十五号とし、同種丙類から己類までを次のように改める。

- 丙類
- 十六 蓄音器及同部分品
 - 十七 楽器、同部分品及附属品
 - 十八 喫煙用ライター及電気マツチ
 - 十九 化粧品但シ第五十三号ニ

掲グルモノヲ除ク

- 二十 写真用ノ乾板、フィルム及感光紙
- 二十一 蓄音器用ノレコード及針
- 二十二 扇風機及同部分品
- 二十三 暖房用又ハ冷房用ノ電気又ハ液体燃料器具
- 二十四 電気冷蔵庫、瓦斯冷蔵庫及同部分品
- 二十五 燭火類
- 二十六 薫物及線香類
- 二十七 室内裝飾用品
- 二十八 図案、将棋及チェス用具
- 二十九 貴金屬ヲ鍍シ又ハ張りタル製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ
- 三十 釣燈籠並ニ茶道、香道及華道用具
- 三十一 釣用具類
- 三十二 普通乗用自動車但シ第五十二号及第六十四号ニ掲グルモノヲ除ク
- 三十三 氷冷蔵庫
- 三十四 電気器具、瓦斯器具及液体燃料器具ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ
- 三十五 大理石及之ニ類スル裝飾石材
- 三十六 喫煙用具
- 三十七 烏龍茶、包種茶、コーヒ、ココア及之ノ代用物

三十八 嗜好飲料但シ第二種第四号ニ掲グルモノ及酒税ヲ課セラルモノヲ除ク

- 三十九 皮革製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ
- 四十 照明器具
- 四十一 靴及トラシク類
- 四十二 飾物、玩具、遊戲具、搖籃及乳母車類
- 四十三 時計及同部分品
- 四十四 鉄瓶並ニ漆器、陶磁器及硝子製器具ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ
- 四十五 文房具
- 四十六 身辺用雜貨類及化粧品類
- 四十七 觀賞用の空室及印刷物類
- 四十八 帽子、杖及鞭
- 四十九 家具
- 五十 絨毯及化粧廻並ニ裝飾用及調度用織維製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ
- 五十一 瓦斯ストーブ
- 五十二 小型普通乗用四輪自動車
- 五十三 化粧クリーム、化粧水、化粧下、頭髮用ノ油及髪油、整髪料、養毛料並ニ染毛料
- 五十四 金庫
- 五十五 大理石又ハ之ニ類スル裝飾用石材原料トスル鉱石、陶磁器製タイル及ステン

石、陶磁器製タイル及ステン

- 硝子
- 五十六 グルタミン酸ソーダラ主成分トスル調味料
- 五十七 犬毛皮、猫毛皮、兔毛皮、羊毛皮、ムササビ毛皮及羊毛皮ノ製品
- 五十八 幻燈機及同ケース
- 五十九 運動用具
- 六十 ラジオ聴取機及同部分品
- 六十一 受信用真空管、マイク、ロホン、拡音用増幅器及拡声器
- 六十二 魔法類及同ケース
- 六十三 電球類

第二條を次のように改める。

第二條 物品税ノ税率左ノ如シ

第一種

- 甲類 物品ノ価格ノ百分ノ五十
- 乙類 物品ノ価格ノ百分ノ四十
- 丙類 物品ノ価格ノ百分ノ三十
- 丁類 物品ノ価格ノ百分ノ二十
- 戊類 物品ノ価格ノ百分ノ十

第二種

- 一 機寸 千本ニ付 一円
- 二 餡、葡萄酒及麦芽糖 百斤ニ付 五百円
- 三 サツカリン及ウルチン 一匁ニ付 千円
- 四 清涼飲料
- イ 玉ラムネ炭酸ノモノ 一石ニ付 千二百円
- ロ 其ノ他ノ炭酸ノモノ 一石ニ付 二千円
- ハ 炭酸以外ノモノ 炭酸瓦斯使用量一匁ニ付 五百円

六十四 乗用三輪自動車及自動

- 自転車
- 六十五 果実エッセンス類
- 六十六 敷物類
- 六十七 紙及セロファン
- 六十八 口中剤
- 六十九 書画及骨董
- 同項第二種第四号を削り、同種第五号を同種第四号とし、同種第二項中「戊類又ハ己類」を「又ハ戊類」に、「戊類又ハ己類」を「何レカニ該当スルモノハ之ヲ丁類トシ戊類ニ該当スル物品ニシテ己類ニ該当スルモノハ之ヲ戊類トス」を「戊類ニ該当スルモノハ之ヲ丁類トス」に改める。

紙及セロファンシテ第一條第一項ノ規定ニ基テ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ價格ノ百分ノ五ノ稅率ニ依ル第三條第一項中「第一種第七十二號ニ掲グル物品」を「書畫及骨董（書畫及骨董ニシテ第一條第一項ノ規定ニ基テ命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ以下同ジ）」に改め、同項の次に次の一項を加える。

前項ノ價格ハ當該物品ニ課セラルベキ物品稅ニ相當スル金額ヲ含マザルモノトス

同條第二項中「前項ノ價格」を「前項ニ定ムルモノノ外第一項ノ價格」に改める。

第四條中「第二種第五號ニ掲グル物品以外ノ清涼飲料ニ付テハ製造場ヨリ移出セラレタル清涼飲料」を「第二種第四號ニ掲グル物品以外ノ清涼飲料ニシテ第一條第一項ノ規定ニ基テ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ製造場ヨリ移出セラレタル當該清涼飲料」に、「第一種第七十二號ニ掲グル物品」を「書畫及骨董」に改める。

第五條中「第一種第七十二號ニ掲グル物品」を「書畫及骨董」に改める。

第六條に第一項として次の一項を加える。

製造場以外ノ場所ニ於テ貴金屬製品、金若ハ白金ヲ用ヒタル製品、漆器又ハ家具ニ裝飾ノ為ノ彫刻、

壽給又ハ上給ヲ施ストキハ之ヲ其ノ物品ノ製造ト看做ス

同條第二項中「第二種第五號」を「第二種第四號」に改め、同條第三項中「第一種又ハ第二種ノ物品（第一種第七十二號ニ掲グル物品ヲ除ク）ノ販売」を「第一種又ハ第二種ノ物品（書畫及骨董ヲ除ク以下第八條第二項、第十六條第一項、第十七條及第十七條ノ二ノ場合ヲ除キ同ジ）ノ販売」に、「第一種又ハ第二種ノ物品（第一種第七十二號ニ掲グル物品ヲ除ク）ノ製造」を「第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造」に改め、同條に次の一項を加える。

第一項乃至第三項中貴金屬製品、金若ハ白金ヲ用ヒタル製品、漆器、家具、化粧品及清涼飲料ト稱スルハ當該物品ニシテ第一項乃至第三項ノ加工等アリタル後ニ於テ第一條第一項ノ規定ニ基テ命令ヲ以テ定ムルモノニシテ該當スルモノヲ謂フ第七條中「第一種第七十二號ニ掲グル物品ヲ除ク」を削り、同條第一號但書を次のように改める。

但シ第二號ニ該當スル場合ヲ除ク外第一種又ハ第二種ノ物品ガ原料又ハ材料トシテ使用セラレタル場合ヲ除ク同條第二號を同條第三號とし、同條第三號を同條第四號とし、同條第一號の次に次の一號を加える。

二 製造場内ニ於テ嗜好飲料若ハ清涼飲料又ハ第一種及第二種ノ物

品（第一條第一項ノ規定ニ基テ命令ニ掲グル物品ニシテ價格用途等ノ如何ニ依リ同令ニ於テ物品稅ヲ課セザルモノト定メラレタルモノヲ含ム）以外ノ物品ノ原料又ハ材料トシテ使用セラレタルトキ但シ第一種第三十七號ニ掲グル物品ガ嗜好飲料又ハ清涼飲料ノ原料トシテ使用セラレタルトキヲ除ク

同條に次の一項を加える。
前項第二號ニ於テ嗜好飲料、清涼飲料及第一種第三十七號ニ掲グル物品ト稱スルハ當該物品ニシテ第一條第一項ノ規定ニ基テ命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ

第八條第一項中「第一種第七十二號ニ掲グル物品」及び「第七十二號ニ掲グル物品」を「書畫及骨董」に、「第二種第五號ニ掲グル物品」を「清涼飲料」に、「第二種第四號ニ掲グル物品」を「清涼飲料ニシテ第一條第一項ノ規定ニ基テ命令ヲ以テ定ムルモノ」に、「前條第二號又ハ第三號」を「前條第三號又ハ第四號」に改め、「（第一種第七十二號ニ掲グル物品ヲ除ク）」を削る。

第九條第一項中「其ノ販売シタル第一種第七十二號ニ掲グル物品」を「其ノ販売シタル書畫及骨董」に、「返還ヲ受ケタル月分以降ノ稅額」を「返還ヲ受ケタル時以降ニ納付スベキ稅額」に改め、「（第七十二號ニ掲グル物品ヲ除ク）」を削り、同條第二

項中「第一種第七十二號ニ掲グル物品ノ小売業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品（第一種第七十二號ニ掲グル物品ヲ除ク）ノ製造者」を「書畫及骨董ノ小売業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品（書畫及骨董ヲ除ク以下同ジ）ノ製造者」に、「戻入シタル月分以降ニ納付スベキ稅額」を「戻入シタル時以降ニ納付スベキ稅額」に、「物品稅ニ相當スル金額ヲ還付スルコトヲ得」を「物品稅ニ相當スル金額ヲ還付スルコトヲ得製造場ヨリ移出シタル第一種又ハ第二種ノ物品ヲ其ノ製造ノ停止後當該物品ヲ移出シタル製造場ト同一場所ニ戻入シタル場合ニ於テ政府ノ承認ヲ受ケ當該物品ヲ販売シタルトキニ付亦同ジ」に改める。

第十條第三項中「（第二種第七十二號ニ掲グル物品ヲ除ク）」を削り、同條の次に次の二條を加える。
第十條ノ二 前條第三項又ハ第四項ノ規定ニ依リ担保ヲ提供シタル者同條第三項ノ期限内又ハ輸入免許ヲ受ケル際ニ税金ヲ納付セザルトキハ担保物タル金銭ヲ以テ直ニ税金ニ充テ若ハ金銭以外ノ担保物ヲ公充ニ付シテ税金及公充ノ費用ニ充テ又ハ保証人ヲシテ税金ヲ納付セシム

第十三條ノ三 前條ノ場合ニ於テ担保物ノ價額ガ徵收スベキ税金及公充ノ費用ニ充テ仍不足額アルトキハ納稅義務者ノ他ノ財産ニ就キ滯納処分ヲ行フ

納稅分ヲ行フ

前條ノ場合ニ於テ保証人税金ヲ完納セザルトキハ先ツ納稅義務者ノ財産ニ就キ滯納処分ヲ行ヒ其ノ財産ノ價額ガ徵收スベキ税金、督促手数料及滯納処分費ニ充テ仍不足額アルトキハ保証人ノ財産ニ就キ滯納処分ヲ行フ

前項ノ保証人ハ國稅徵收法第三十二條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ納稅者ト看做ス

第十二條第一項第一號本文を次のように改める。

第一種又ハ第二種ノ物品（第一條第一項ノ規定ニ基テ命令ニ掲グル物品ニシテ價格用途等ノ如何ニ依リ同令ニ於テ物品稅ヲ課セザルモノト定メラレタルモノヲ含ム）ノ製造ノ用ニ供スル第一種又ハ第二種ノ物品

第十五條中「第一種第七十二號ニ掲グル物品ノ小売業」を「書畫及骨董ノ小売業」に改め、「（第一種第七十二號ニ掲グル物品ヲ除ク）」を削る。

第十六條第二項及第六條ノ二中「第一種第七十二號ニ掲グル物品ノ小売業者」を「書畫及骨董ノ小売業者」に改め、「（第一種第七十二號ニ掲グル物品ヲ除ク）」を削る。

第十八條第一項第一號中「第一種第七十二號ニ掲グル物品ノ小売業」

を「書画及骨董の小売業」に改め、
「(第一種第七十二号ニ掲グル物品ヲ
除ク)を創る。
第二十一條中「第三十八條第三項
但書、第三十九條第二項、第四十條、
第四十一條、」を創る。
第二十五條中「第七十二号ニ掲グル
物品」を「書画及骨董」に改め、
「蜂蜜を創る。
附則

1 この法律は、昭和二十六年一月
一日から施行する。
2 この法律施行前に課した、又は
課すべきであつた物品税について
は、なお従前の例による。但し、
左の各号の一に該当する場合にお
いては、当該各号の定めるところ
による。
一 この法律施行前に物品税を課
した、又は課すべきであつた物
品について、改正後の物品税法
第九條第二項後段の規定に該当
する事由がある場合において、
当該物品の廃棄について所轄税
務署長の承認を受けたときは、
同項後段の規定に準じて当該物
品に課せられた物品税に相当す
る金額を還付する。
二 この法律施行前に課した、又は
課すべきであつた物品税に係
る物品税法の規定による担保に
ついては、改正後の同法及び同
法に基く命令の規定を適用す
る。

3 この法律施行前から引き続いて
改正後の物品税法第六條第一項の
規定により同項に規定する物品の
製造とみなされる行為をする者
は、この法律施行後一月以内に、
その旨を所轄税務署に申告しなけ
ればならない。
4 前項の申告は、その住所、氏名
又は名称、その製造とみなされる
行為の内容及びその行為をする場
所を記載した申告書を所轄税務署
に提出しなければならない。
5 第三項の規定による申告をした
者は、この法律施行の日において
物品税法第十五條の規定による申
告をしたものとみなす。
6 第三項の規定による申告をしな
かつた者は、物品税法第十五條の
規定による申告をしなかつたもの
とみなす。
7 この法律施行前にした行為に対
する罰則の適用については、なお
従前の例による。

物品税法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕
〔夏堀源三郎君登壇〕
○夏堀源三郎君 たいい、議題となり
ました所得税法臨時特例法案、砂糖消
費税法の一部を改正する法律案、揮発
油税法の一部を改正する法律案及び物
品税法の一部を改正する法律案に関し
まして、大蔵委員会における審議の経

過並びに結果を御報告申し上げます。
以上の四法案が提出されました趣旨
は、本年すでに国税、地方税を通ずる
税制の大改正を行い、国民租税負担の
軽減、合理化をはかつたのであります
が、国民の租税負担は現在なお相当重
いものがありますところ、明年度予算
におきましても、また本年度補正予算
におきましても相当の減税財源を生ず
る見通しを得ましたので、まず本年度
補正予算に関連しまして、所得税につ
きまして、昭和二十六年一月一日から
同年三月末日までの間に支拂われる給
與に対する源泉徴収税額を暫定的に輕
減し、また砂糖消費税、揮発油税及び
物品税につきましても昭和二十六年一
月一日から輕減を行い、間接税負担の
適正化をはかりとするものでありま
す。

まず所得税法臨時特例法案について
申し上げます本案は、さしあたり給與
に対する所得税の源泉徴収税額につき
暫定的に輕減を行う特例を設けること
とし、すなわち基礎控除を年三万円、
扶養控除を年一万五千元、税率を、課
税所得金額五万円以下に対する百分の
二十から始まり、百万円を越える金額
に対する百分の五十五に至る超過累進
税率として計算した場合の税額程度ま
でその負担の輕減をはかりとするも
のであります。しかして、これがた
め、給與の金額並びに扶養親族及び不
具者の有無及びその数に応じて、所得
税法別表第二の源泉徴収額表の月額表

または日額表の各甲欄に掲げる税額か
ら、それ／＼この法律の別表に定めら
れた一定額を控除した税額によつて源
泉徴収することとしたのであります
す。なお申告所得税の執行状況を改善
する一助として、本年分に限り、
農業所得者以外の納税者について、確
定申告書の提出期限及びその納期を一
箇月延長し、公平かつ適正な課税を行
うことができるようにいたそうとする
ものであります。

次に砂糖消費税法の一部を改正する
法律案におきましては、国内産砂糖の
価格の値下りのため砂糖消費税の負担
が相当重くなつておりますので、その
税率を引下げることとするほか、砂糖
消費税延納の際の担保の範圍の擴張を
行うこととしたのであります。

次に揮発油税法の一部を改正する法
律案におきましては、揮発油税は揮発
油の供給の増加及び代用燃料価格の下
落等によつて税率がきつめて重いもの
となりましたので、今回その税率を約
三五%方引下げるとともに、従来の從
價税率を從量税率に改めようとするも
のであります。

最後に物品税法の一部を改正する法
律案におきましては、本年一月改正後
における課税物品の生産、取引の事情
及び一般日常生活の正常化等を考慮し
まして、事務用品及び日常生活用品と
認められる一部物品の課税を廃止する
とともに、税率を、第一種物品につい

ては現行の百分の七十ないし百分の十
を百分の五十ないし百分の五とし、第
二種物品については、おおむね現行の
三分の一程度に輕減することとするほ
か、家具、漆器等若干の物品に対する
課税最低限の引上げ及び新設について
は命令をもつて定めることとしたそう
とするものであります。なお最近にお
ける納税状況にかんがみまして、物品
税延納の際の担保の範圍の擴張等所要
の改正を行うこととしたのであります。

以上が各法律案の概要であります
が、今回の税制改正による減税額は、
源泉徴収の所得税において約五十六億
三千万円、物品税において約八億一千
五百万円、砂糖消費税において約八千五百
万円となり、一方酒税において、税率
引下げに伴う酒類の消費増加等により
一億二千九百万円の増収が見込まれま
すので、結局税法改正による減税額は
合計六十三億九千七百万円となるので
あります。

以上の四法案のうち所得税法臨時特
例法案外二法案は、十一月二十八日、
本委員会に付託せられ、物品税法の一
部を改正する法律案は十一月三十日付
託せられ、それ／＼政府委員より提案
理由の説明を聴取し、十一月二十八日
より十二月四日に至るまで、ほとんど
連日にわたり質疑を行い、また所得税
法臨時特例法案については十一月二十
九日公聴会を開く等、慎重審議を続け
たのであります。質疑応答及び公聴の

ては現行の百分の七十ないし百分の十
を百分の五十ないし百分の五とし、第
二種物品については、おおむね現行の
三分の一程度に輕減することとするほ
か、家具、漆器等若干の物品に対する
課税最低限の引上げ及び新設について
は命令をもつて定めることとしたそう
とするものであります。なお最近にお
ける納税状況にかんがみまして、物品
税延納の際の担保の範圍の擴張等所要
の改正を行うこととしたのであります。

以上が各法律案の概要であります
が、今回の税制改正による減税額は、
源泉徴収の所得税において約五十六億
三千万円、物品税において約八億一千
五百万円、砂糖消費税において約八千五百
万円となり、一方酒税において、税率
引下げに伴う酒類の消費増加等により
一億二千九百万円の増収が見込まれま
すので、結局税法改正による減税額は
合計六十三億九千七百万円となるので
あります。

以上の四法案のうち所得税法臨時特
例法案外二法案は、十一月二十八日、
本委員会に付託せられ、物品税法の一
部を改正する法律案は十一月三十日付
託せられ、それ／＼政府委員より提案
理由の説明を聴取し、十一月二十八日
より十二月四日に至るまで、ほとんど
連日にわたり質疑を行い、また所得税
法臨時特例法案については十一月二十
九日公聴会を開く等、慎重審議を続け
たのであります。質疑応答及び公聴の

ては現行の百分の七十ないし百分の十
を百分の五十ないし百分の五とし、第
二種物品については、おおむね現行の
三分の一程度に輕減することとするほ
か、家具、漆器等若干の物品に対する
課税最低限の引上げ及び新設について
は命令をもつて定めることとしたそう
とするものであります。なお最近にお
ける納税状況にかんがみまして、物品
税延納の際の担保の範圍の擴張等所要
の改正を行うこととしたのであります。

以上が各法律案の概要であります
が、今回の税制改正による減税額は、
源泉徴収の所得税において約五十六億
三千万円、物品税において約八億一千
五百万円、砂糖消費税において約八千五百
万円となり、一方酒税において、税率
引下げに伴う酒類の消費増加等により
一億二千九百万円の増収が見込まれま
すので、結局税法改正による減税額は
合計六十三億九千七百万円となるので
あります。

詳細に關しましては速記録を御参照願うことといたしますが、その間において特に重要と認められる数点について要約御報告申し上げます。

まず、今回の減税措置によつても、米価その他の物価の値上りのため勤労世帯の生計費負担は増大するのではなく、今回の税法改正により米価の値上りによる生計費負担の増加は十分に相殺されると思ふが、その他の物価の値上りに對しては、民間における名目賃金の増加、公務員給與ベースの改訂により、今後の情勢にもよるが、大体カバーできるのではないかと御答弁がありました。

次に、農業所得及び営業所得についても勤勞所得と同一に見るべきではないかとの質問に對しては、勤勞控除を農民に認めれば、中小企業者との権衡の問題もあり、勤勞所得者との関係も起つて来るのであり、かたゞ扶養控除等を考慮すれば農民の負担は必ずしも重いものとは考えられないとの答弁がありました。

次に、所得税の減税は来年度も行うかとの質問に對しては、政府は所得税全体について、今回の暫定減税案と同一内容の改正法案を通常国会に提出の見込みである旨を答弁されました。

最後に公聴会におきましては、公述人として、日本橋税務署長梅津勘蔵君は本案に對し賛成の旨、全国金屬労働組合執行委員長渡辺三千夫君は反対の旨、日本国有鉄道労働組合中央執行委員西孝雄君及び中小企業連盟常務理事稻川宮雄君は、さらに控除率の引上げを要する旨、また慶応大学教授、租税研究協会理事高木壽一君は、扶養控除を二万八千円に引上げるか、さもなくば課税所得五万円以下を一八％に引下げることとを要望せられ、なお課税所得五十万円超を百万円超とする改正点は、自発的貯蓄ができる保証のない限り納得できない旨の意見を開陳せられました。

次いで質疑を打ち切り、本五日、討論採決に入りましたところ、西村委員は自由党を代表して四法律案に對し賛成の意を表せられ、宮田委員は国民民主黨を代表して、四法律案に對し希望條件を付して賛成の旨を述べられ、田中義之進君は社会黨を代表して、揮発油税法の一部を改正する法律案及び砂糖消費税法の一部を改正する法律案に對しては希望條件を付し賛成、所得税法臨時特例法案及び物品税法の一部を改正する法律案に對しては反対の旨を述べられ、米原委員は共產黨と代表して四法律案に對し反対の旨を討論せられました。

次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて四法律案はいずれも原案通り可決されました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(齋藤嘉郎) これより討論に入ります。川島金次君。

(川島金次君登壇)

○川島金次君 私は、日本社会黨を代表いたしましたして、ただいま議題となりました四法律案のうち、揮発油税法並びに砂糖消費税法の一部を改正する法律案を除く所得税法臨時特例法案及び物品税法の一部を改正する法律案に對しては、以下述べます理由によりまして反対の意を表明するものでございませう。(拍手)

まず所得税法臨時特例法案は、ただいま委員長からも報告のありましたごとくに、明年一月一日から三月末日までの間に拂われますところの給與すなわち勤勞所得に對する基礎控除を年額三万円に、扶養控除を年一萬五千元に引上げ、さらに税率においてそれぞれ若干の改正を行わんとするものであります。今日の日米経済の事情と、その経済のもとに生活を営みまする國民勤勞大衆の生計の実際にかんがみまして、政府のこの程度の改正によつては、政府がみづから言つておりますところの税法上の減税にはなりません。實質的に國民負担の軽減には絕對にならないのであります。(拍手)

政府は、さきの施政及び財政演説において、日本経済は著しく安定、回復の度を加えたと言へました。はたして著しく安定と回復の度を加えておるでありませんか。なるほど政府の編成いたしました財政面においては依然として超均衡予算が執行され、その形式的、数字的の形においては安定の姿を見せておりますが、一たびこの政府の財政政策下における社会的な現象に目を転じてみますならば、そこには失業率の増大、貧困要保護者の増加、年末を控えて深刻な金融難を訴える中小企業者の叫び、あるいはまた同じく年の瀬を控えて熾烈なる生活の要求から、賃上げの闘争や、あるいは越冬資金要求の痛切なる叫びが、はうはうとして全国に湧き起つており、さらにまた税収の面においては、突に驚く上空前の巨額に上る滞納額を見ておるなどは、突に勤勞者を初め中小企業及び零細耕作農民、漁民等の窮乏のほどを立証する以外の何ものでもなく、これをもつてしても、なお政府はわが國經濟が著しく安定と回復の度を加えたとうそぶくに至りました。まさにこのれを欺き人を欺くのはなほだしきものといわなければならぬのであります。(拍手)このような欺瞞にしておる欺瞞を事といたしまする政府の財政政策の一環として今次取上げられて参りました税制対策が、真に苦難にあぐ中小企業、農村、漁民を加えた勤勞大衆の實質的負担の軽減をはからうとするいささかの熱情と誠意のないの、けだしまた當然の事柄であらうと思ふのであります。(拍手)

政府は、今度の改正案によつて、たとえば年収十五万円で夫婦二人の者の場合に、かりに米価の値上りを計算に入れても、なおかつ實質的手取り賃金はふえたと説明いたしておるのであります。しかし米価以外の一般物価の上昇は、これをまつた無視しておるといふなければならぬのであります。これに關し、大蔵大臣の池田さんは、先日財政演説の中で、最近における一般物価の上昇率は一四％に及んだと、大蔵大臣自身言明されておるのであります。なお最近東京銀行協会が調査いたしました一般物価上昇率を発表いたしましたところによれば、実に驚くべき一八％に及ぶ物価の騰貴を見ておると発表いたされておるのであります。かりに、いま一歩しりぞきまして、大蔵大臣の池田さんが言明された通り物価上昇率は一四％であるとしたとしても、これをもつて、はたして勤勞者の實質的取り取りが少しでもふえたとすれば、それは天啓の奇術以外の何ものでもないといふべきである。(拍手)ここにも政府の欺瞞政策が遺憾なく暴露されておると断ぜざるを得ないのであります。

かくのごとき税制改正案でございますから、先ほどあなたの方の委員長自身がこの壇上から報告された通り、自由黨の多数の人がみづから委員会に招聘した公聴会の公述人の五人ことごとくが、この税制改正案に大きな不満を持つておるといふことは、すでに政府の今次のこの税制改正案がいかに熾烈なる國民の要求と隔たりの多いものであるかといふことを明らかに立証しておると思ふのであります。(拍手)われわれは、税制対策に對する一貫した

ます。しかし米価以外の一般物価の上昇は、これをまつた無視しておるといふなければならぬのであります。これに關し、大蔵大臣の池田さんは、先日財政演説の中で、最近における一般物価の上昇率は一四％に及んだと、大蔵大臣自身言明されておるのであります。なお最近東京銀行協会が調査いたしました一般物価上昇率を発表いたしましたところによれば、実に驚くべき一八％に及ぶ物価の騰貴を見ておると発表いたされておるのであります。かりに、いま一歩しりぞきまして、大蔵大臣の池田さんが言明された通り物価上昇率は一四％であるとしたとしても、これをもつて、はたして勤勞者の實質的取り取りが少しでもふえたとすれば、それは天啓の奇術以外の何ものでもないといふべきである。(拍手)ここにも政府の欺瞞政策が遺憾なく暴露されておると断ぜざるを得ないのであります。

かのごとき税制改正案でございますから、先ほどあなたの方の委員長自身がこの壇上から報告された通り、自由黨の多数の人がみづから委員会に招聘した公聴会の公述人の五人ことごとくが、この税制改正案に大きな不満を持つておるといふことは、すでに政府の今次のこの税制改正案がいかに熾烈なる國民の要求と隔たりの多いものであるかといふことを明らかに立証しておると思ふのであります。(拍手)われわれは、税制対策に對する一貫した

方針をいたしまして、税金は少くとも納税国民の最低生活を脅威いたしてはならないという一貫的な方針を堅持いたしておるのでございます。わが憲法におきましても、国民がひとしく最低生活を保障されることが実に国民の権利であるということは、いうまでもございせん。しかるに、今日の税制、ことに所得税は、この国民の最低生活を脅威し、遂に税がその最低生活費に食い込んでおるといふところに重大なる欠陥と問題があるのであります。

そこでわれ／＼は、この一貫いたしました税制対策に対する主張に基きまして、なお一面今日の国民所得の趨勢並びに国民経済の現状と、もとより財政上の事由とを勘案いたしまして、基礎控除は少くとも年額四万円、扶養控除は少くとも年額二万円、この程度に引上げを断行し、さらにまた勤労控除のごときに至りましても、三十万円までの間には二〇%の控除率を認め、さらにさきのシヤウブ勧告にもありましたように、耕作農民や中小企業のように自己の肉体の労働によつて所得を得ておりますところのこれら階層に対しても、同じく勤労控除を少くとも一〇%程度認めて、これによつてこそ初めて働く勤労大衆の生活の安定が側面的に確保されるものであるという主張をわれ／＼は持つておるのであります。

〔議長退席、副議長登壇〕

さらにまた政府は、この税制改正にあたりまして、さきに国民の前に半ば

約束したと同様な生活協同組合あるいは農業協同組合等のごときに対する所得税の改正を進行すべきであつたはずにもかかわらず、これに対しては何ら手を染めておらないといふことにつきましても、われ／＼は生活協同組合あるいは農業協同組合等のごとき、大衆の生活の安定と防衛とを目標にしてその活動を営んでおります階層の名におきまして政府に強力な警告を発し、この事柄を一日もすみやかに実現すべきであるといふことを強く要求いたす次第であるのであります。

このような立場におきまして、わが党は、今次政府が提出いたしました所得税の臨時特例に関する法律案はよろしく撤回いたし、あらためて国民大衆の要望に沿う税制改訂案をもつてこの議會に出直すべきであるといふことを、強く大衆の名において要求する次第であります。(拍手)

第二に物品税につきまして……。

○副議長(岩本信行君) 川島君、時間が参りましたので簡潔に願います。

○川島金次君(統) わが党におきましても、もとより物品税の改正は、国民とともにひとしく期待し、努力を続け参つておるのでございます。しかるに、今次政府の提案されました物品税の改正の内容を見ますと、大衆生活に必要な欠くべからざるものと、あるいは大衆の生活に不急不要のものと差別をなくいたしまして、一律一体に同率の減税をはかつたところに大きな問題

があるようにわれ／＼は信するのでございます。少くともわれ／＼は、物品税はでき得べくんば全廃したいとの主張を持つておるのでございますが、今日の財政経済の事情からいたしまして物品税を存続するといふ建前であるといひますならば、できるだけ大衆生活にとつて必要欠くべからざる品物に対する課税はこれを撤廃し、その反面に、生活に不急不要の、いわゆるぜいたく品に對しましてはできるだけ高率の課税を行うことこそが、政府の口ぐせに言う、国民に對する財政生活の要求する趣旨にも沿うものであると私は確信いたすのであります。しかるに物品税の改正案は、先ほど申し上げましたように、高級なるものも、大衆の生活に必要な品物に對しても同率の軽減をはかつております。この事柄は、物品税の對策に對する政府の資本家的な態度がここにも露骨に現れておるものであるといふことをわれ／＼は強く指摘せざるを得ないのでござい

ます。以上の理由によりまして、政府はすべからず、これもまた所得税臨時特例と同様にこの案を撤回いたし、さらにもう一度熟考し、大衆がいかなる点に物品税の改正を要求いたしておるかというところに十分の勘案をせられて出直すべきであるといふことを、あわて強く要求いたす次第であります。

以上、わが党の本案に對する態度を明確にいたしまして反對討論を終るものとさせていただきます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 奥村又十郎君。

〔奥村又十郎君登壇〕
○奥村又十郎君 私は、自由党を代表いたしまして、ただいま提案されました税法四案に對しまして賛成の意見を述べらるるのであります。(拍手)
日本経済を早急に自立いたしますがために、はなはだ困難な国家財政を切盛りいたしながら、政府は本年度においてすでに九百億円の減税を断行し、今回の補正予算におきましては六十三億円の減税を計画し、なおまた来年度予算におきまして七百五十億円の減税断行を計画しておるのであります。これら減税の立法措置の一環といたしまして今回のこの法律案が提案されておるのであります。従つて、われ／＼国民の負担軽減をいねがうものといひましては、この法律案に對しては、だれ一人として反對するものはないはずであります。(拍手) 共産党、社会党の諸君は反對しておられる。私は、共産党はともあれとして、社会党の諸君が一体どういふ理由で反對しておられるのか、これを検討してみたいと思つております。

社会党の諸君の御反對の理由は二つあるように考えるのであります。すなわち一つは、減税を計画しながら、その裏にいわゆる増収の水増しを計画しておるじやないか、すなわちこれは、とりもなおさず実質上の減税ではない

じやないか、こういう御議論であります。これは、せんだつての總理大臣及び大蔵大臣に對する社会党の水谷君の代表質問演説の中に現れておるのであります。川島君も、ただいま、そういうことを申し上げておられるのであります。

この水谷君の代表質問では、どういふことを言つておるか。政府は六十三億円の減税を掲げておるが、一方に六十八億円の増し増収を予定しておる、これはすなわち減税のための減税だ、いわゆる羊頭を掲げて狗肉を売るのたぐいであるといふことを申し上げておるのであります。さらにまた、明年度政府は七百五十億円の減税を計画しておるが、結局これまた水増し増収を予定しておるのであつて、つまるところは、これは勤労大衆の負担をしわ寄せをさせるものであるといふことを申し上げておられるのであります。しかし水谷君ともあろう方が、一体今回の補正予算書をよく御検討になつて、かかることを申されたのであるか。この補正予算の中には、なるほど源泉所得税におきまして二百五十六億圓、法人税において百八十六億圓の自然増収を見込んでおります。また一方におきまして、申告所得税におきましては三百三十二億圓の自然減収を見込んでおります。差し引六十八億圓の自然増収を見込んでおるのであります。従つて、これら自然増、自然減が一つ／＼はたして水増しであるか水増しでないか検討して行くこと

に問題があるであろうと思ふのであります。

そこで、まず源泉所得税の二百五十六億円の増収であります。これは給與所得の増加に起因するものであります。試みに、昨年の九月から今年の九月へかけましての賃金の上昇率を調べてみようと思ふのであります。労働省の調べによりますと、全産業名目賃金におきましては、昨年九月を一〇〇といたしますと、今年九月は一・一七で、一割七分の上昇であります。逆にCPI、すなわち消費者物価指数を調べてみますと、これは九三に下落しております。従いまして、実質賃金は一二・五・八、すなわち二割五分の上昇を示しておりますのであります。従いまして、論より証拠、次第に源泉所得税が増収になりまして、特に今年の八月以来は、源泉所得税は毎月百億円を突破して収入が増加して来ておるのであります。従つて、今回の税収見積りの千八百八十三億円は一月百億円に満たないのであります。決して水増しとはいへないのであります。(拍手)

またこの源泉所得税の増収の理由につきましても、まだ一つ大きな原因があるものであります。すなわち、最近申告所得税の大口納税者が、どしどし会社あるいは法人企業体に変更して来ておることあります。たとへば今年の夏、大蔵委員会が国政調査をいたしました際に、名古屋国税局において調べてみますと、この局管内におきまして、

て、昨年の大口所得者第一位から六位までの個人所得者のうち四人までの人が、今年は株式会社組織がえをしておるのであります。従いまして、昨年度まで申告所得税を納めておられたこれらの方々は、今年は源泉所得税及び法人税に振りかわつておられるのであります。この傾向は、全国的に次第にふえて来ておるのであります。従いまして、源泉所得税の自然増収は必ずしも勤労大衆のみにしわ寄せをしておられないということがわかるのであります。

(拍手)

次に申告所得税の点であります。御承知の通り、昨年度の申告所得税の当初予算は千九百億円でありまして、しかし、昨年の臨時国会におきまして、自然減収を二百億円と見積つておりまして、今年の三月におきましては、税法上の減で二百億円減を認めております。しかも、この補正予算におきましては三百三十二億円の自然減を計上いたしまして、現在わずかに千七百七十億円の見積りをしておるのであります。昨年度の当初決定と比べてみますと七百三十億円の減収を見ておるのであります。これはもちろん、合算課税の廃止あるいは基礎控除の引上げ、あるいは扶養家族控除の引上げ、これら税法上の減もありまして、そのほかに中小企業の不況、農村の不振からいたしまして、大幅な減収をここに明らかに認めておるのであります。

社会党の諸君は、みづから勤労者の

政党であると言つておられる。従つて源泉所得税については、この増収について非常に御反対になつておられます。しかし申告所得税なるものは、その九割までは農民と中小企業者の税であります。この申告所得税の大減収につきましては社会党が一言もお話にならぬということば、社会党は農民や中小企業者の政党でないといわれてもさしつかえなからうと思ふのであります。

(拍手)

次に、法人税におきましては百八十六億円の増収を見込んでおります。しかしこれにつきましては、現在までどうでありますか。この十月末の実績を調べてみますと、予算に対しては、すでに現実の税収は七・六割をあげておるのであります。昨年と比較しますと、昨年の同期は予算に対してわずかに五・一割、昨年に比して二・六割増収を現実にあげておるのであります。(苛酷請求だ)と呼ぶ者あり。これはもちろん、朝鮮の事変の関係上、特需の影響あるいは輸出の好調などの好影響などの事情もありまして、一方におきまして税法が非常に合理的になつて参りました。各事業会社が正当に利益を計上いたしまして、一方に納税し一方に資本蓄積を行つて行こうとする正常な状態に立ち返つて来ておる証拠であります。(拍手)この点は、わが党内におきまして、その施策が着々と効果をあげつつあるものであると私は考へるのであります。(拍手)この法

人税は、申すまでもなく大資本、大会社の負担する税であります。ただいまそこら辺で苛酷請求と申されましたが、この法人税の増収こそは、むしろ共産党、社会党の諸君が最も望まれるのが当然であるはずであります。(拍手)

「もつととれる」と呼び、その他発言する者多し

○副議長(若本信行君) 静粛に願ひます。

○奥村又十郎君(総) もつととれると申しますが、もつととれるほどに堅実に税収を見込んであるということに申し上げたのであります。もしかりに社会党の水谷さんが、これらの補正予算を十分に検討してこのことをお話になつたとするならば、これこそは国民大衆を欺いた言葉であると言へるのであります。(拍手)また一方、もしこれらのことを知らずして、ああいう演説をなさつたとするならば、かりそめにも社会党の財政通、元の商工大臣たる者が、何と甘い演説をしたことか。(拍手)これこそは水谷さんの発明言葉、サツカリ演説であつたと言へるのであります。(拍手)

社会党の諸君の第二の反対の理由は、減税のし方が足らぬということでありまして、そこで、今日の大蔵委員会の討論におきましては、社会党の田中君は、基礎控除四万円、扶養控除二万円、これは川島君もここで主張しておられますが、こういう大減税をしなればならぬ、従つて、かかる小規模な

減税では出直して来いというお言葉であります。これは、まことにけつこうであります。

○副議長(若本信行君) 奥村君に申し上げます。時間が参りましたので、結論をお急ぎ願ひます。

○奥村又十郎君(総) 一体その減税を実現するがためには、財源をどこから出して来るのか。基礎控除を千円引上げんがためには、三十億円の減税の財源が必要であります。また扶養控除を千円引上げんがためには、六十億円の財源が必要であります。社会党の諸君の要請通りにするがためには、六百億円の財源が必要であります。社会党の諸君は、やれ公共事業費をふやせ、やれ平衡交付金をふやせ、いや給與ベアスを上げるといひながら、一体この六百億円の減税の財源をどこから出して来るのか。(拍手)共産党の宣伝演説ならわかりませんが、かりそめにも一旦は政局を担当した社会党なるものが、そういう財源の裏づけのない無責任なことを言うということは、はなはだ遺憾であります。国会の審議権を尊重しろ、という決議をせられる社会党の方々なら、もう少し勉強して出直して来られたいのであります。(拍手)

私は、申告所得税の確定申告一箇月延長の件について申し上げたいと思ふのであります。従来、税務当局が更正決定をいたします場合には、実額調査によらずに、いわゆる推定あるいは見込みの決定をやつたということは確

かにあります。またはなほだしとき
には割当課税をやつておつたのであり
ます。かようなことでは、納税者には
なほだ不服を與へ、異議申立てが提出
したのであります。かような見込み推
定の決定をやりましたから、異議申立
てを受けまして、實際調べてみると、
根拠もない決定であつた。すなわち
誤訂正がなはた多いといふことは
事實であります。しかし政府が……

ました。予算書を見れば明らかによ
うに、税金は当初予算より五億四増加
しておるのであります。税金が増せば
増税であります。税金が五億四増して
おるのにこれを減税といふのは、日本
の文字の読めない、どこかの國の人だ
と言わざるを得ないのであります。し
かも、この増税をどこかのために、委
員会におきましては、政府がさまざま
の資料を提出して来たのであります。
たとえば勤労所得税では、米が値上り
しても、このやり方によつて一％と少
しは税金が安くなると言つてゐる。米
の値上りだけと比較しておるのであり
ます。最近における諸物価の高騰、地
方税の増徴を考慮に入れるならば増税
となることは明らかであります。さら
に農民、中小企業者に対する申告所得
税につきましては、この名目上の減税
さへ何も今度はやつてないのでありま
す。しかも委員会におきまして、主税
局長みずから、本年度の予定申告より
も農民に対しては一八％、中小企業者
に対しては二五％を多く見積り、水増し
を行つたといふことを公然と認めておる
のであります。これは明らかに増税で
ある。

えて、国税、地方税と合せてさらに四
千億円が徴税されようとしておりま
す。すでに疲弊のどん底にある農民並
びに中小業者の生活が、まったく根底
から破滅し、植民地奴隷になることは
明らかであります。

ります。(拍手)
○副議長(岩本信行君) 宮腰喜助君。
〔宮腰喜助君登壇〕
○宮腰喜助君 私は、国民民主党を代
表いたしまして、四法案に対して、強
い希望条件を付しまして賛成の意を表
するものであります。

常によりと考へるのであります。この
際政府は、何人にも記載のできる簡易
表をつくるべきであると思へるのであ
ります。

○奥村又十郎君(統) かようなことを
やらんとするならば、おそらく納税者
の不信を買ひ、申告納税制度そのもの
を政府みずから蹂躪することになるの
であります。この際におきまして、政
府はこの態度を一掃いたしまして、実
額の調査をして善処せられたいのであ
ります。それがための確定申告の二箇
月の期限延長は最も時宜に適した方法
でありまして、これによつて十分の御
調査をされ、善処せられたいと思ふの
であります。

たといふ奥村君は、水増しの増税で
はないといふことをしきりに弁解され
てゐる。自由党は、この増税案に賛成してお
るのであります。このところでもない増
税案に皆さんは賛成しておるのであり
ます。こんな重い税金は拂えません。
すでに十月末までに、差押えは百万千
円に達し、三百万円が差押えられてお
るのであります。今後この年の額を控

この税制改革をさししましたドッ
ジ氏は、昨日歸朝するにあつて談話
を発表して、その中で、資本蓄積にな
らぬような減税はするなといふことを
言つておる。ここに、この戦時態勢の
ための、独占資本擁護のための、人民
収奪のための税制であることが明らか
になつておるのであります。同時にま
た、この税制がたれのさしすによつ
て、どこの國の利益のために行われて
おるかも明らかであります。われわれ
は、日本民族の名において、かかる植
民地的税制に絶対に反対するものであ
ります。

第一に、所得税法臨時特例法案に関
して申し上げます。――私は、この四
法案について具体的な問題について討
論を申し上げます。

第二に、砂糖消費税法の一部改正で
あります。今回は輸入砂糖及びあめ、
ぶどう糖の甘味品増加により国内産糖
の価格が値下りを來し、その負担が相

私の討論はこれをもつて終ります。
(拍手)
○副議長(岩本信行君) 米原親君。
(米原親君登壇)
○米原親君 私は、日本共産党を代表
しまして、ただいま上程されました四
つの法案に対し反対の意見を述べらる
のであります。

自由党は、この増税案に賛成してお
るのであります。このところでもない増
税案に皆さんは賛成しておるのであり
ます。こんな重い税金は拂えません。
すでに十月末までに、差押えは百万千
円に達し、三百万円が差押えられてお
るのであります。今後この年の額を控

この税制改革をさししましたドッ
ジ氏は、昨日歸朝するにあつて談話
を発表して、その中で、資本蓄積にな
らぬような減税はするなといふことを
言つておる。ここに、この戦時態勢の
ための、独占資本擁護のための、人民
収奪のための税制であることが明らか
になつておるのであります。同時にま
た、この税制がたれのさしすによつ
て、どこの國の利益のために行われて
おるかも明らかであります。われわれ
は、日本民族の名において、かかる植
民地的税制に絶対に反対するものであ
ります。

第一に、所得税法臨時特例法案に関
して申し上げます。――私は、この四
法案について具体的な問題について討
論を申し上げます。

第二に、砂糖消費税法の一部改正で
あります。今回は輸入砂糖及びあめ、
ぶどう糖の甘味品増加により国内産糖
の価格が値下りを來し、その負担が相

当重くなつておるので軽減せしめんとするために提案されたものであります。しかし、白砂糖は無税で、黒砂糖、白下に関しては税を負担せねばならぬといふことは、国内砂糖産業発達のためにも白砂糖と平等に取扱ふべきであると考えるのであります。他方水あめ業者に対する考慮も一層必要であるのであります。水あめ業者は、物品税が高税率なため、正規の業者がやみ業者の脱税者のために圧迫を受けまして、全国の生産工場の閉鎖されたものは相当あります。この点も十分今後考慮せねばならないと考えるものであります。

第三に、揮発油税法の一部改正に関する法律案であります。今回の改正は、揮発油税は、従来の従価税率、すなわち小売価格百分の百であるものを従価税率に改正し、税率を百分の三十方引下げたのであります。このような下げ方ではまだ十分ではありませんが、一応今後の修正をお願いするものであります。希望条件といつたしましては、このガソリン税なるものは、目的税、すなわち受益者負担金のごとく、道路改修費として今後使用してもらいたいと希望を申し上げておきます。

また物品税法の一部改正に関する法律案に對しましては、本来税制は、間接税より直接税に移行するのが近代税制の根本原理であります。今回政府で提出された法案を見ますと、まだ國民生活の必需物資にしてなお減税に

ならず、依然として重税を課されておるものがあります。他方、生活必需物資でなくして減税されておるものもあるもので、物品税の税対策として矛盾するものも相当あります。現在の日本の國民経済より考へて、これを他の消費者に転嫁することは非常に困難なので、生産者が負担を余儀なくされるものが相当多く、日本産業発達に重大な影響を及ぼしているのであります。従つて業者の中には、物品税を脱税せんとする者が非常に多くなりつつあるものであります。従つて、税制に対する考

え方が間違つた方向に向けられるおそれがあるので、政府は物品税の減税並びに廃止に關しては厳格なる調査と公平なる処置を特にお願いとすると同時に、今後大幅に減税されんことをお願ひするものであります。また最近、物品税に關して、割当等の方法により、各税務署より納税者に対して強力に要求される場合をたび／＼耳にするのであります。物品税の賦課徴収の根本方針に誤りあるものであります。これは一例ではあります。家具の全國物品税のごときは、二十五年度の徴収に關する予算表には四億四千二百万円となつておるにかかわらず、すでに十億も突破して徴収されておる事実があるものであります。この点より考へても、物品税は大幅に引下げることが可能であります。政府は今後の改正で大幅に減税されんことを希望を述べまして、私の討論を終りたいと思ひます。(拍手)

○副議長(若本健行君) これにて討論は終局いたしました。

まず所得税法臨時特例法案及び物品税法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(若本健行君) 起立多数。(拍手) よつて両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

次に砂糖消費税法の一部を改正する法律案及び揮発油税法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(若本健行君) 起立多数。(拍手) よつて両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

國家公務員に對する年末手当の支給に關する法律案(内閣提出)

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議事録 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、國家公務員に對する年末手当の支給に關する法律案及び特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案の両案を一括議題となし、この

際委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(若本健行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(若本健行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

國家公務員に對する年末手当の支給に關する法律案、特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、右兩案を一括して議題といたします。委員長長の報告を求めます。人事委員長田中伊三君。

國家公務員に對する年末手当の支給に關する法律案

國家公務員に對する年末手当の支給に關する法律

(年末手当の支給)

第一條 國家公務員(常時勤務に服さない者であつて政令で定めるものを除く)であつて十二月十五日に在職するもの(以下「職員」といふ)に對しては、年末手当を支給する。

(年末手当の額)

第二條 年末手当の額は、職員の給与月額に、その者のその年中における在職期間に應じて、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月以上の場合

百分の五十

二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の三十

三 在職期間が三月未満の場合 百分の十五

前項の給与月額は、一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」といふ)については、その者が十二月十五日現在において、受けるべき同法に規定する俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額とし、その他の職員については、一般職の職員の給与月額に準じて政令で定める額とする。

(年末手当の支給時期)

第三條 年末手当は、毎年十二月十五日(その日が日曜日に當るときは、十二月十六日)に支給する。

(年末手当の支給細目)

第四條 第二條第二項及び前條に規定するものの外、在職期間の計算方法その他年末手当の支給に關し必要な細目は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和二十五年年度の年末手当については、第一條及び第二條第二項中「十二月十五日」とあるのは、「この法律施行の日」と、第三條中「毎年、十二月十五日(その日が日曜日に當るときは、十二月十六日)」とあるのは、「この法律施行の日か

「十日以内」と読み替えるものとす。

国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第十六号を次のように改める。

十六 宮内庁長官、侍従長、皇太后宮大夫、東宮大夫及び式部官長

同條第十九号から第二十三号までを次のように改める。

十九 首都建設委員会委員

二十 日本芸術会議員

二十一 旧軍港市固有財産処理審議会委員

二十二 漁港審議会委員

二十二の二 商品取引所審議会の会長及び委員

二十三 侍従、女官長、皇太后宮女官長、東宮女官長、女官、皇太后宮女官、東宮女官及び皇子女官

第九條の見出しを「(首都建設委員会委員等の給与)」に改め、同條中「全国選出議員選挙管理委員会委員等」を「首都建設委員会委員等」に、「千円」を「千八百五十円」に改める。

第十條の見出しを「(侍従等の給与)」に改める。

第十一條但書を次のように改める。

但し、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律を廃止する法律(昭和二十五年法律第九十号)の規定によりな

別表

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	六〇、〇〇〇円
國務大臣	
人事官及び検査官	
国立国会図書館長	
国家公安委員会委員	
公正取引委員会委員長	四八、〇〇〇円
地方財政委員会委員長	
全国選挙管理委員会委員長	
公益事業委員会委員長	
文化財保護委員会委員長	
大使	
内閣官房長官	
衆議院及び参議院の事務総長	
地方行政調査委員会委員長	
外国為替管理委員会委員長	
統計委員会委員長	四五、〇〇〇円
電波監理委員会委員長	
証券取引委員会委員長	
宮内庁長官	

おその効力を有する旧政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律(昭和二十二年法律第七十一号)第十一條の規定の適用を妨げない。

第十二條第一項中「俸給額の百分の十から百分の五十の範囲内の額」を削り、同條第二項中「百分の三十を百分の十二に改める。

第十四條第二号中「全国選出議員選挙管理委員会委員等」を「首都建設委員会委員等」に改める。

別表を次のように改める。

政務次官	四三、〇〇〇円
衆議院及び参議院の法制局長	
内閣官房副長官	
公正取引委員会委員	
地方財政委員会委員	
全国選挙管理委員会委員	
外国為替管理委員会委員	
電波監理委員会委員	四〇、〇〇〇円
公益事業委員会委員	
証券取引委員会委員	
運輸審議会委員	
侍従長	
公使	
地方行政調査委員会委員	
中央更正保護委員会委員	三六、〇〇〇円
文化財保護委員会委員	
皇太后宮大夫	
東宮大夫	三〇、〇〇〇円
式部官長	
秘書官	
八号俸	二六、〇〇〇円
七号俸	二四、〇〇〇円
六号俸	二二、〇〇〇円
五号俸	二〇、〇〇〇円
四号俸	一八、〇〇〇円
三号俸	一六、〇〇〇円
二号俸	一四、〇〇〇円
一号俸	一二、〇〇〇円

附 則

1 この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

2 左に掲げる政令は、廃止する。

皇太后宮大夫等の給与に関する政令(昭和二十五年政令第九十号)

漁港審議会委員並びに商品取引所審議会の会長及び委員の給与に関する政令(昭和二十五年政令第三百五号)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

(田中伊三次君登壇)

○田中伊三次君 たたいま議題となり
ました国家公務員に対する年末手当の
支給に関する法律案並びに特別職の職
員の給与に関する法律の一部を改正す
る法律案につきまして、人事委員会に
おける審議の経過並びに結果の概要に
ついて御報告を申し上げます。

まず国家公務員に対する年末手当の
支給に関する法律案につきまして御報
告を申し上げます。

御承知のように、国家公務員に対し
ましては、その生活上の特殊事情に基き
まして、古くより年末には賞與を支給す
ることが例となつておりましたが、終
戦後は、諸種の事情から、従来の賞與
制度はやめることとなりました。しか
しながら、年末における生活事情の特
殊性は、まだ解消したわけではござい
ませんので、毎年年末には、賞與に
かわるべき何らかの給與の増額措置を
とつて来たのでございます。しかしな
がら、これらの措置は、御承知のごと
くにその年度限りの臨時措置として行
われたにすぎないのでございますから、
毎年年末が参りますと、この種の
年末手当の支給問題をめぐりましてし
ばしば困難な紛議を重ね、またこれが
ためには公務員の諸君も安心して年末
に処することができないというよう
な、まことに気の毒な実情を繰返して
参つたのであります。そこで、以上のよ
うな事情にかんがみ、かつまた人事院
の勧告もあることで、年末給與の趣旨
に従ひまして、本年度以降は年末手当

をあらかじめ予算に組み込みまして公
務員諸君の給與の改善をいたし、生活
安定の一助とすることにいたしました。こ
ういふのが、政府の本法律案を提案して
参りました理由でございます。

次にこの法律案の内容を簡単に御説
明申し上げます。第一に、年末手当
の支給の範囲は一般職及び特別職の
国家公務員の全部といたします。ただ一
部の、常時勤務に服さない非常勤職員
につきましてはこれを除外することに
いたしておることでございます。第二
点は、年末手当の額は給與月額額の二
分の一を最高といたしまして、その年中
における在職期間に応じて支給額に若
干の差別を設けておることでございます。
第三に、その支給の日は原則とし
て毎年十二月十五日ということにいた
した点でございます。以上がこの法律
案のおもなる要旨でございます。

次に特別職の職員の給與に関する法
律の一部を改正する法律案について、
その概要を申し上げます。従来、特別
職の職員の給與については、一般職の
職員の給與との権衡におきましてその
給與がきめられておつたわけでござい
ますが、今回一般職の職員の給與が改
訂されることになつたので、特別職の
職員につきましても、一般職同様、こ
の法律に所要の改正を行い給與の改訂
を行うとともに、あわせて国会閉会中
に新たな特別職の職員となりましたも
のをもこの適用範囲に加えて参らうと
いうのが、この法律案の提案理由でござ
います。

この改正要旨は、国会閉会中新たに
特別職の職員となり、政令で定めてお
りましたものを適用の範囲に加える
という点が第一点、第二点は、内閣総
理大臣等の給與については、一般職の
職員の給與改訂との均衡をはかる目的
から、かつその職務内容に応じて別表
を改正いたしました点でございます。第三
は、首都建設委員会の委員などの給與
は、従来一日千円の範囲内で手当を支
給されておつたのでございますが、こ
れも一般職の非常勤職員である委員で
あるとか、顧問であるとか、参與であ
るとかいうような人々と同じように、
一日千八百五十円に改めることにいた
しました。第四に、食糧配給本部の特
別手当を、一般職の公団職員と同様
に、従来の三割を一割に改めるという
ことにいたしました点であります。

この西法律案は、十二月四日それ
ぞれ人事委員会に付託となりまして、
同日政府の提案理由をただちに聴取い
たしまして、引続いて質疑に入つたの
でございます。

詳細なことは速記録に譲りますが、
そのうち特に重要と考へます点を一、
二点拾つてみますと、質疑応答のお
もなるものとして、まず国家公務員に
対する年末手当の支給に関する法律案
について申し上げます。

人事院の意見によると、年末賞與は
給與月額の一箇月分だと言つておるの
に、半月分にしたのは一体どういふわ

けかという質問がございました。これ
に對しまして政府からは、それは多い
のに越したことはないのだが、しかし
ながら、予算の関係上半月分以上は断
じて支給することができないという財
政事情であるから承知をしてくれとい
う答弁がございました。またこの法律
案の第一條に「常時勤務に服さない者
であつて政令で定めるものを除く。」と
いうことが書いてあるが、この年末手
当の支給範囲から除外されるものとし
て想定されている種類の人々はどうい
うものかというこの質問がございま
した。これに對しまして、そういうふ
うに予定されておる者は、未帰還の職
員、それから帰還後まだ身分が保留
中である人々、それから停職、休職期
間中の者、また職員団体のうち専従
者、非常勤職員、給與の支給を受けて
いない人々、こういう人々を予定して
おるといふ答へがありました。しかし
ながら、非常勤職員の中でも、一年以
上勤務をして、いわば常勤的職員とし
て取扱つてやりたいような人々がた
くさんあるが、そういう人々に對しては
どうなさるかという熱心な質問がご
ざいました。これに對しましては、本
案の法律の趣旨から申すと支給ので
きない者ではあるけれども、しかしな
がら、その法律の趣旨をできるだけ
くみとることとして、賃金の増進等
の方法によつて、実質的にはこの法律
に準じて相当額の給與を受けることが
できるように措置したいという誠

意ある答弁がこれに對してございま
した。

次に特別職の職員の給與に関する法
律の一部を改正する法律案について、
おもな点を一点だけ御報告申し上げま
す。

この法律案において、内閣総理大臣
などの高給の俸給者については大幅な
増額をしておるじやないか、かかるに進
駐軍の労働者についてはそういう扱い
をしておらないのはどういふわけかと
いう質問がございました。これに對し
て政府からは、進駐軍労働者に対する
支給条件並びに支給方法については、
規定によつて特別調達庁の長官と大蔵
大臣との間で協議をして支給すること
になつてゐるから、その協議の際にで
き得る限り善処するといふ、これまた
誠意のある答弁がございました。この
ほか詳細は速記録によつて御承知を願
ひたいと存じます。

本日質疑を終了いたしましたので、この
西法律案を一括して議題とし討論に入
りました。が、藤枝東介君より自由党を
代表してこの西法律案に賛成の意を表明
せられ、平川委員は国民民主党を代表
せられ、成田委員は日本社会党を代表
せられ、加藤君は日本共産党を代表せ
られ、岡田君は労働者農民党を代表せ
られまして、それ／＼これに對して反
對の意向を表明せられました。

続いて採決に入つたのであります
が、起立多数をもつてこの西法律案は
それ／＼可決すべきものと議決せられ

た次第でございます。

この段階報告を申し上げます。(拍手)

○副議長(根本信行君) 討論の通告があります。これを許します。平川篤雄君。

〔平川篤雄君登壇〕

○平川篤雄君 国民民主党を代表いたしますして、両案に対してわが党の基本的態度を申し述べて反対いたします。

先般の給與法案の討論において指摘いたしました通り、この法律にいたしましても、その成立の過程において、あるいは今後の実施上の問題において、本来の給與政策を所管いたしますところの人事院の本質というものを政府みずから破壊している点を遺憾ながら認めざるを得ないのであります。

(拍手)

次に内容につきまして、本案は半箇月分の年末手当を支給することになつておるのでありますが、わが党は一箇月分の年末手当を支給することを妥当と認め、従来さうに実現することに努力を続けて来たものであります。政府におきましても、財政的に困難であるという理由しかないものであつて、実際は一箇月分やりたいという意を表明しておられるのであります。しかしながら、われ／＼国民が知つております範圍におきましては、かつて予算を編成する過程におきましては、数字的に明らかに一箇月分というものが計上せ

られておつた段階があり、かつしばしば政府当局も、公務員に対して一箇月分の手当を約束をいたしておつた事実があるのであります。さうなことを考えますときに、財政的理由をもつてこの一箇月分が不可能であるといふことは納得が行かない点であります。またこれに準じて支給せらるべき地方公務員の年末手当につきましても、平衡交付金の問題がまだはつきりいたしておりません。一つの例をあげれば、文部当局のごときは、明らかに平衡交付金の中には教職員に対する年末手当の支給分が加わつておるといふことを申しておつたりいたしまして、政府自体の中にも私は納得の行かない意見の不一致があるように考えざるを得ないのであります。(拍手)

そも／＼減税であるとか、あるいは公務員の優遇であるとか、教育の振興であるとか、あるいは農村を救うという問題につきましても、吉田総理以下しば／＼説かれたところでありまして、これは自由党内閣の基本的な、大事な題目であつたろうと思つてあります。この給與関係の問題につきましても、同じく国民ひとしく自由党の英断を期待いたしておつたのであります。しかるに、現われて出ました予算案というものは、ただいまあげましたような点が一向ないのであります。われ／＼は、ここにおきまして、自由党が公約いたしております農村を救う予算、教育を振興する予算、公務

員を優遇する予算、実質的な減税になるやうした意味の予算案を編成いたしまして、われ／＼司令部に對しておつたのも直接折衝を開始いたしておつたのであります。これに關連いたしまして、一箇月分の給與を支給するがごとく年末手当の法案を改正せんと私どもは意圖いたしたのであります。しかるに御承知のように、昨夜の予算委員会並びにそれに続きました本会議というものは、われ／＼のかかる努力を無視いたしまして、一方的に、独断的に暴力的にこれを阻止いたしましたことは、国民ひとしく知つておる事実であります。(拍手)

われ／＼は決してむりな予算修正案を考へておつたのではない。二十四年度の剰余金あるいは外国為替特別会計に繰入れる分を中止いたしましたり、あるいは本年度の債務償還費の未済分を一部これにまわすというやうな点で財源を求めまして、予算の総額の中においてこの修正をいたそうと考へたのであります。八千五百八十八億といたしまして一月より実施する、年末手当は一箇月分を支給する、あわせて六十二億八千万円の修正案を考へておつたのであります。われ／＼は、このやうな点につきましては、おそろしく自由党の諸君といえども、政府といえども、皆さんの公約にそのまゝ沿つた修正案でありますので、必ずや賛成を得られるものと確信をいたしておつたのであります。(拍手)

われ／＼は、今この予算の修正にあたりましてここに思ひ起すのでありますが、本日私どもの提出いたしました地方公務員法案に対する修正案が、折衝の結果了承を得られまして、ただいま委員会において審議中でございます。私は、ボツダム政令をもつて例の電力再編成を断行いたしましたために、国内にはうはいとして起つております自由党政府の国会審議権を尊重せよという声、これに應じて、かかる修正案というものが、前例に乏しい一つとして承を得られたものであると考へておるのであります。このやうに具体的に、現実的に現われておりますことを冷静に判断いたしますならば、われ／＼の修正案というものは、必ずこれは了承を得られて議決せられることになつたろうと確信をいたしております。(拍手)しかるに、それが中道において、諸君たちのなはだ暴力的な行為によつて阻害せられたということ

は、国会のため、国のため、まことに残念にたえないのであります。(拍手)われ／＼は、かかる見地から、今後といへども衆議院の活動を通じまして、本年末手当法案の修正と、その裏づけになります予算の修正を必ず実現すべく最後まで闘う意思を表明して反対意見といたします。(拍手)

○副議長(根本信行君) 藤枝泉介君。

〔藤枝泉介君登壇〕

○藤枝泉介君 自由党を代表いたしますして、ただいま議題となつております

二つの法案に賛成するものでございませう。

まず年末手当の法律でございますが、年末のわが国の生活事情、あるいは職員の給與の狀態その他から考えまして、ある程度の手当を支給することが望ましいことは当然なのであります。が、終戦後の制度が確立されておりましたために、毎年末いろいろ困難な問題が生じておりましたことは御承知の通りであります。しかし、今回公務員の給與改善の一環といたしまして年末手当の制度が確立されましたことは、まことに妥當な処置であらうと思ひまして、全面的に賛成するものでございませう。この手当の制度は、去る二日、本院を通過いたしました給與改訂の法律案と一体をなして政府の給與改善の体系をなすものでありまして、この意味において理解するならば、本法

案が公務員の生活の改善に重要な意義のありますことを御了解願えらると思ふのでございませう。

今回の手当が、その額が半月分であるといふところに反対の諸君の問題があるやうでございます。確かにこの種の手当は多いほどよろしいとは言えませんが、しかしながら、一面の問題は、国民負担並びに国の経済・財政状態ともならみ合せなければならぬことはいふまでもないのであります。この法案は国家公務員のみに関するものでございませうけれども、おそろしく地方もこれにならうこととなるのであります。

う。もちろんこれは地方の負担においてなされるのでありますけれども、中央地方を通じての国民の負担は決してさうではないのであります。従いまして、これらを勘案いたしましてこの程度の額にとどめましたことは、目下の中央地方を通じて、この財政状態としては妥当なる処置と考えるのであります。

なお、この法律案が給與の体系をくずすものであるという反対論があるのでもありますが、今回の年末手当は決して一般職のみではないのであります。各種の特別職にも適用されるものでありますから、各種のこの給與の法律に本法律案と同様の條項を一々挿入するの煩を避けて、一括して別個の法律案としたのにとどまらう。これが実施にあたりましては、一般職及び各種の特別職の所管に依りてこれを行うものであります。何ら給與体系を乱すものではございません。またこの点では決して戦前の實與的、恩惠的なものではございませんで、一年を通じての給與の一環としていたしまして、その支給の時期をわが国の生活慣習に合致せしめんとするものでありますから、むしろ給與体系を整備したものであつてさういふ心配はないと思ふのであります。

次に特別職の法律案でございますが、これは去る二日、本院を通過いたしました一般職の給與改訂に準ずる処置でありまして、一般の給與改訂と同様の趣旨におきまして賛成をい

たすものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 成田知巳君。

(成田知巳君登壇)

○成田知巳君 たいだいま議題になりました二法案に對しまして、社会党を代表して一括反対の討論をいたすものであります。

特別職の職員に給與に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、さきに本議場におきまして、一般職の給與改正法律案に對して同僚松澤議員から詳細に反対理由を述べておりまして、これとほぼ同様でございますので、年末手当の法律案についてのみ反対の要旨を申し上げたいと存じます。

さきに人事院は、私たちから見ますとまことに謙虚に過さると思われまうところの八千五百八円ベースと、一年十三箇月分の支給の給與を政府になしたものであります。この控え目の給與さえも政府並びに與党は無視、蹂躪いたしまして、給與とはおよそほど遠い政府原案を、今国会、衆議院を多致をもつて通過させたのであります。ただいま提案になりました年末手当法案を拜見いたしますと、その額は半箇月、しかも先ほど委員長報告にもありましたように最高半箇月でありまして、短期勤務者は給料の一割五分しか與えられない。平均しては、はるかに半箇月分以下という、まことにすずめの涙ほどの年末手当であります。申すまでもなく、国家公務員が職業

権、団体交渉権をあるいは剥奪され、あるいは制限されておる現状におきまして、マ驚簡にもあります通り、あるいは国家公務員法にも規定しておるがごとく、政府は公務員の福祉のために十分の努力を拂う重大な義務があるものであります。人事院勧告が尊重されなければならぬゆえんもまたここにあらうのであります。しかるに政府は、人事院勧告を無視することを常習といたしまして、国家公務員より奪うものは奪ひ、與えるものは與えないといふ、まつたく片手落ちの態度に終始しておるのであります。(拍手)

眞偽のほどは、つまびらかにいたしません。が、聞くところによりますと、さきの内閣改選にあたり、政務次官選考におきまして、党に對して、いかなる形かは存じませんが、有形無形に功績のあつた人がその選考から漏れようとしたときに、その人は党の幹部に申し出て、とるものはとる、與えるものも與えないのはけしからぬと仁義を切られたものであります。その仁義が採用された。とるものはとり、與えるものは與えるという、当然の論理が次官選考の際尊重される以上、国家公務員に對しまして、罷業権、団体交渉権を奪う以上、同時に勧告の趣旨に従ひ一箇月分の手当を出すことは当然の帰結だといふなければなりません。(拍手)

先ほどの人事委員会における廢校議員の賛成討論の一つの理由といたしまして、本法案が通過すれば、同僚地方公務員にもこれに準じて年末手当が出されるという、まことに奇妙きつな議論をなされておるのであります。御承知のように、昭和二十五年の補正予算を見ますと、平衡交付金の増額はたつた二十五億円であります。そのうちには半箇月分の年末手当も含まれておらないといふことを、政府自身はつきり答弁いたしておるのであります。御承知の通り、地方行政委員会におきましては、自由党の諸君も加へまして、満場一致で平衡交付金八十三億増額の地財委の勧告を採択いたしておるのであります。去る二日の国会審議議決の決議におきまして、倉石氏は、電力再編成にあつては政令が出たがやむを得ない、しかしながらそれ以外においては、自由党も国会審議議決の尊重において他党に劣るものではないと発言されております。もしかりとすれば、幸い予算案については政令のごとき強行手段がとられておりません。国会審議議決の尊重に燃ゆる自由党の諸君は、今こそ右決議に基いて平衡交付金八十三億の増額を予算化し、その実を示すべきであります。(拍手)

もし半箇月分の年末手当と地方公務員、教職員がもらえないというに至つては、正月を迎へまして、一合の酒も一片のもちさへも買ふことができないであります。いくら文部大臣が君が代を謳歌して、君が代を歌えと言つても、正月にもちも食べられなく、どうして君が代が歌えるかと問ひたいのであります。

民主的労働組合の圧力と輿論に屈服した結果といへ、政府は国鉄職員に對しまして一箇月分の年末手当支給を決定いたしております。よろしく百尺竿頭一歩を進めまして、国家公務員にも一箇月分の年末手当を支給すべきことを私は要求して、反対の討論を終へる次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 加藤充君。

(加藤充君登壇)

○加藤充君 私は、たいだいま一括上程されました両法案について、日本共産党を代表して反対の意見を陳述するものであります。

まず国家公務員に對する年末手当の支給に関する法律案について申し上げますが、国家公務員の給與の問題は、制度上人事院の專管に属するところであり、年末手当も給與であります。しかるに、この法律案では年末手当を固定化しておりますが、これは人事院の給與体系にもとより、人事院の根本的な権限を不法に侵奪したものだといふなければなりません。かかる態度とやり方は明らかに憲法無視、憲法蹂躪であり、吉田内閣のファッショ的やり方をみずからこの法案に暴露したものであります。これがわが党の反対の第一の理由であります。

次に、さきに通過しました公務員の新給與は斯くて千円アップにはならぬのであります。現在受けてゐる月給の五割、三割、一割五分という、ちよ

うど、ごまめの三つ切り、切身の一きり、お正月は絶對にお祝ひすることができないのであります。(拍手)どうせ出すなら、わずかなものですから、三つ切りなどにはたさずに出すべきだと思いますが、その上に税金の年末調整などということ、この手当は、そのせめてもの、けちな一きれすらも実際待ち焦がれた公務員の口には入らないという結果になるのであります、こんなものを給與の改善、生活安定の一部などと政府は説明しておりますが、これはまったく勤労者を愚弄するもはなはだしきものであります。人事院の勧告にも十三箇月分とあつたのを低い給與にしてしまつたのでありますから、せめて年末の手当といひましては、少くとも二箇月分は出すべきであると考えられるものであります。しかもこれを全国の公務員が一致して要望し、待ち焦がれておるのであります、これが反対の第一点であります。

さらに政府は、いつも出せない／＼と言つてゐるのではありませんが、出せないのでは断じてありません。その証拠に、政府も当初一箇月と言つてゐたのが、先ほど申し上げましたように最高で半箇月になつてしまつたのであります。その根本の原因は、吉田内閣の朝鮮戦争介入などのために諸負担が加わり、その諸負担を、せめてもの公務員の年末手当の中に食ひ込み、子供たちをのせての心待ちの、そのお年玉すら奪つたといふことは、まことに残忍なことでもあります。下級公務員の子供たちがクリスマス夢からさめたときに、靴下に何も入つていないのを見ましたところのその淋しそうな顔が、自由党の皆さんの心の中には浮ばないものでありましようか。家庭の一切まで暗くし、子供のせめてものお年玉まで奪つてしまふような戦争介入のための低賃金政策には断固として反対せざるを得ないのが、わが党の根本的態度であります。

次に特別職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案にも、わが党は断固反対であります。理由はきつめて簡単であります。特別職の下級職員には、調整号俸の切下げなどによりまして、不法不当にも給與の切り下げられる者があるのではありませんけれども、この法律案はそれを無視いたしました、高級職員のみを給與を、しかも大幅に増額したものであつて、下に薄く上に厚いという官僚政策の露骨な表現であるからであります。

以上、簡単に二法案についてのわが党の見解を明らかにし、反対理由を申し述べた次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

両案を一括して採決いたします。両案の委員長は報告はいずれも可決であります。両案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(岩本信行君) この際暫時休憩せられんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。

この際暫時休憩いたします。

午後五時休憩

午後六時五十六分開議

○副議長(岩本信行君) 休憩前に引続き会議を開きます。

地方公務員法案(内閣提出)

○議長(岩本信行君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、地方公務員法案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

地方公務員法案を議題といたします。委員長は報告を求めます。地方行政委員長前尾繁三郎君。

地方公務員法案
地方公務員法

目次

- 第一章 総則(第一條―第五條)
- 第二章 人事機関(第六條―第十條)
- 第三章 職員に適用される基準(第十一條―第十四條)
- 第二節 任用(第十五條―第二十二條)
- 第三節 職階制(第二十三條)
- 第四節 給與、勤務時間その他の勤務条件(第二十四條―第二十六條)
- 第五節 分限及び懲戒(第二十七條―第二十九條)
- 第六節 服務(第三十條―第三十八條)
- 第七節 研修及び勤務成績の評定(第三十九條―第四十條)
- 第八節 福祉及び利益の保護(第四十一條―第四十五條)
- 第一款 厚生福利制度(第四十二條―第四十四條)
- 第二款 公務災害補償(第四十五條)
- 第三款 勤務条件に関する措置の要求(第四十六條―第四十八條)
- 第四款 不利益処分に関する審査の請求(第四十九條―第五十一條)
- 第九節 職員団体の組織(第五十二條―第五十六條)
- 第四章 補則(第五十七條―第五十九條)
- 第五章 罰則(第六十條―第六十二條)

附則
第一章 総則
(この法律の目的)

第一條 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給與、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。

(この法律の効力)

第二條 地方公務員(地方公共団体のすべての公務員をいう。以下同じ。)に関する従前の法令又は條例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程の規定がこの法律の規定に抵触する場合、この法律の規定が優先する。

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第三條 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外に属する職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

二 法令又は條例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会を

の他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

三 臨時又は非常勤の顧問、参事及びこれらの者に準ずる者の職

四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で條例で指定するもの

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

六 失業対策事業及び公共事業のため公共職業安定所から失業者として紹介を受けて地方公共団体が雇用した者で、技術者、技能者、監督者及び行政事務を担当する者以外のもの職

（この法律の適用を受ける地方公務員）

第四條 この法律の規定は、一般職に属するすべての地方公務員（以下「職員」という。）に適用する。

2 この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。（人事委員会及び公平委員会並びに職員に関する條例の制定）

第五條 地方公共団体は、法律に特別の定がある場合を除く外、この法律に定める根本基準に従い、條例で、人事委員会又は公平委員会の設置、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について必要な規定を定めるものとする。但し、その條例は、この法律の精神に反するものであつてはならない。

2 第七條第一項又は第二項の規定により人事委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第八條第一項に規定する人事委員会の事務を処理させる地方公共団体においては、前項の條例を制定し、又は改定しようとするときは、当該地方公共団体の議会において、人事委員会の意見を聞かなければならない。

第二章 人事機関

（任命権者）

第六條 地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、監査委員、公安委員会（特別区公安委員会を含む）、教育委員会、人事委員会及び公平委員会並びに市町村の警察長及び消防長（特別区が連合して維持する警察の警察長及び特別区が連合して維持する消防の消防長を含む。）その他法令又は條例に基く任命権者は、法律に特別の定がある場合を除く外、この法律並びにこれに基く條例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、それぞれ職員の任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとする。

2 前項の任命権者は、同項に規定する権限の一部をその補助機関たる上級の地方公務員に委任することができる。

の地方公共団体の人事委員会に委託して第八條第一項に規定する人事委員会の事務を処理させる地方公共団体においては、前項の條例を制定し、又は改定しようとするときは、当該地方公共団体の議会において、人事委員会の意見を聞かなければならない。

第二章 人事機関

（任命権者）

第六條 地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、監査委員、公安委員会（特別区公安委員会を含む）、教育委員会、人事委員会及び公平委員会並びに市町村の警察長及び消防長（特別区が連合して維持する警察の警察長及び特別区が連合して維持する消防の消防長を含む。）その他法令又は條例に基く任命権者は、法律に特別の定がある場合を除く外、この法律並びにこれに基く條例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、それぞれ職員の任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとする。

2 前項の任命権者は、同項に規定する権限の一部をその補助機関たる上級の地方公務員に委任することができる。

第七條 都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百五十五條第二項の市及び特別市は、條例で人事委員会を置くものとする。

2 地方自治法第五百五十五條第二項の市以外の市は、條例で人事委員

会を置き、又は議会の議決を経て定める規約により地方自治法第五百五十五條第二項の市以外の他の市と共同して人事委員会を置き、若しくは他の地方公共団体との契約によりその地方公共団体の人事委員会に委託して第八條第一項に規定する人事委員会の事務を処理させることができる。

3 第一項又は前項の規定により人事委員会を置き、又は他の地方公共団体に委託して第八條第一項に規定する人事委員会の事務を処理させる地方公共団体（以下「人事委員会を置く地方公共団体」と総称する。）以外の地方公共団体（以下「人事委員会を置かない地方公共団体」という。）は、條例で公平委員会を置くものとする。但し、人事委員会を置かない地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体との契約によりその地方公共団体の人事委員会若しくは公平委員会に委託して第八條第二項に規定する公平委員会の事務を処理させることを妨げない。

（人事委員会又は公平委員会の権限）

第八條 人事委員会は、左に掲げる事務を処理する。

一 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。

二 給與、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度、公務災害補償その他職員に関する制度に

ついて絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。

三 人事機関及び職員に関する條例の制定又は改定に關し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。

四 人事行政の運営に關し、任命権者に勧告すること。

五 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。

六 職階制に関する計画を立案し、及び実施すること。

七 職員の給與がこの法律及びこれに基く條例に適合して行われることを確保するため必要な範圍において、職員に対する給與の支拂を監理すること。

八 職員の研修及び勤務成績の評定に關する総合的企画を行うこと。

九 職員の給與、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、及び必要な措置を執ること。

十 職員に対する不利益な処分を審査し、及び必要な措置を執ること。

十一 前各号に掲げるものを除く外、法律又は條例に基きその権限に属せしめられた事務公平委員会は、左に掲げる事務を処理する。

一 職員の給與、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、及び必要な措置を執ること。

二 給與、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、及び必要な措置を執ること。

三 人事委員会は、第二項第九号及び第十号並びに第四項に掲げるものを除き、この法律に基くその権限で人事委員会規則で定めるものを当該地方公共団体の他の機関又は人事委員会の事務局長に委任することができる。

4 人事委員会又は公平委員会は、法律又は條例に基きその権限に属せしめられた事項に關し、人事委員会規則又は公平委員会規則を制定することができる。

二 職員に対する不利益な処分を審査し、及び必要な措置を執ること。

三 人事委員会は、第二項第九号及び第十号並びに第四項に掲げるものを除き、この法律に基くその権限で人事委員会規則で定めるものを当該地方公共団体の他の機関又は人事委員会の事務局長に委任することができる。

4 人事委員会又は公平委員会は、法律又は條例に基きその権限に属せしめられた事項に關し、人事委員会規則又は公平委員会規則を制定することができる。

5 人事委員会又は公平委員会は、法律又は條例に基きその権限の行使に關し必要があるときは、証人を喚問し、又は書類若しくはその写の提出を求めることができる。

6 人事委員会又は公平委員会は、人事行政に関する技術的及び専門的な知識、資料その他の便宜の授受のため、国又は他の地方公共団体の機関との間に協定を結ぶことができる。

7 第一項第九号及び第十号又は第二項各号の規定により人事委員会又は公平委員会に属せしめられた権限に基く人事委員会又は公平委員会規則又は公平委員会規則で定める手続により、人事委員会又は公平委員会によるのみ審査される。

8 前項の規定は、法律問題につき裁判所に訴す権利に影響を及ぼすものではない。

（人事委員会又は公平委員会の委

官報号外 昭和二十五年十二月六日 衆議院會議録第九号 地方公務員法案

一四一

員

- 第九條 人事委員会又は公平委員会は、三人の委員をもつて組織する。
- 2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に關し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。
- 3 第十六條各号（第四号を除く。）の一に該当する者又は第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者は、委員となることができない。
- 4 委員の選任については、そのうちの二人が、同一の政党に属する者となることとなつてはならない。
- 5 委員のうち二人以上が同一の政党に属することとなつた場合においては、これらの者のうち一人を除く他の者は、地方公共団体の長が議会の同意を得て罷免するものとする。但し、政党所屬關係について異動のなかつた者を罷免することはできない。
- 6 地方公共団体の長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。
- 7 委員は、前二項の規定による場合を除く外、その意に反して罷免されることがない。
- 8 委員は、第十六條各号（第三号を除く。）の一に該当するに至つたときは、その職を失う。

- 9 委員は、他の地方公務員の職を兼ねることができない。
- 10 第三章第六節の規定は、委員の職務に準用する。
- 11 委員の任期は、四年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 12 人事委員会の委員は、常勤又は非常勤とし、公平委員会の委員は、非常勤とする。
- 13 地方自治法第二百四條から第二百六條までの規定は、常勤の人事委員会の委員に、同法第二百三條及び第二百六條の規定は、非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員に準用する。
- （人事委員会又は公平委員会の委員長）
- 第十條 人事委員会又は公平委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならぬ。
- 2 委員長は、委員会に關する事務を処理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員が、その職務を代理する。
- （人事委員会又は公平委員会の議事）
- 第十一條 人事委員会又は公平委員会は、委員二人以上が出席しなければ會議を開くことができない。
- 2 人事委員会又は公平委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。
- 3 人事委員会又は公平委員会の議事は、議事録として記録して置かなければならない。

- （前二項に定めるものを除く外、人事委員会又は公平委員会の議事に關し必要な事項は、人事委員会又は公平委員会が定める。）
- （人事委員会の事務局及び事務職員並びに公平委員会の事務職員）
- 第十二條 人事委員会に事務局を置き、事務局に事務局長その他の事務職員を置く。
- 2 人事委員会は、第九條第九項の規定にかかわらず、委員長に事務局長の職を兼ねさせることができる。
- 3 事務局長は、人事委員会の指揮監督を受け、事務局の局務を掌理する。
- 4 公平委員会に、事務職員を置く。
- 5 第一項又は前項の事務職員は、人事委員会又は公平委員会がそれぞれ任免する。
- 6 第一項の事務局の組織は、人事委員会が定める。
- 7 第一項及び第四項の事務職員の定数は、條例で定める。
- 8 地方自治法第二百四條から第二百六條までの規定は、第一項及び第四項の事務職員に準用する。
- 第三章 職員に適用される基準
- 第一節 通則
- （平等取扱の原則）
- 第十三條 すべて國民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない。人種、信條、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第十六條第五号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所屬關係によつて

- 差別されてはならない。
- （情勢適応の原則）
- 第十四條 地方公共団体は、この法律に基いて定められた給與、勤務時間その他の勤務條件が社会一般の情勢に適應するように、随時、適當な措置を講じなければならない。
- 第二節 任用
- （任用の根本基準）
- 第十五條 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受驗成績、勤務成績その他の能力の実証に基いて行われなければならない。
- （欠格條項）
- 第十六條 左の各号の一に該当する者は、條例で定める場合を除く外、職員となり、又は競争試驗若しくは選考を受けることができない。
- 一 禁治産者及び準禁治産者
- 二 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- （任命の方法）
- 第十七條 職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。
- 2 人事委員会を置く地方公共団体においては、人事委員会は、前項の任命の方法のうちいずれによるべきかについての一般の基準を定めることができる。
- 3 人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用及び昇任は、競争試験によるものとする。但し、人事委員会の定める職について人事委員会の承認があつた場合は、選考によることを妨げない。
- 4 人事委員会を置かない地方公共団体においては、職員の採用及び昇任は、競争試験又は選考によるものとする。
- 5 人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者とする。以下第十八條、第十九條及び第二十二條第一項において同じ。）は、正式任用になつてある職についていた職員が、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少に基き職職又は過員によりその職を離れた後において、再びその職に復する場合における資格要件、任用手続及び任用の際における身分に關し必要な事項を定めることができる。
- （競争試験及び選考）
- 第十八條 競争試験又は選考は、人事委員会が行うものとする。但し、人事委員会は、他の地方公共

団体の機関との協定によりこれと共同して、又は国若しくは他の地方公共団体の機関との協定によりこれらの機関に委託して、競争試験又は選考を行うことができる。

2 人事委員会は、その定める職員の職について第二十一條第一項に規定する任用候補者名簿がなく、且つ、人事行政の運営上必要であると認める場合においては、その職の競争試験又は選考に相当する国又は他の地方公共団体の競争試験又は選考に合格した者を、その職の選考に合格した者とみなすことができる。

(受験資格)
第十九條 競争試験は、人事委員会の定める受験の資格を有するすべての国民に対して平等の條件で公開されなければならない。試験機関に属する者その他職員は、受験を阻害し、又は受験に不当な影響を與える目的をもつて特別若しくは秘密の情報を提供してはならない。

2 人事委員会は、受験者に必要な資格として職務の遂行に必要な最少且つ適當の限度の客観的且つ画一的要件を定めるものとする。

3 昇任試験を受けることができる者の範囲は、人事委員会の指定する職に正式に任用された職員に制限されるものとする。

(競争試験の目的及び方法)
第二十條 競争試験は、職務遂行の能力を有するかどうかを正確に判定することをもつてその目的とする。競争試験は、筆記試験により、若しくは口頭試験及び身体検査並

びに人物性行、教育程度、経歴、適性、知能、技能、一般的知識、専門的知識及び適応性の判定の方法により、又はこれらの方法をあわせ用いることにより行うものとする。

(任用候補者名簿の作成及びこれによる任用の方法)
第二十一條 人事委員会を置く地方公共団体における競争試験による職員の任用については、人事委員会は、試験ごとに任用候補者名簿(採用候補者名簿又は昇任候補者名簿)を作成するものとする。

2 採用候補者名簿又は昇任候補者名簿には、採用試験又は昇任試験において合格点以上を得た者の氏名及び得点をその得点順に記載するものとする。

3 採用候補者名簿又は昇任候補者名簿による職員の採用又は昇任は、当該名簿に記載された者について、採用し、又は昇任すべき者一人につき人事委員会の提示する採用試験又は昇任試験における高ポイントの志望者五人のうちから行うものとする。

4 採用候補者名簿又は昇任候補者名簿に記載された者の数が人事委員会の提示すべき志望者の数よりも少いときは、人事委員会は、他の最も適當な採用候補者名簿又は昇任候補者名簿に記載された者を加えて提示することを妨げない。

5 前四項に定めるものを除く外、任用候補者名簿の作成及びこれによる任用の方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めなければならない。

(條件附任用及び臨時的任用)
第二十二條 臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用又は昇任は、すべて條件附のものとし、その職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式任用になるものとする。この場合において、人事委員会は、條件附任用の期間を一年に至るまで延長することができる。

2 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合においては、人事委員会の承認を得て、六月をこえない期間で臨時の任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、六月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

3 前項の場合において、人事委員会は、臨時の任用につき、任用される者の資格要件を定めることができる。

4 人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時の任用を取り消すことができる。

5 人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、緊急の場合又は臨時の職に関する場合においては、六月をこえない期間で臨時の任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、その任用を六月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

6 臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも與えるものではない。

7 前五項に定めるものの外、臨時的に任用された者に対しては、この法律を適用する。

第三節 職階制
(職階制の根本基準)
第二十三條 人事委員会を置く地方公共団体は、職階制を採用するものとする。

2 職階制に関する計画は、條例で定める。

3 職階制に関する計画の実施に關し必要な事項は、前項の條例に基き人事委員会規則で定める。

4 人事委員会は、職員の職を職務の種類及び複雑と責任の度に應じて分類整理しなければならない。

5 職階制においては、同一の内容の雇用条件を有する同一の職階に属する職については、同一の資格要件を必要とするともに、当該職についている者に対しては、同一の幅の給料が支給されるように、職員の職の分類整理がなされなければならない。

6 職階制に関する計画を実施するに當つては、人事委員会は、職員のすべての職をいづれかの職階に格付けしなければならない。

7 人事委員会は、臨時、職員の職の格付けを審査し、必要と認めるときは、これを改訂しなければならない。

行政組織の運営その他公の便宜のために、組織上の名称又はその他公の名称を用いることを妨げるものではない。

9 職階制に関する計画を定め、及び実施するに當つては、国及び他の地方公共団体の職階制に照応するように適當な考慮が拂われなければならない。

第四節 給與、勤務時間その他の勤務条件
(給與、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)
第二十四條 職員の給與は、その職務と責任に應ずるものでなければならぬ。

2 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。

職員の給與は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給與その他の事情を考慮して定められなければならない。

4 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給與を受けてはならない。

5 職員の勤務時間その他の職員との間の勤務条件を定めるに當つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適當な考慮が拂われなければならない。

6 職員の給與、勤務時間その他の勤務条件は、條例で定める。

(給與に関する條例及び給料額の決定)
第二十五條 職員の給與は、前條第六項の規定による給與に関する條

例に基いて支給されなければならないが、又、これに基かずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。

2 給與に関する條例には、左の事項を規定するものとする。

一 給料表

二 昇給の基準に関する事項

三 時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に対する給與に関する事項

四 特別地域勤務、危険作業その他特殊な勤務に対する手当及び扶養親族を有する職員に対する手当を支給する場合においては、これらに関する事項

五 非常勤職員の職及び生活に必要な施設の一部又は一部を公給する職員の職その他勤務条件の特別な職があるときは、これらについて行う給與の調整に関する事項

六 職階制を採用する地方公共団体においては、その職に職階制が始めて適用される場合の給與に関する事項

七 前各号に規定するものを除く外、給與の支給方法及び支給条件に関する事項

3 人事委員会は、必要な調査研究を行い、職階制に適合する給料表に関する計画を立案し、これを地方公共団体の議会及び長に同時に提出しなければならない。

4 職階制を採用する地方公共団体においては、給料表には、職階制において定められた職級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならない。

5 職階制を採用する地方公共団体においては、職員には、その職につき職階制において定められた職級について給料表に定める給料額が支給されなければならない。

(給料表に関する報告及び勧告)

第二十六條 人事委員会は、毎年少くとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給料を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることが出来る。

第五節 分限及び懲戒
(分限及び懲戒の基準)
第二十七條 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は條例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、條例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されること出来ない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることが出来ない。

(分限)
第二十八條 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することが出来る。

一 勤務実績が良くない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することが出来る。

一 心身の故障のため、長期の休業を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く外、條例で定めなければならない。

4 前條第二項及び第一項から前項までの規定は、左に掲げる職員には適用しない。

一 條件附採用期間中の職員

二 臨時的に任用された職員

5 前項各号に掲げる職員の分限については、條例で必要な事項を定めることが出来る。

6 職員は、第十六條各号(第三号を除く)の一に該当するに至つたときは、條例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。

(懲戒)
第二十九條 職員が左の各号の一に該当する場合においては、これに對し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることが出来る。

一 この法律又はこれに基く條例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 職員の懲戒の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く外、條例で定めなければならない。

第六節 服務
(服務の根本基準)
第三十條 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(服務の宣誓)
第三十一條 職員は、條例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(法令等及び上司の職務上の命令に従ふ義務)
第三十二條 職員は、その職務を遂行するに當つて、法令、條例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)
第三十三條 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)
第三十四條 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相當する職に係る任命権者)の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定めがある場合を除く外、拒むことが出来ない。

(職務に専念する義務)
第三十五條 職員は、法律又は條例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(政治的行為の制限)
第三十六條 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関與し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の個人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、左に掲げる政治的行為をしてはならない。

一 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように

二 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように

三 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように

四 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように

五 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように

六 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように

うに勧誘運動をすること。
二 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。

三 寄附金その他の金品の募集に關与すること。

四 文書又は図画を地方公共団体の庁舎、施設等に掲示し、又は揭示させ、その他地方公共団体の庁舎、施設、資料又は資金を利用し、又は利用させること。
五 前各号に定めるものを除く外、條例で定める政治的行為

3 何人も前二項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそのかき、若しくはあおつてはならず、又は職員が前二項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給與その他職員の地位に關してなんらかの利益若しくは不利益を與え、與えようとして、若しくは約束してはならない。

4 職員は、前項に規定する違法な行為に應じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはしない。
5 本條の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。
(争議行為等の禁止)

第三十七條 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同僚罷業、怠業その他

他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能力を低下させる意圖的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのかき、若しくはあおつてはならない。

2 職員で前項の規定に違反する行為をしたものは、その行為の開始とともに、地方公共団体に対し、法令又は條例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に基いて保有する任命上又は雇用上の權利をもつて對抗することができなくなるものとする。

(営利企業等の従事制限)

第三十八條 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。
2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

第七節 研修及び勤務成績の評定

(研修)
第三十九條 職員には、その勤務態率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が與えられなければならない。

2 前項の研修は、任命権者が行うものとする。

3 人事委員会は、研修に関する計画の立案その他研修の方法について任命権者に勧告することができ

(勤務成績の評定)

第四十條 任命権者は、職員の勤務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に應じた措置を講じなければならない。

2 人事委員会は、勤務成績の評定に關する計画の立案その他勤務成績の評定に關し必要な事項について任命権者に勧告することができ

第八節 福祉及び利益の保護

(福祉及び利益の保護の根本基準)
第四十一條 職員の福祉及び利益の保護は、適切であり、且つ、公正でなければならない。

第一款 厚生福利制度
(厚生制度)
第四十二條 地方公共団体は、職員の保健、元氣回復その他厚生に關する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

(共済制度)
第四十三條 職員の公務に因らない死亡、産疾、負傷及び疾病並びに分べん及び災厄その他の事故並びにその被扶養者のこれらの事故に關する共済制度は、すみやかに実施されなければならない。

2 前項の共済制度を定めるに當つては、国及び他の地方公共団体との間に権衡を失しないように適當な考慮が拂われなければならない。

3 第一項の共済制度は、健全な保険数理を基礎として定められなければならない。

(退職年金及び退職一時金の制度)
第四十四條 職員が相当年限忠実に勤務して退職し、又は死亡した場合におけるその者又はその者の遺族に対する退職年金又は退職一時金の制度は、すみやかに実施されなければならない。

2 公務に因る負傷若しくは疾病に因り死亡し、若しくは退職した職員又はこれらの者の遺族に対しては、退職年金又は退職一時金の制度が実施されることができ

3 前項の規定による退職年金又は退職一時金の制度の実施に當つては、第四十五條の規定による公務災害補償との間に適當な調整が図られなければならない。

4 第一項及び第二項の退職年金及び退職一時金の制度を定めるに當つては、国及び他の地方公共団体との間に権衡を失しないように適當な考慮が拂われなければならない。

5 前條第三項の規定は、第一項及び第二項の退職年金及び退職一時金の制度について適用する。

第二款 公務災害補償
(公務災害補償)
第四十五條 職員が公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは産疾となつた場合においてその者又は

はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害は、補償されなければならない。

第三款 勤務条件に關する措置の要求

(勤務条件に關する措置の要求)
第四十六條 職員は、給與、勤務時間その他の勤務条件に關し、人事委員会又は公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適當な措置が執られるべきことを要求することができ

(審査及び審査の結果執るべき措置)
第四十七條 前條に規定する要求があつたときは、人事委員会又は公平委員会は、事案について口頭審理その他の方法による審査を行い、その結果に基いて、その権限に屬する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に關し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければならない。

(要求及び審査の手続等)
第四十八條 前二條の規定による要求及び審査の手続並びに審査の結果執るべき措置に關し必要な事項は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めなければならない。

第四款 不利益処分に關する審査の請求
(不利益処分に關する説明書の交付及び審査の請求)
第四十九條 任命権者は、職員に対し、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を行う場合に

おいては、その際、その職員に対し処分事由を記載した説明書を交付しなければならぬ。

2 職員は、その意に反して不利益な処分を受けたときは、任命権者に対し処分の事由を記載した説明書の交付を請求することができる。

3 前項の規定による請求を受けた任命権者は、その日から十五日以内に、同項の説明書を交付しなければならない。

4 第一項及び第三項の説明書の交付を受けた職員は、その日から三十日以内に、前項の期間内に説明書の交付を受けなかつた職員は、その期限経過後三十日以内に、それぞれ人事委員会又は公平委員会に対し、当該処分の審査を請求することができる。

5 前四項の規定は、第二十八條第四項各号に掲げる職員には適用しない。

(審査及び審査の結果執るべき措置)

第五十條 前條第四項に規定する請求を受理したときは、人事委員会又は公平委員会は、直ちにその審査を審査しなければならない。この場合において、処分を受けた職員から請求があつたときは、口頭審査を行わなければならない。口頭審査は、その職員から請求があつたときは、公開して行わなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、前項に規定する審査の結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、

又は取り消し、及び必要がある場合に於いては、任命権者にその職員の受けるべきであつた給與その他の給付を回復するため必要で且つ適切な措置をさせる等その職員がその処分によつて受けた不当な取扱を是正するための指示をしなければならない。

(請求及び審査の手続等)

第五十一條 前二條の規定による請求及び審査の手続並びに審査の結果執るべき措置に關し必要な事項は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めなければならない。

第九節 職員団体

(職員団体の組織)

第五十二條 職員は、給與、勤務時間その他の勤務條件に關し当該地方公共団体の当局と交渉するため団体(以下本節中「單位職員団体」という。)を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。

2 單位職員団体は、当該地方公共団体の他の單位職員団体と連合体を結成し、又は当該地方公共団体の他の單位職員団体が結成する單位職員団体の連合体加入することである。又、單位職員団体の連合体は、当該地方公共団体の他の單位職員団体の連合体と連合体を結成し、又は当該地方公共団体の他の單位職員団体の連合体加入することである。

前項の規定は、單位職員団体又は單位職員団体の連合体(以下本節中「職員団体」と総稱する。)が他の地方公共団体の職員団体その他の公務員の団体との連合組織を

事実上結成し、又は他の地方公共団体の職員団体その他の公務員の団体が結成する連合組織に事実上加入することを妨げるものではない。

4 警察職員及び消防職員は、職員団体を結成し、及びこれに加入することができない。

5 職員は、地方公共団体から給與を受けながら、職員団体のためその事務を行い、又は活動してはならない。

(職員団体の登録)

第五十三條 職員団体は、條例で定めるところにより、規約(法人に係る場合においては、その定款とする。以下本條中同じ。)を添えて人事委員会(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長とする。以下本條中同じ。)に登録を申請することである。この場合において、人事委員会は、登録を申請した職員団体がこの法律及びこれに基く條例の規定に適合するものである場合においては、條例で定めるところにより、規約とともにこれを登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。

2 前項に規定する職員団体の規約には、少くとも左に掲げる事項を記載するものとする。

一 名称

二 業務

三 主たる事務所の所在地

四 構成員の範囲及びその資格の得喪に關する規定

五 理事、代表者その他の役員に關する規定

六 第三項に規定する事項を含む業務執行、會議及び投票に關する規定

七 経費及び會計に關する規定

八 他の職員団体との連合に關する規定

九 規約の変更に關する規定

十 解散に關する規定

3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員の変更その他これらに準ずる重要な行為が、その構成員たるすべての職員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の多数決によつて決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、單位職員団体の連合体にあつては、その構成員たるすべての職員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による多数決で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の多数決によつて決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続により決定されることをもつて足りるものとする。

4 登録を受けた職員団体がこの法律及びこれに基く條例の規定に適合しないものとなつたときは、人事委員会は、條例で定めるところにより、あらかじめ口頭審査を行つた後、その登録を取り消すことができる。口頭審査は、当該職員団体から請求があつたときは、公

開して行わなければならない。

5 登録を受けた職員団体は、その規約を変更したときは、條例で定めるところにより、人事委員会にその旨を届け出なければならない。この場合においては、第一項後段の規定を準用する。

6 登録を受けた職員団体は、解散したときは、條例で定めるところにより、人事委員会にその旨を届け出なければならない。

(法人たる職員団体に関する特例)

第五十四條 職員団体は、法人とすることが出来る。民法(明治三十九年法律第八十九号)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)中民法第三十四條に規定する法人に關する規定は、本項の法人について準用する。但し、これらの規定中「主務官署」とあるのは「人事委員会」と読み替へるものとする。

2 法人とならうとする職員団体が前條第一項の規定による登録を受けたときは、前項において準用する民法第三十四條の許可を得たものとみなす。

3 法人である職員団体の登録が前條第四項の規定により取り消されたときは、第一項において準用する民法第七十一條の許可の取消があつたものとみなす。

4 定款の変更が前條第五項後段の規定により登録されたときは、第一項において準用する民法第三十八條第二項の認可を得たものとみなす。

(交渉)

第五十五條 登録を受けた職員団体

は、條例で定める条件又は事情の下において、職員の給與、勤務時間その他の勤務条件に關し、当該地方公共団体の當局と交渉することができ、なお、これに附帶して社交的又は厚生の活動を含む適法な目的のため交渉することを妨げない。但し、これらの交渉は、当該地方公共団体の當局と団体協約を締結する権利を含まないものとする。

2 前項の場合において、職員団体は、法令、條例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機關の定める規程にて、触れない限りにおいて、当該地方公共団体の當局と書面による申合せを結ぶことができる。

3 職員が、給與、勤務時間その他の勤務条件に關し、又は社交的若しくは厚生の活動を含む適法な目的のため、地方公共団体の當局に對し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由は、その者が職員団体に屬していないという理由で否定されることはない。

(不利益取扱の禁止)
第五十六條 職員は、職員団体の構成員であること、職員団体を結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと又は職員団体のために正当な行爲をしたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

第四節 補則
(特例)
第五十七條 職員のうちその職務と責任の特殊性に基いてこの法律に對する特例を必要とするものについては、別に法律で定める。但

し、その特例は、第一條の精神に反するものであつてはならない。

(他の法律の適用除外)
第五十八條 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)及び労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)並びにこれらに基く命令の規定は、職員に關して適用しない。

2 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二條、第八十五條、第八十六條、第八十九條から第九十三條まで及び第九十二條の規定並びに船員法(昭和二十二年法律第百号)第六條中労働基準法第二條に關する部分、第三十條、第三十七條中勤務条件に關する部分、第九十六條から第九十條まで、第九十二條及び第九十八條中勤務条件に關する部分の規定並びにこれらの規定に基く命令の規定は、職員に關して適用しない。但し、労働基準法第八十五條、第八十六條及び第九十六條及び第九十八條中勤務条件に關する部分並びにこれらの規定に基く命令の規定は、地方公共団体の行う労働基準法第八條第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業に従事する職員に關しては適用する。

3 労働基準法及び船員法の規定並びにこれらの規定に基く命令の規定中前項の規定により職員に關して適用されるものを適用する場合における職員の勤務条件に關する労働基準監督機關の職權は、地方公共団体の行う労働基準法第八條第一号から第十号まで及び第十三

号から第十五号までに掲げる事業に従事する職員の場合を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長)が行うものとする。(地方自治庁の協力及び技術的助言)

第五十九條 地方自治庁は、地方公共団体の人事行政がこの法律によつて確立される地方公務員制度の原則に沿つて運営されるように協力し、及び技術的助言をすることができ、

第五節 罰則
(罰則)
第六十條 左の各号の一に該當する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に處する。

一 第十三條の規定に違反して差別をした者
二 第三十四條第一項又は第二項の規定(第九條第十項において準用する場合を含む。)に違反して秘密を漏らした者
三 第五十條第二項の規定による人事委員会又は公平委員会の指示に故意に従わなかつた者
第六十一條 左の各号の一に該當する者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に處する。

一 第五十條第一項に規定する權限の行使に關し、第八條第五項の規定により人事委員会若しくは公平委員会から証人として喚問を受け、正当な理由がなくてこれに應ぜず、若しくは虚偽の陳述をした者又は同項の規定に

より人事委員会若しくは公平委員会から書類若しくはその寫の提出を求められ、正当な理由がなくてこれに應ぜず、若しくは虚偽の事項を記載した書類若しくはその寫を提出した者
二 第十五條の規定に違反して任用した者
三 第十九條第一項後段の規定に違反して受職を阻害し、又は情報提出した者
四 第三十六條第三項の規定による禁止に違反した者
五 何人たるを問はず、第三十七條第一項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、そのかし、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者
六 第四十六條の規定による勤務条件に關する措置の要求の申出を故意に妨げた者

第六十二條 第六十條第二号又は前條第一号から第三号まで若しくは第六十條に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そのかし、又はそのほう助をした者は、それぞれ各本條の刑に處する。

附則
(施行期日)
1 この法律の規定中、第十五條及び第十七條から第二十三條までの規定並びに第六十一條第二号及び第三号の罰則並びに第六十二條中第六十一條第二号及び第三号に關する部分は、都道府県及び地方自治法第五十五條第二項の市にあつてはこの法律公布の日から起算して一年六月を経過した日から、その他の地方公共団体にあつては

この法律公布の日から起算して二年を経過した日からそれぞれ施行し、第二十七條から第二十九條まで及び第四十六條から第五十一條までの規定並びに第六十條第三号、第六十一條第一号及び同條第三号の罰則並びに第六十二條中第六十一條第一号及び第六号に關する部分は、この法律公布の日から起算して八月を経過した日から施行し、その他の規定は、この法律公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(人事委員会又は公平委員会の設置期限)
2 都道府県及び地方自治法第五十五條第二項の市の人事委員会は、この法律公布の日から起算して六月以内に、公平委員会は、この法律公布の日から起算して八月以内に設置しなければならない。

(人事委員会の委員の基礎的研究)
3 都道府県及び地方自治法第五十五條第二項の市の人事委員会の最初に選任される委員は、この法律公布の日から起算して七月以内に地方自治庁が人事院の協力を得て行う人事行政に關する基礎的研究を受けるものとする。

(人事委員会の事務職員の技術的研究)
4 都道府県及び地方自治法第五十五條第二項の市の人事委員会の最初に任命される事務局長及びその事務局長の主要な事務職員で当該人事委員会の指定するものは、この法律公布の日から起算して八月以内に地方自治庁が人事院の協力を得て行う人事行政に關する技術

研究を受けるものとする。

この法律公布の日から起算して二年を経過した日からそれぞれ施行し、第二十七條から第二十九條まで及び第四十六條から第五十一條までの規定並びに第六十條第三号、第六十一條第一号及び同條第三号の罰則並びに第六十二條中第六十一條第一号及び第六号に關する部分は、この法律公布の日から起算して八月を経過した日から施行し、その他の規定は、この法律公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(人事委員会又は公平委員会の設置期限)
2 都道府県及び地方自治法第五十五條第二項の市の人事委員会は、この法律公布の日から起算して六月以内に、公平委員会は、この法律公布の日から起算して八月以内に設置しなければならない。

的研修を受けるものとする。

(経過規定)

5 最初に選任される人事委員会又は公平委員会の委員の任期は、第九條第十一項本文の規定にかかわらず、一人は四年、一人は三年、一人は二年とする。この場合において、各委員の任期は、地方公共団体の長がくじで定める。

6 職員任免、給与、分限、懲戒、職務その他身分取扱に関する事項については、この法律中の各相当規定がそれぞれの地方公共団体に適用されるまでの間は、当該地方公共団体については、なお、従前の例による。

7 昭和二十三年七月二十二日附内閣總理大臣宛通令最高司令官署簡に基く臨時措置に関する政令(昭和二十三年政令第二百一十号)は、附則第二十項に規定する職員を除き、職員に関してはその効力を失う。

8 前項の政令がその効力を失う前にした同令第二條第一項の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

9 第十六條第三号の懲戒免職の処分には、当該地方公共団体において、地方公務員に関する従前の規定によりなされた懲戒免職の処分を含むものとする。

10 地方公務員に関する従前の規定により休職を命ぜられた者又は懲戒手続中の者若しくは懲戒処分を受けた者の休職又は懲戒に関しては、なお、従前の例による。

11 この法律公布の日から起算して

六月を経過するまでの間は、第五十三條第一項中「人事委員会(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長とする。以下本節中同じ。」「及び「人事委員会」とあるのは「当該地方公共団体の長」と、同條第四項から第六項までのうち「人事委員会」とあるのは「当該地方公共団体の長」と、それぞれ読み替へるものとする。

12 この法律公布の日から起算して六月を経過するまでの間は、第五十四條第一項但書中「人事委員会」とあるのは「当該地方公共団体の長」と読み替へるものとする。

13 第五十八條第一項の規定施行の際現に存する労働組合でその主たる構成員が職員であるものは、この法律公布の日から起算して四月以内に第五十三條第一項の規定による登録の申請をしなければならぬ。この場合において、地方公共団体の長は、申請を受理した日から一月以内に第五十三條第一項の規定による登録をした旨又はしない旨の通知をしなければならぬ。

14 第五十八條第一項の規定施行の際現に存する労働組合でその主たる構成員が職員であるものうち、前項の規定による登録の申請をしないものの取扱については、この法律公布の日から起算して四月を経過するまでの間、同項の規定による登録の申請をしたものの取扱については、同項の規定による登録をした旨又はしない旨の通知を受けるまでの間は、第五十八

條第一項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

15 第五十八條第一項の規定施行の際現に存する法人である労働組合でその主たる構成員が職員であるものが第五十三條第一項の規定により登録されたときは、第五十四條第一項の法人である職員団体として設立されたものとみなす。

16 第五十八條第一項の規定施行の際現に存する労働組合で、附則第十三項の規定による登録の申請をしないものは、この法律公布の日から起算して四月を経過した日において、同項の規定による登録の申請をしたものうち登録をしない旨の通知を受けたものは、この法律公布の日から起算して五月を経過した日において、それぞれ解散するものとする。

17 前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。

18 第五十八條第一項及び第二項の規定施行前にしたこれらの規定に規定する法令の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、これらの規定にかかわらず、なお、従前の例による。

19 この法律公布の日から起算して六月を経過するまでの間は、第五十八條第三項中「人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長)」とあるのは「地方公共団体の長」と読み替へるものとする。

20 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六條に規定する公営企業に従事する職員の身分取扱については、別に公営企業の組織、

会計経理及び職員の身分取扱に關して規定する法律が制定実施されるまでの間は、なお、従前の例による。

地方公務員法案(内閣提出)に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔前尾三郎君登壇〕

○前尾三郎君 たいだいま議題となりました地方公務員法案につきまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のごとく国家公務員につきましては、昭和二十二年十月、国家公務員法が制定せられまして、民主的かつ科学的な人事行政制度が確立せられ、明治以来多年の伝統のもとに築かれ

た官吏制度は根本的な変革を受けることとなつたのであります。そこで、ひとしく国民全体の奉仕者でありま

す。地方公共団体の人事行政に關する各般の根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とするものであります。その点、同じく全体の奉仕者たる国家公務員の場合と本質的に相違はなく、国家公務員法に盛られている近代的公務員制度の精神は、当然そのまま本法案にも取入れられていなくてはなりません。しかし形式からいいますと、地方公共団体の自主性あるいは多様性を考慮して煩瑣な規定を避け、その実施の細目は、大小さまざまな地方公共団体の実情に應じた

に、すでに死文と化した従来の官吏に關する諸規定及び昭和二十三年七月の政令第二百一十号によつて暫定的に規制せられていた状態で、このままこれを放置することは、はなはだ當を欠くところであり、さらに近き地方行政調査委員会の勧告に基き、地方公共団体の機能がより一強化せられ、その責務がますます加重せられることが予想される今日、これに備えて地方公務員制度の整理確立をはかりま

す。本法は、第一條に示すごとく、地方公共団体の人事行政に關する各般の根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とするものであります。その点、同じく全体の奉仕者たる国家公務員の場合と本質的に相違はなく、国家公務員法に盛られている近代的公務員制度の精神は、当然そのまま本法案にも取入れられていなくてはなりません。しかし形式からいいますと、地方公共団体の自主性あるいは多様性を考慮して煩瑣な規定を避け、その実施の細目は、大小さまざまな地方公共団体の実情に應じた

自主的處理にゆだねる方針のもとに立案されているのであります。さうな関係から、條文におきまして、国家公務員法が本則百十一條であるのに対し、本法案は六十二條に圧縮されているのであります。

内容からいいますと、まず本案の適用範圍についてであります。地方公務員には地方公共団体のすべての公務員が包含されるのであります。その種類、態様及び職務の性質と本法の精神とをならみ合せ、これを一般職と特別職にわけ、この法律は一般職にのみ適用することとしており、この点は国家公務員法と同様であります。ただ異なる点は、地方公共団体の各種委員会の委員、参事、顧問、嘱託等を一般職とせず、特別職として本法の適用を排除したことであり、なお非常勤の消防団員及び水防団員の職も特別職とされており、これはもちろんであります。さらに交通事業、電気事業、ガス事業及び下水道事業、すなわち地方公共団体の經營する公營企業に従事する職員につきましては、国の場合とすに固有鉄道及び専売に關して一般公務員と別個の法的規制が行われているのと同様、公營企業の組織、會計經理に關する事項とともに、職員の身分取扱いに關しても別に法律を制定することとし、それまでの間は従前の例によることとしてゐるのであります。

次に本法の具體的運用に關しましては、国家公務員法におきましては、法律で相當詳細な規定を設けるとともに、その実施について必要な事項はすべて人事院規則及び人事院指令で定める建前をとつてゐるのであります。が、本法案におきましては、法律には根本基準のみを定め、実施上必要な事項は、地方公共団体がみずからの責任と創意において制定する條例、規則あるいは地方の人事委員会規則または公平委員会規則で定めるものとしてゐるのであります。これは地方公共団体の自主性を尊重し、かつその多様性を生かそうとする本法の根本思想に基くものであります。

次に、国の場合における人事院に相當する人事行政機關としては、地方公共団体の規模、財政力、職員数等に格段の差異ある実情に応じ、次のように種々の方式を認めてゐるのであります。すなわち第一に、都道府県及び五大市には、各個に三人の委員からなる人事委員会を置くこととし、第二に、五大都市以外の一般の市においては、人事委員会の設置は任意とし、單獨に設置しても、共同して設置してもよく、また便法として他の地方公共団体の人事委員会に事務を委託してもよいこととし、第三に、以上の措置をとらない市及び一般の町村におきましては、公平事務のみを所管する公平委員会を設置することとし、この場合にも共同設置、または他の地方団体の人事委員会あるいは公平委員会に事務を委託する方法を認めることとし、第四に、人事委員会の委員は、人事院の人事官が常勤であるのに対し、常勤、非常勤いずれでもよいこととし、公平委員会の委員は非常勤としてゐるのであります。なお人事院については予算要求上の特別措置を認めてゐるのに対して、人事委員会についてはこのような特別の取扱いを認めてゐないのであります。

以上申し述べましたような人事行政機關が、地方公務員の職階、任免、給与、研修、不利益処分等の審査など、主として人事行政の総合的企画及び調整に關する事項を處理することを使命といたします。この点に國の人事院の場合と同様であります。その権限におきましては、後者が、任命権者が懲戒処分を行わない場合のみから職員を懲戒処分を行つた場合にのみ、職員を懲戒処分を付する権限を有する点及び前述の予算要求権を有する点並びにその有する給与に關する勧告権が義務的である点が異なつてゐるのであります。

次に本法案の實質的内容であります。地方公務員に適用される基準につきましては、いわゆる平等の取扱ひの原則及び情勢適応の原則を掲げて、その根本精神を宣明いたしております。これは国家公務員法とまったく同様であります。その個々の内容につきましては、若千の相違が認められるのであります。すなわち、まず職員の採用及び昇任は、國においては競争試験によることを原則とし、選考によることを例外としてゐるのに対し、地方公務員に

ついては、人事委員会を置かない地方団体においては、競争試験または選考のいずれによつてもよいこととしており、また職階制についても、人事委員会を置く地方団体においてのみ実施すべきものとし、かつこれに關する計画は條例で定めることにいたしてゐるのであります。

次に服務については、地方公務員が住民全体の奉仕者たる性格に基く一定の規制は、おおむね国家公務員法に準じて規定されてゐるのであります。が、特に政治的行為の制限につきましては、職員が政治的中立性を保障し、地方公共団体の行政の公正な運営を確保するとともに、職員の利益を保護するところにある旨がある旨を明らかに規定いたしてゐるのであります。

また国家公務員法が、具體的制限事項の詳細をほとんど全部人事院規則に委任し、その違反には罰則を付することとしたことと異なつてゐるのに対し、地方公務員法では、具體的制限事項として、法律中に、現在国家公務員に禁止されてゐる政治的行為のうち特に重要なものを掲げるとともに、その他は條例にゆだねる建前をとつてゐるのであります。その違反につきましては、單に懲戒処分をもつて臨むにとどめ、罰則を付さないこととしてゐるのであります。なお特に、何人も職員に對し禁止されてゐる政治的行為を行ふよう要求し、あるいはそのために不利益を

與えたりすることを罰則をもつて禁止してゐるのであります。

さらに地方公務員の福祉及び利益の保護につきましては、共済制度、退職年金及び退職一時金の制度、公務災害補償制度の確立を要請するとともに、人事行政機關に對し勤務條件の改善を要求し、さらに不利益処分について審査の請求をする道を開く等、国家公務員とは同様の保護を加へんとしてゐるのであります。が、労働関係調整法及びこれに基く命令は職員には適用されないことになつてゐるのであります。

次に地方公務員が結成加入する職員団体につきましては、おおむね国家公務員法の定めるところと同様とし、労働組合法及びこれに基く命令はその適用を排除してゐるのであります。従つて団体協約の締結は行ひ得ないのであります。が、法令、條例、規則などに抵触しない限りにおいて当局と書面による申合せを結ぶことは認められてゐるのであります。なお、いわゆる労働三法中、労働基準法は、地方公務員の本質に抵触する規定を除いては原則として適用されることとしてあります。船員法についても同様であります。

さらに第五十七條には、職員のうち、その職務と責任の特殊性に基いて特例を必要とするものについては、この法律第一條の精神に反しない範圍で法律で特例を設けることができることとしたのであります。さしあたり公

といたしてあります。

立学校の教育公務員、警察、消防の職員等がこれに該当するものと考えられているのであります。

最後に本法施行の順序については、この法律の規定は実施可能な限りにおいて逐次施行する趣意をとり、原則としては公布後二箇月から施行するものとし、準備を要する事項につきましては、八箇月、一年六箇月または二年と

いうような施行期日の差をつけているのであります。

以上は本法案の内容の説明であり、また、本法案は、十一月二十一日、提案と同時に本委員会に付託せられました。もとより本法案が地方公務員の身分、職務、福祉等に重大な影響を及ぼすのみならず、地方行政の運営、ひいては地方住民の生活と深いつながりを有し、その影響の広汎なものであるのにかんがみまして、本委員会も慎重な態度をもつて審議に当つたのであります。十一月二十四日政府の提案理由の説明を聴取いたしました後、連日審査を続行し、この間十一月三十日及び十二月一日の二日にわたり公聴会を開き、学識経験者、地方公共団体の理事者並びに公務員側等各方面を代表する公述人十四名から貴重な意見の開陳を聞いたのであります。さらに十二月二日及び三日の二日は人事委員会、文部委員会、労働委員会との連合審査会を開き、広汎な面からの論議が行われたのであります。委員会の質疑

の内容、連合審査会並びに公聴会の論議、意見等につきましては、論議が広範囲にわたつておりますので、詳細は速記録について御承知を願いたいと思ひますが、ここに質疑のうち重要と思われる論議の二、三を申し上げてみたいのであります。

まず総合的な質問におきまして、地方財政のいまだ確立に至らざる現状、特に給與ベースの引上げ、年末手当の支給という地方公務員の待遇に直結する問題に關しその財源措置が重大な問題となつてゐる現状に關連して、本法案の実施上の効果が論議せられたのであります。また本法案は立法の趣旨において公務員の利益保護の規定であるか取締り規定であるか、取締りないし制限の面が強調されるのではないかが論点となつたのであります。さらに国家公務員法制定の当時から見て、現在に労働組合運動その他の情勢に著しい変化が認められるにいかかわらず、本法案によつて公務員の政治的活動の制限を一層強化し、かつ労働三法の適用を排除または制限して労働運動を抑圧することと措置を法制化する必要は、はたしていかにあるか、これを実施することとは、かえつて本法の趣旨に逆行する効果を生じはしないか、ことに行政事務と直接関係のない単純労働者のごときは少くとも本法の適用を除外すべきではないか等の質疑が行われたのであります。政府は、これらの質疑に對

しまして、地方財政の確立が途上にあるればこそ、地方公務員の利益を保護するため本法の施行が一層必要とされるものであること、また本法は取締りを本旨とするのではなく、公共の福祉に奉仕する公務員の性格からその職務の中立性を確保することは、むしろ公務員の利益を保護するゆえんであるとの観点に立つものであること、特に国家公務員法との調整をはかる上からも本法案の成立を必要とすること、さらに単純労働者については、国家公務員法と關連してその取扱ひを研究の上將來適正な措置を講ずる意向であることなどを答弁しておるのであります。

次に逐條審議に入りまして、まず第一に人事機関の問題が多く論議の対象となつたのであります。国の人事院の現在までの実際の活動に照して、地方の人事機関がはたしてその機能を十分に發揮できるか、遊離した存在となるおそれはないか、またその権限の強化、たとえば不利益処分決定権を與へることと措置が必要ではないか、さらに人事委員会の構成について、公平の見地から、委員は政党内を排除すべきではないか等の質疑があつたのであります。

次に、職員に適用される諸種の基準につきまして最も問題となりましたのは、政治的行為の制限並びに争議行為の禁止についてであります。これらの制限ないし禁止と憲法の規定する基本的人権との關係についての一般的論議のほか、地方の上級吏員が特別職として政治活動の自由を有しながら、一般吏員のみがこれを制限されておる点、職員の団体に理事者や對等の立場で交渉する權利を認めない点、職員に對して政治的行為を行うよう要求したり、そのおかしきたりする一般国民に罰則を適用する点、民間企業と同一形態の公營企業に従事する職員並びにそれ以外の單純労働に従事する者をもひとしく争議行為禁止の対象にする点など、繰返し論議されたのであります。政府は、政治的行為の制限については国家公務員の場合に比して制限を緩和しておるのであつて、地方の條例による制限も、包括的規定をもつてさらに大膽な制限を加えしめる趣旨ではない点を明らかにし、労働組合法、労働関係調整法の適用を排除したのは労働運動の抑圧を趣旨とするのではなく、公の奉仕者たる公務員にふさわしい労働關係のあり方を規定する趣旨である旨を強調しておるのであります。

以上、質疑応答の一端を御紹介申し上げたのであります。質疑は本日をもつて終了し、続いて国民民主党及び日本社会党から修正動議が提出せられたのであります。民主党の修正案の内容の要点は、一、人事機関の委託制を認めないようすること。二、人事機関に、審査権のほかに判定的人権との關係についての一般的論議のほか、地方の上級吏員が特別職として政治活動の自由を有しながら、一般吏員のみがこれを制限されておる点、職員の団体に理事者や對等の立場で交渉する權利を認めない点、職員に對して政治的行為を行うよう要求したり、そのおかしきたりする一般国民に罰則を適用する点、民間企業と同一形態の公營企業に従事する職員並びにそれ以外の單純労働に従事する者をもひとしく争議行為禁止の対象にする点など、繰返し論議されたのであります。政府は、政治的行為の制限については国家公務員の場合に比して制限を緩和しておるのであつて、地方の條例による制限も、包括的規定をもつてさらに大膽な制限を加えしめる趣旨ではない点を明らかにし、労働組合法、労働関係調整法の適用を排除したのは労働運動の抑圧を趣旨とするのではなく、公の奉仕者たる公務員にふさわしい労働關係のあり方を規定する趣旨である旨を強調しておるのであります。

権あることを明確にするものと。
三、第三十六條の政治的行為の制限を、一部を除き、大體職員の所掌事務の影響の及ぶべき区域内に限定すること。
四、第五十五條の「申合せ」を「協定」に改めること。
五、第五十七條の特例の適用するべき職種の範圍を一層具体的に明示すること。

その他若干の修正を加へんとするものであります。
日本社会党の修正案の要点は、一、人事機関に、職員団体の協定に關する勧告要求についての審査、勧告権を與へること。
二、政治的行為の制限の大部分を、勤務時間中または地方公共団体の庁舎もしくは施設内に限定すること。
三、一定の條件または事情のもとでは団体交渉権を認め、その不履行に對し人事機関に勧告を要求し得ることと改めること。
四、第五十七條の特例の適用するべき職種を、一層具体的に明示すること。

五、罰則において、職員に政治的行為を要求したまたはそのかす等の行為に對する罰則を排除すること。
その他若干の修正をいたすものであります。
右両修正案につきましてはそれら趣旨の弁明があり、質疑を行いました

後、原案並びに兩修正案を一括討論に付し、国民民主党の床次委員及び日本社会党の松澤委員からそれ／＼原案に対する反対、日本共産党の木村委員から原案並びに修正案に対する反対、自由党の野村委員から修正案に対する反対、原案に対する賛成の討論があり、続いて採決に入り、兩修正案は否決せられ、原案が多数をもつて可決すべきものと議決せられた次第であります。

以上をもつて御報告を終わります。

(拍手)

○副議長(岩本信行君) 本案に対しては山手満男君及び成田知巳君外一名から、成規により修正案が提出されております。

この際修正案趣旨弁明を許します。

山手満男君。

地方公務員法案に対する修正案

(山手満男君提出)

地方公務員法案に対する修正

地方公務員法案の一部を次のように修正する。

(一) 第七條第二項中「人事委員会を置き、若しくは他の地方公共団体との契約によりその地方公共団体の人事委員会に委託して第八條第一項に規定する人事委員会の事務を処理させる」とを「人事委員会に置く」に改める。

同條第三項本文中「人事委員会を置き、又は他の地方公共団体に

委託して第八條第一項に規定する人事委員会の事務を処理させる地方公共団体」を「人事委員会を置く地方公共団体」に、同項但書中「公平委員会を置き、又は他の地方公共団体との契約によりその地方公共団体の人事委員会若しくは公平委員会に委託して第八條第二項に規定する公平委員会の事務を処理させる」とを「公平委員会を置く」に改める。

(二) 第八條第一項第九号及び第二項第一号中「審査し、」の下に「判定し、」を加え、同條第七項中「決定、」を「決定(判定を含む。)」に改める。

(三) 第十一條第一項中「二人以上」を「全員」に改める。

(四) 第三十六條第二項に次の但書を加える。

但し、管轄区域(所掌事務の關係区域を含む。)の定のある機関に勤務する職員は、当該区域外において、教育機関(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する公立学校をいう。)に勤務する職員は、その通学区の定のある場合においては当該区域外において、通学区の定のない場合においてはその設置者たる地方公共団体の区域外において、その他の機関に勤務する職員は、その機関の所

在する市(特別区を含む。)町村の区域外においては、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができ

る。

(五) 第四十七條中「審査を行い、」の下に「事案を判定し、」を加える。

(六) 第四十八條中「審査を」「審査、判定」に改める。

(七) 第五十五條第二項中「申合せ」を「協定」に改め、同條第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の協定は、当該地方公共団体の当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもつて履行しなければならない。

(八) 第五十七條中「職員のうち」の下に「公立学校の教職員(学校教育法に規定する校長、教員及び事務職員をいう。)、單純な事務に雇用されるその他」を加える。

(山手満男君登壇)

○山手満男君 私は、国民民主党を代表いたしました。ただいま議題となりましたところの地方公務員法案につきまして、国民民主党の修正案の提案理由の趣旨を弁明すると同時に、政府原案に対して反対の意を表明するものであります。(拍手)

まず最初に、国民民主党の方から提出いたしましたところの修正案を朗読いたします。

地方公務員法案の一部を次のように修正する。

(一) 第七條第二項中「人事委員会を置き、若しくは他の地方公共団体との契約によりその地方公共団体の人事委員会に委託して第八條第一項に規定する人事委員会の事務を処理させる」とを「人事委員会を置く」に改める。

同條第三項本文中「人事委員会を置き、又は他の地方公共団体に委託して第八條第一項に規定する人事委員会の事務を処理させる地方公共団体」を「人事委員会を置く地方公共団体」に、同項但書中「公平委員会を置き、又は他の地方公共団体との契約によりその地方公共団体の人事委員会若しくは公平委員会に委託して第八條第二項に規定する公平委員会の事務を処理させる」とを「公平委員会を置く」に改める。

(二) 第八條第一項第九号及び第二項第一号中「審査し、」の下に「判定し、」を加え、同條第七項中「決定」を「決定(判定を含む。)」に改める。

(三) 第十一條第一項中「二人以上」を「全員」に改める。

(四) 第三十六條第二項に次の但書を加える。

但し、管轄区域(所掌事務の關係区域を含む。)の定のある機関に勤務する職員は、当該区域外において、教育機関(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する公立学校をいう。)に勤務する職員は、その通学区の定のある場合においては当該区域外において、通学区の定のない場合においてはその設置者たる地方公共団体の区域外において、その他の機関に勤務する職員は、その機関の所在する市(特別区を含む。)町村の区域外においては、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができ

る。

(五) 第四十七條中「審査を行い、」の下に「事案を判定し、」を加える。

(六) 第四十八條中「審査を」「審査、判定」に改める。

(七) 第五十五條第二項中「申合せ」を「協定」に改め、同條第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の協定は、当該地方公共団体の当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもつて履行しなければならない。

(8) 第五十七條中「職員のうち」の下に、公立学校の教職員(学校教
育法に規定する校長、教員及び事
務職員をいう)、單純な勞務に雇
用される者その他を加える。

修正案の全貌は以上のごときで

ありますが、修正点のおもなるものを簡単に
要約して申し上げますと、その重
要なるものの第一点は、政府原案の政
治活動に関する三十六條の制限のことに
關してでございます。政府原案は、
地方公務員の政治活動を全面的に禁止
しようと思圖しておるのでございま

す。われわれは、地方公務員の職權の
直接の影響力の伴わない地域にまでも
地方公務員の政治的中立性を要求し、
そうしていたらずに地方公務員を卑屈
にするような状態に追い込むというこ
とはきわめて不自然でございまして、
むしろこれは地方公務員の職權の影響
力が及ばないところでは自由に行はし
むるというふうなことを持つて行きた
いと考へておるのでございまして。(拍

手) 詳細に申し上げますと、今朝讀いた
しましたように、管轄区域の定めのある
機關に勤務しておりますところの
職員は、その当該地区においてはでき
ませんが、当該地区の外におきまして
はできる。あるいは教育機關に勤務い
たしておりますところの職員は、も
しその場合に通学区域の定めのある学
校に勤務しておるといふことになりま
す。その通学区域の定めのあるもの
は、その通学区域の中におきまして
はこれではできないのでございまして
が、そのほかの区域におきましては当
然これを許すという態度でございま
す。こういうようなことでございまし
て、とにかくその機關の存在する市町

村の区域外におきましては政治活動の
自由を十分に認めるといふふうにい
たしますことにございまして、地方公務
員の政治的意欲を、進んでわが国の民
主化のために大いに貢獻させようと考
えておるのでございまして。(拍手)

また修正の重要な第一点は、原案
第五十五條の職員団体と當局との交渉
に關して、両者が單に書面による
申合せを結ぶというふうなことではな
くして、「協定」という文字を入れるこ
とによりまして、しかもその協定は双
方が誠意と責任をもつて忠実に履行し
なければならぬという規定を挿入す
ることによりましてこの當局と職員組
合との申合せ、協定というものが非常
に重みを加える、そういう響きを出さ
せようとしたのでございまして。これは
言いかえますならば、職員の保護に全
きを期するといふ趣旨からわれわれの
配慮が現われておるのでございまして。

(拍手)
さらにそのほかに、人事委員會の機
構あるいは決定その他につきまして
も、ただいま朗讀いたしました通りに
相當の修正を加えました。さらに單純
な措置がとられることを希望いたして
おるのでございまして、この修正案
は、われわれは現実とよく調和いたし
て、新しい日本の建設に貢獻し得るこ
とを確信するものでございまして。(拍

手)
今日地方公務員法の制定にあたりま
して、二つの相反する議論が行われ、
相反する立場が主張されておるので
ございまして。すなわちその一つは、左
翼の諸君がしばしば口にされること
なのでございましてが、地方公務員を

單なる一般労働者と同様に考えまし
て、一般労働者に適用されるところの
労働三法をそのまま地方公務員にも適
用いたしまして、罷業權の裏づけを伴
うような団体交渉権までもこれに付與
しようとするような態度でございま
す。さらにもう一つの主張は、今日政
府によつて提案されておりますよう
な、この原案のような地方公務員の政
治活動とか団体交渉権などというふう
なものを全面的に禁止いたしまして、
地方公務員をまつたく機械的な道具と
化せしめようというふうな官僚的な、
封建的な考え方でございまして。われ
われは、このような左右両極端の一方
的な考え方には絶対に承服することが
できないのでございまして、ただいま
申し上げましたような修正案を提出し
たのでございまして。(拍手)

今日百三十万になん／＼としますと
この地方公務員諸君が、その本質に
おきまして労働者であることは當然で
ございまして。しかし、労働者である
という立場のみを強調するのみならず、
地方公務員であることによりまして、地
方の公共性を無視いたしまして、手放
しに政治活動を自由にし、罷業權まで
も認めてはばならないというふうな立
場は、これはもとよりわれわれは承服
することはできないのであります。憲
法第十五條は、すべて公務員は全体の
奉仕者であつて、決して一部の奉仕者
ではないと規定をいたしておりま

す。これはすなわちその公共性を強調
したものと私は考へるものでございま
す。地方公務員は、國民としての權利
をすべて有すると同時に、公務員であ
りますゆゑに、それらの權利を公
共の福祉のために利用する責任があ
る。國民といたしましては一個人とし
て尊重され、その個人的權利の行使を
許容されるのでございましてが、それは
公共の福祉を害せず、かつ全体の奉仕
者であつて、決して一部の奉仕者でな
いといふことと矛盾しない限度にお
いてのみ許されるというふうな解釈す
べきであらうと私は思ふのでございま
す。この公務員としての公共性のゆゑ
にこそ地方公務員諸君の政治的な自重
が要求されるのであります。私は、
地方公務員諸君を單なる労働者と同じ
の人のように取扱うということにつき
ましては、そういう左翼的な偏見者の
方々のお考えになつておるような考へ
方には決して同意することができない
のであります。

しかしながら、一方政府原案に盛ら
れておりますような、地方公務員の
政治活動を全面的に禁止いたしまし
て、一方的に、機械的に盲従のみをし
ようとするようなことはいかゞであり
ましようか。今日、すでに公務員諸君
は、労働組合の結成にあたりまして
も、破壊的な、極左的な支配を十分に
克服されておるのでございまして。また
地方の僻遠の地におきましては、公務
員諸君は穩健にして進歩的な輿論の造
成者でございまして。(拍手) 健全な民主
化の推進者であり、民主化のいない手
であることを私どもは確信をいたして
おるのでございまして。(拍手)

こういう実情を政府は全然顧慮する
ことなく、いたずらに地方公務員の政
治的活動を全面的に禁止しようとする
のであります。こういうことになり
ますと、地方は再びボス的な一部の人
の跳梁にまかす結果になるのではな
いか。この法案によつてできま

す。その人事委員會というふうなものに何
か地方のボス的な勢力が食い込んで、
一旦食い込んだ以上は、これが力を得
るおそれがあるから、これがよくござい
ます。こういたしますと、ようやく緒に
つこうとしたところのところが困の
民主化は、とうてい期し得られないの
でございまして。(拍手)

それだけではございせん。こうい
うことになりましたと、地方公務員は
いたずらに萎縮することになるのでござ
いまして、政府は、この法案は決して
取締りだけを考へてゐる法規じやない
んだ、地方公務員の保護のために、地
方公務員の利益のためにこの法案を用
意したんだと、いつも主張されるので
ございましてけれども、しかし實際に
は、この地方公務員法というものが保
護法ではなくて取締り法になつてしま
つて、地方公務員の不平不満はいよ
うと増大いたし、遂には極左的な、陰
險な反動分子の活動に絶好の温床を與
える結果になることをわれわれはおそ
れるのでございまして。(拍手) でありま
すから、私どもは、この政府原案に対
しましては絶対に賛成することができ
ません。われわれは、こういうふうな
基本的な考え方で、より高い大乗的な
観点に立ちまして、公務員の、労働者
ひいては一般市民としての權利の尊重
と、一方においては公務員の公共的特
殊性より来る制約とをよく調和せしめ
て政府原案を徹底的に修正し、皆様の
御賛同をから得ることができ

ることを確信いたしております。(拍手)
これらの諸点のほかに、私どもは、
この地方公務員法案が、国家公務員
法、そのほかの關係において幾多のき
わめて不備な点があることを痛感いた

すのでありますが、特に今日は、地方公共団体はきわめて財政的に難澁をきわめております。地方税の徴収はいよいよ困難をきわめようとしておる。これに加えて、平衡交付金はわずかに三十五億しか出されないというのであります。年末賞與あるいはペー・ス・アップの問題はどうなるのであろうか。全国百三十万の地方公務員は、きわめて不安な気持でこの東京の空をながめておることであらうと私は思うのであります。(拍手)地方財政委員会の委員長は、八十三億はどうしても出してもらいたい、こういうことをはつきり申しております。それが三十五億しか出ないのであります。地方起債の問題も同様であります。起債のわくは、きわめてきゅうくつなる三百億、そうしてわずかに百二十億くらいの増額すら四苦八苦というような状態で締め上げられておまして、地方財政の事情は想像以上のものがあるのではありません。地方行政委員会におきましては、先般この点にかんがみまして、いろいろ質疑をかわしたのでございまして、今日地方公共団体としてやるべき工事の繰延べもやつており、あるいは法定外のいろ／＼な課税の強行をするというふうなことで当面を糊塗しているのが実情なのであります。(拍手)

この地方公務員法を成立せしめて地方公務員の保護をするなど、政府は大きなことをおつしやるのでございまして、そういうことは、それ自体まことに噴飯物であらうと思ひます。(拍手)先般地方行政委員会におきまして、全会一致で、だれ一人反対する者なしに、この窮乏せる地方財政を確保するといふ決議案を提出して可決いたしましたのでございしますが、本院はこれをどういふふうに取り扱つて行こうとするのでございませうか。私どもは、この地方公務員法を上程し、審議するその中におきまして、どうしてもこの問題をまず根本的に考へてからこの法案を通すことが必要ではないかといふことを痛感するものでございします。(拍手)

これを要しますのに、政府は地方公務員の政治的中立性を確立するという半面に公務員の利益を保護すると申されるのでありますが、この法案では全然その効果はあがらないと思ふばかりでなく、むしろこれは時代逆行のものでございまして、(拍手)私どもはこの政府原案には絶対反対をすると同時に、われ／＼の提出いたしましたところの修正案には、ぜひ皆さんの心からの御賛成をお願いしたいと思ふ次第でございします。

以上をもつて私の趣旨を明といたします。(拍手)
○副委員長(岩本権行君) 門司亮君。
地方公務員法案に対する修正案(成田知巳君外一名提出)
地方公務員法案に対する修正
地方公務員法案の一部を次のように修正する。
(1) 第八條第一項第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。
十一 協定に関する勧告について、職員団体の要求を審査し、及び必要な勧告をすること。

同條第二項に次の一号を加える。
三 協定に関する勧告についての職員団体の要求を審査し、及び必要な勧告をすること。

同條第三項中「第九号及び第十号並びに」を「第九号から第十一号まで及び」に、同條第七項中「第九号及び第十号」を「第九号から第十一号まで」に改める。

(2) 第三十六條第二項中「左に掲げる政治的行為」を「勤務時間中又は地方公共団体の庁舎若しくは施設において第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をしてはならず、また、職員は、これらの目的をもつて第四号に掲げる政治的行為」に改める。

(3) 第五十二條第三項中「(以下本節中)」を「この法律において」に改める。

同條第五項に次の但書を加える。
但し、地方公共団体の長によつて定められた又は條例によつて定められた條件又は事情の下においては、第五十五條の規定により認められた行為をすることができる。

(4) 第五十五條の見出しの「(交渉)」を「交渉及び協定に関する勧告の要求」に改める。

同條第二項中「申合せ」を「協定」に改める。

同條に次の四項を加える。
4 職員団体は、第二項の規定により結ばれた協定を当該地方公共団体の当局が履行しないと認め

めたときは、人事委員会又は公平委員会に対して、当該地方公共団体の当局にその協定を履行すべき旨の勧告をすることを要求することができる。

5 前項に規定する要求があつたときは、人事委員会又は公平委員会は、事案について口頭審理その他の方法による審査を行い、その結果に基づいて、当該地方公共団体の当局に対し、必要な勧告をしなければならない。

6 第四十八條の規定は、前二項の場合に準用する。

7 地方公共団体の当局は、正当な理由がなくて、第一項の規定による職員団体との交渉を拒んではならない。

(5) 第五十七條中「職員のうち」の下に「、現業の機関(事業その他の企業を含む。但し、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六條に規定する公営企業を除く。に從事する者で、管理的又は監督的地位にある者及び機密の事務を扱う者以外のもの、單純な事務に雇用される者、公立学校の教職員(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する校長、教員及び事務職員をいう。その他)を加える。

(6) 第六十一條第四号を削り、同條第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

(7) 第六十二條中「第六号」を「第五号」に改める。

(8) 附則第一項中「第六号」を「第五号」に改める。

(2) 附則第二十項中「(昭和二十三年法律第九号)」を削る。

○司馬君登壇
私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されております地方公務員法案に對します私どもの修正の案を提出いたしまして、その趣旨の説明をいたさんとするものであります。最初に修正の案文を朗讀いたしまして、後にその趣旨を申し上げたいと思ふのであります。

地方公務員法案の一部を次のように修正する。
(1) 第八條第一項第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。
十一 協定に関する勧告について、職員団体の要求を審査し、及び必要な勧告をすること。

同條第二項に次の一号を加える。
三 協定に関する勧告についての職員団体の要求を審査し、及び必要な勧告をすること。

同條第三項中「第九号及び第十号並びに」を「第九号から第十一号まで及び」に、同條第七項中「第九号及び第十号」を「第九号から第十一号まで」に改める。

(2) 第三十六條第二項中「左に掲げる政治的行為」を「勤務時間中又は地方公共団体の庁舎若しくは施設において第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をしてはならず、また、職員は、これらの目的をもつて第四号に掲げる政治的行為」に改める。

(3) 第五十二條第三項中「(以下本

節中を「この法律において」に改める。

同條第五項に次の但書を加える。

但し、地方公共団体の長によつて認められ又は條例によつて定められた條件又は事情の下において、第五十五條の規定により認められた行為をすることが出来る。

(4) 第五十五條の見出しの「(交渉)」を「交渉及び協定に関する勧告の要求」に改める。

同條第二項中「申合せ」を「協定」に改める。

同條に次の四項を加える。

4 職員団体は、第二項の規定により結ばれた協定を当該地方公共団体の当局が履行しないと認めたときは、人事委員会又は公平委員会に対して、当該地方公共団体の当局にその協定を履行すべき旨の勧告をすることを要求することができる。

5 前項に規定する要求があつたときは、人事委員会又は公平委員会は、事業について口頭審理その他の方法による審査を行い、その結果に基づいて、当該地方公共団体の当局に対し、必要な勧告をしなければならない。

6 第四十八條の規定は、前二項の場合に準用する。

7 地方公共団体の当局は、正當な理由がなく、第一項の規定による職員団体との交渉を拒んではならない。

(5) 第五十七條中「職員のうち」の下に「現業の機関(事業その他の企業を含む。但し、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六條

に規定する公営企業を除く)に従事する者で、管理的又は監督的地位にある者及び機密の事務を取扱う者以外のもの、單純な業務に雇用される者、公立学校の教職員(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する校長、教員及び事務職員をいう)その他」を加える。

(6) 第六十一條第四号を削り、同條第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

(7) 第六十二條中「第六号」を「第五号」に改める。

(8) 附則第一項中「第六号」を「第五号」に改める。

(9) 附則第二十項中「昭和二十三年法律第九号」を削る。

以上が、私の提案いたしました本法案に対する修正の案文であります。私は、今朝読いたしました各條文についての一応の修正の意見を申し述べておきたいと思つてあります。八條中に、協定に関する勧告についての職員団体の要求を審査し、及び必要な勧告をする、という規定を規定いたしましたのは、五十五條の修正において協定をすることが出来るということと決定いたしますと同時に、人事院に對します労働者の要求を提訴することのできる規定を設けて参りましたので、必然的に第八條に規定されております人事委員会の職務の範囲をこゝに規定する必要ができて参りましたから、かく修正をいたしましたのであります。

次に第三十六條に掲げてあります問題に、政府原案によりますれば、地方公務員の政治的活動というものは全面的にこれを禁止いたしておりまして、ただ投票だけが許されるというようにな、きわめて日本人として、ことに知識人として政治に最も関心を持つておられますこれらの諸君の政治的活動を大幅に制限しようとするその行為に對しまして、われわれは公務員の中立性を考へまして、当然であります労働時間中または公共団体の建物のうち等において特定の政党の運動をするということは、公務員の中立性と相關連いたしましたいかにかと存じますので、これを禁止するということにいたしました。他の條項のすべては、日本國民として與えられております憲法に定めた基本的な人権をここに當然認めることが正しいと考へて、かく修正をいたして参つたのであります。

(拍手) われわれは、さういふ観点に立つて次の問題を検討しなければならぬと思つたのであります。

次に五十二條に「(以下本節中)とありましますものを、(この法律において)と改めて参りましたのは、この五十二條の規定は特に重要な規定でありますことのために、われわれはこれを單なる法律の一節と解せずして、この法案全体にこれを考へることが至當と考へて挿入いたして参つたのであります。

次に五項の規定に但書を加えましたのは、これは国家公務員法と同調する意味においてこの條項を挿入して参つたのであります。

次に五十五條の見出しに對しまして「(交渉)」という文字を「(交渉及び協定に関する勧告の要求)」と改めて参りましたものは、原案におきましては、労働者の基本的な権利であり固有の権利であります労働三法の適用を大幅に禁止いたして参りまして、労働者が持つております當然の権利が、そこに非常に大きく制約されて参つておるのであります。このことは、單にわれわれはこの法の趣意においてこれが制約されたといふことのみならずして、この地方公務員法のほんとうの政府原案のねらいの最大のものがここにあつたのではないかと考へます。がゆゑに、以下少く意見も申し述べたいと考へておるのであります。

地方公務員に對しまして、單に選挙による者、あるいはごく少數の特定の者、いわゆる職會議決を経て選任するといふやうなきわめて特定の者だけが政治活動ができて、他の公務員全体が政治活動ができないということになつておると思ひますが、よく諸君に考へていただくと思ふことは、今日地方の公共団体は、中央の官庁とその趣を非常に異にいたして参りまして、住民と密接不可分の關係にあり、かつ内容は私企業とまったく同一の行為を行つてゐるということは、諸君も御承知の通りであります。私企業と同一の事業に従事して参ります者が、一方においてはみずからの地位の向上と、さらにみずからの生活権擁護のために労働者に與えられた労働三法によつて保護され、一方においては、ただ経営形態が異なるということだけにおいて、同じ産業に従事し、同じ事業を営みます者が、そのみずから持つてお

る固有の權利を束縛されて、みずからの地位の向上と生活安定のために労働者の持つ基本的な人権が十分に発揮できないといふことは、労働者にとつてきわめてへんばな行為であるといふことを、はつきりと知らなければならぬのであります。(拍手)

およそ日本の國において、能率の上らないものを、われわれはお上の仕事、お役所仕事としてこれを表現いたしておつたのでございまして、このゆゑは一體どこにあるか。すなわち産業に従事いたしております者あるいは公務に従事いたしております者が、公務であるといふ建前の上において、多くの労働運動、労働活動が、みずからの生活権を擁護することが制約される、みずからの力においてみずからの生活権を擁護することができないといふ、この環境に置かれておられます日本の従来の行き方といふものは、労働階級を卑屈にして、ただ時間だけを動めればよいといふやうな、きわめて労働者として無責任な観点に迫つたといふことは、御承知の通りであります。今また再びこれを制約いたして参りまして、このすべての權益をとつて、再び昔の官業の仕事、いわゆるお役所仕事といふやうな状態が現出されて参りますならば、その場合に、一体だれが損をするかといふことではあります。

地方住民は、今日非常に苛酷なる地方税の徴収によつて眞に血の出るやうな思いをし、あるいは差押え、競売等によつて親子心中をなし、あるいは首くくりをし、あるいは夜逃げをしなればならないといふやうなこの社会の悲劇を現出するまでに苛酷な税の取立

てが行われております。その税金の上
にすべての地方公共団体の施設は行わ
れ、事業は行われておるものでありま
す。その行われております事業が、お
役所仕事というようにことにおいて、
なおさらにされるようなことになつて
参りますならば、地方住民の税金に対
しまする税金は一体どうなつて来る
か。納めた税金が最も公平に、大幅に
地方住民に還元されることこそが望ま
しい姿でなければならぬ。しかる
に、これがまつたく没却されて、お役
所仕事を再びここに現出して参ります
ならば、損をする者は地方住民である
と同時に、またみずからの力において
制約されて、みずからの権利を主張す
ることのできない労働階級と地方住民
がきわめて大きな損をするということ
になつて参りますならば、一体この
法の第三十六條の條項は明らかに憲法
であると申し上げても決して過言では
ないでありましょう。われ／＼は真に
労働階級の立場を思い、真に住民諸君
の赤裸なる現状をここに露出いたし
て参りますならば、やはり働いてお
ります地方公共団体の、これらに従事
いたしております、まつたく私企業と
同一の事業形態に参りますものにつ
きましては、これを一般労働者と同一よ
うな取扱ひにすることが正しい理論で
あり、またそうでなければならぬとい
ふ確信いたしておるものであります。

(拍手)
さらにつけ加えて申し上げておきま
するが、諸君は、今日地方の公共団体
が行つておられます、あのくみどりの
作業に従事いたしておる者、あるいは
道の清掃に従事いたしておる者、ある
いは農耕に従事いたしておる者、ある
いは川の渡船に従事いたしておる者
が、地方自治法に定めておられます
都道府県知事並びに市町村長の代理
的行為をなすというものが、どこに一
体発見できるか。これらの諸君には、
明らかに一個の労働者として、労働
者として労働三法の適用をすることに
それが、私は法の趣意においては正しい
理論であると申し上げなければならぬ
のであります。(拍手)われ／＼は、
かくのごとき意味において、ここに規
定いたしておりますものを挿入いた
して参つたのであります。

こういふ状態下にありまする労働運
動に對して、これを大幅に制約いたし
ておられますことのために、この五十
二條の規定の中に、職員団体が交渉す
ることができるといふ規定はございま
するが、これは一方づいた交渉であつ
て、その理事者側は何らの義務づけを
したものはなし。また交渉した者が申
合せをするといふことの規定はござい
ますが、日本人の觀念から申し上げ
ますならば、協定と申合せには非常
に大きな隔たりがあるといふことであ
ります。関係方面のサセクションによ
りまして、協定あるいは申合せはい
ずれにも解釈できるような字句に相な
つておるといふことは御存じの通りで
あります。従ひましてわれ／＼は、少
くともこの項におきましては、働いて
おりまする地方公務員の立場を考慮い
たしまして、これに有利なように、当
然これを協定と改めることが親切な行
き方であり、また妥協でなければなら
ないと思へておるものであります。

るにこの法律を作成いたしました者の
反動性が現われておるといふことを、
はつきりと知らなければならぬので
あります。

われ／＼は、この協定を実行いたし
ますことのために、おの／＼が申し
合せをいたしましたその事項に對して
はこれを忠実に履行するためにも、ぜ
ひこれを協定と改め、そうしてその協
定に對しては、もし不履行の場合に
おきましては、人事委員会に職員組合
はこれを提訴し、その審査を要する
し、さらに人事委員会は、その審査に
基いてその事項を当局者に勧告する
といふ規定を定めなければ、一方づいて
ほとんどその申合せというような事
項は履行されないであらうといふこと
を私は深く憂へるものであります。従
ひまして、われ／＼はその條項をここ
に挿入いたして参つたのであります。

さらにこの條項に挿入いたしましたものに
つきましては、往々にいたしまして地
方公共団体の理事者等がいろいろな難
くせをつけて、職員団体の要求に應じ
ない、交渉に防がない場合等がござい
ますことを憂へたしまして、ここ
にわれ／＼は、その正当な理由なくし
てはそれとしたことのできないような規
定を設ける、同じ立場に立ちます理
事者と職員組合との間の均衡を保つ上
に、ぜひこの條項を挿入しなければ
ならないと思へておるものでありま
す。

次に五十七條の規定であります
が、五十七條の規定は、前に申しまし
たような現業に従事する者、私企業と
まつたく同じような行為をいたしてお
ります者に對しては、特別の法
律を定めなければならない。

従ひまして、本法にありまする、ただ
單に特殊の事情のもとに働いておる者
を別にするといふような、あいまいな
規定にあらずして、ここで現業並びに
單純労働に服する者、さらに公立学校
に奉職しておる教職員に對しては別の
法律をもつてこれを定めるといふ明確
な線をぜひここに出しておかなけれ
ば、次の法律制定の際に、それらのも
のがもし脱落するやうなことがありま
するならば、きわめてここに危険性を
伴つて参りますので、その規定を挿入
いたして参つたのであります。

次に六十一條の四号であります。これ
は先ほどの委員長の説明によります
と、公務員に對しては罰則はない
と申されておられますが、実は六十一條
の四号の規定におきましては、寄附金
その他金品の募集に関する罪にあつて
は三年以下の懲役または十萬元以下の
罰金に処するといふことが明記されて
おります。従ひまして、これは政府も
申されておられますように、もしこの法
案において公務員に對して罰則を設け
ないとするならば、この規定はぜひ削
除しなければならぬといひたしまし
て、われ／＼はここに削除をいたして
いるのであります。

以下附則その他につきましては條文
の整理をしたにすぎないのであります
から、さよう御了承を願ひたいと思
うのであります。

われ／＼がかくのごとき修正案を提
出しなければならなかつたその理由を
さらに申し上げたいと思ひますことは、
この法案が保護法であるといわれてお
りながら、地方公務員に對しては保護
の規定はきわめてわずかであつて、そ
の大部分が大體取締り規定であり、い

わゆる労働運動の高圧的抑制と、さら
に政治的な大幅の制限以外の何もので
もないといふことである。(拍手)
従つてわれ／＼は、この点に對しては
きわめて不満なので、もし政府がほん
とくに保護法であるといふ基礎の上に
立たれるとするならば、何ゆゑに地方
財政の充実をはからぬか。

現在、地方財政委員会が要求いたし
ておりまする——きわめて謙虚な立場
に立つて、みずから節約するものは節
約するとして政府に要求いたしておる
ものは何であるか。諸君も御承知のよ
うに、わずかに七百九十億の雑費の中
から、地方公共団体は百分の五の節
約をしておる。四十億をみずから節約
して、なおかつ負担することのでき
ない、政府の当然行わなければならぬ
義務である——これは淺井人事院總
裁が予算委員会においてはつきり言つ
ておる。すなわち、政府のベースが上
るならば、この政府の施策に應じて地
方公共団体の公務員の給与も上げるこ
とが正しいといふことを淺井人事院總
裁は言つておるではないか。政府のこ
の施策において当然上げられて参ります
のが千円といひたしましても、このベ
ース・アップによつて当然必要になつて
参りまする四十三億円の財源と、さら
に、たとひこれが半月分に規定いたしま
しても四十五億の手当の財源と、さら
に法律改正後において当然負担いたし
まする十六億と、さらに補正予算に伴
いまする当然の地方負担である十九億
と、合せて百二十三億の中で四十億を
節約し、残りの八十三億だけはぜひ出
してやらなければ、地方の公共団体の
これらの諸君の、地方公務員の越年
資金、さらに賃金の昇給ができないとい

う、この切実なる願いを何ゆえに三十
五億と限定して、八十三億を政府はけ
つたのか。もしこの法案において保護
法というならば、労働階級のこの切実
なる願い、いわゆる生活を擁護する資
金、越年資金に対して一大斧を加えた
政府は、明らかにこの法案が保護法と
言えた義理ではないということをはつ
きりと認識してもらいたい。(拍手)

私は時間を制約されておりますので、
さらに十分意見を申し上げることは
できませんが、最後に申し上げたい
と思ひます。これは、本法案施行の期
日であります。本法案施行の期日にお
いて、政府の言つております保護法
であるとするならば、その保護法であ
るべき人事委員の職定であるいはその
他の規定をまず設けなければならな
い。人事委員の職修等におきましては、
これを八箇月後に譲り、さらにその実
施は、地方においては一年六箇月ある
いは二年後において実施するという規
定を設けて、労働三法の適用に対しま
するところの抑圧と、さらに政治活動
の禁止にのみ何ゆえに二箇月の期間を
つけたかということであります。政府
はほんとうにこれが保護法であると言
うならば、この規定は逆でなければな
らない。一方において保護法の制定を
しないで、そういう設備をしないで、
ただ取締り規定だけを、しかも
最小限度八箇月と規定してあるもの
が、その面だけを二箇月に規定したと
いうことは、そも／＼その本心はどこ
にあるかということである。これを私
は遺憾なく暴露するならば、おそらく
自由党の諸君は、明年の春行われま
する地方選挙に備えて、百三十万の地方

公務員の政治活動を禁ずることがその
目的であろうことを、はつきりと私は
申し上げる。(拍手)おそろく私の推察
は……(発言する者あり)諸君がやじると
ころによれば的中しておるものである
ということ、ここに私ははつきり申
し上げる。従ひまして本法案は、労働階
級の生活を擁護するものにあらずし
て、労働階級の地位の向上と、與えら
れた基本の權利と、雇用の權利を明ら
かに束縛し、剝奪し、さらに政治的権
力を大幅に禁止いたしまして、自由党
の持つ反動性と、次の選挙を有利に開
く陰謀以外の何ものでもないというこ
とを、私はここにはつきりと申し上げ
るのであります。(拍手)

私もここには本法案に対して修正
の意見を出して参りましたものは、ま
ず根柢から申しますならばい／＼な
徹底した修正案を出すべきであります
が、現下の日本の情勢において、諸般
の事情がそれを許さないとするなら
ば、われ／＼のこの修正案は、われ／＼
にとつては最も消極的であり最小限度
のものであるのであります。従ひまし
て、真に諸君が、労働者の、地方公務
員の地位の擁護と生活権の擁護、さら
に本法案の趣旨にありますようにこれ
が保護法であるとするならば、少くも
諸君はこの修正案に賛成すべき義務
と責任があるということをはつきり申
し上げまして、私の提案理由の説明を
終りたいと思ひるのであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 質疑の通告が
あります。これを許します。大矢省三
君。
〔大矢省三君登壇〕
○大矢省三君 私は、前尾委員長に対
して、この重要な法案の審議過程にお

いてはなほ遺憾な点がありましたの
で、その点をこの機会にお伺い申し上
げたいと思ひるのであります。

申すまでもなく本臨時国会は、補正
予算が最も重要であると同時に、この
地方公務員法の制定を各方面から重大
視し、また非常勤を合せて四百数十万
に余る地方公務員の最も関心を持つて
おつたものであります。従つて、この
法律の審議にあつては、保護法であ
るだけに、また十分の審議を盡さなけ
ればならぬと思ひるのであります。しか
るに、この重要な予算案を初め、さ
らにこの審議にあつて前尾委員長の
とつた態度というものは、日本のこの
民主主義国会の運営の将来について私
はなほ遺憾に考へるのであります。

すでに皆さんの御存じの通りに、自
由党は圧倒的な多数を持つておるので
あります。従つて、これを十分審議し
て、民主主義の原則によつて採決をい
たしますならば勝つのであります。
しかるに、一昨々日のあの連合審査会
の結果、並びにまた昨日のごときは、
興党が出て来ないのであります。また
今日も中途において、質疑を多数で、
いわゆる暴力をもつてこれを阻止した
のであります。(拍手)ことにこの法律
案の後半が、罰則その他きわめて第三
者に重大な内容を持つておることは、
皆さんもすでに御承知の通りでありま
す。これは公務員の中立性をあくまで
維持するために、第三者がこれに対
して誘惑し、そのおかしな場合には懲
役三年、十萬圓以下の罰金に――第三
者がこれに抵触するのであります。こ
ういうふうな内容を持つた法律であり
ますから、これを十分審議すべきで

あるにかかわらず、これをしなかつた
ことであります。

私はおそれる。もしこういう重大な
審議――国民に關係あり、地方自治体
の円満なる発展のためにしなされられ
たこの法律が、かような状態で審議さ
れるならば、日本の地方公務員なり、
あるいは国民の間に、国会に信頼を置
かなくなつて、いわゆる直接行動に出
るような、国会信頼するに足らずとい
う意見の台頭して来たときには、一体
どうなりますか。かつて日本の労働運
動に、戦前には議會否定のサンジカリ
ズムの思想が横溢したことは御存じで
しょう。今ようやくにして民主主義が
確立し、国会を信用しようとするこの
情勢にあつて、国会が十分審議ができ
ないというやうなことで、どうして一
体法を守り、国会を信用することがで
きますでしょうか。私は、特にその点
で、これがはたしてこの運営の仕方
において、あるいは委員長として万全を
期したかどうかということについての
心境をお伺いしたいのであります。

いま一つ重大なことは、予算委員会
においてもこれが問題になつたのであ
ります。先月の二十五日でありま
す。か、地方財政委員会野村委員長の名を
もつて、政府を通じて、内閣を通じて
国会に意見書が出ておるのでありま
す。それが二十九日地方行政委員会に
まわりました。そのときに自由党も賛
成いたしました。満場一致これが決定
して、この勧告案について、政府によ
るしくこの指圖をしるというこの決
定が見られたのであります。その決
定のいわゆる実行方法、これの系統に
ついては、これまた満場一致前尾委員
長に一切を託したのであります。その

後一体いかなることになつてゐるか、
はたして内閣に、さらにまた關係深い
予算委員会にこれを通過したかどうか、
か、それに努力したかどうか、このこ
とであります。

今晩の毎日の夕刊を見ますと、政
府は五日の閣議において、こういうこ
とを決定したということでありま
す。平衡交付金八十八億に増額、閣議決定
という見出しによつて、五日の閣議にお
いて、地財委から提出された本年度の
平衡交付金追加増額に対する意見書を
承認した、これは地財委で、さきに本年
度補正予算に關連して八十三億圓の平
衡交付金の増額意見書を提出したもの
を、さらに五億圓を増額して八十八億
圓に決定したということでありま
す。この八十八億圓に補正予算の増額が決
定されたということでありま
す。それは前尾委員長が努力の結果さうい
うことになつたのか。私が前尾委員長
になぜこれを尋ねるかと思ひます。
と、今保護法と稱するこの地方公務員
法が審議されておるときに提出された
地財委のこの意見書の中に、今年の年
末の賞與、賃金のベース改訂にあつた
数字がちゃんと載つておるのであ
ります。それを合せて八十三億の意見
書でありますから、きわめて重大な
關係を持つこの法律が真に保護法であ
るならば、まず先に私はそれを決定す
べきではないかと思ひます。(拍手)
こういう事情でありますから、私
が前尾氏に尋ねたいことは、この今日
の閣議決定の八十八億圓が正しいの
か、あるいは確實なのかどうかとい
うことでもあります。今申しましたよ
うに、この法律に重大な關係を持ちま
すから、私は岡野國務大臣に対して、

この閣議決定はたして正しいのかどうかという点をあわせてお聞きしたい。それからこの二点を、今後この運営の上に、さらに法律の權威を保つために、またこの法律の精神であるところの保護法の精神から言つて重大な裏づけになるところの予算關係に對して、私は特にわれ／＼が満場一致決定して一任をした前尾委員長にお尋ねを申しまして、私の質問を終ることにいたします。(拍手)

〔前尾三郎君登壇〕

○前尾三郎君 お尋ねの第一点は、審議の経過が非常に私の手落ちのようなお話でございました。日数は少かつたかも知れませんが、御存じの通り、先ほど私が御報告申し上げました通り非常に慎重審議をしていただきましたことは、大矢さん自身がお認め願えると思ひます。連合審査につきまして、一日の予定を二日に延ばしまして、しかもまた委員外質問も許すというようなことで、十分審議を盡したつもりであります。なおまた今日は質疑の打切りはいたしました。しかしそれは、暴力でやつたというやうな事実は絶対にないのであります。しかも非常に質疑が十分行われまして、繰返し同じような問題にわたつて参りましたので質疑の打切りをいたしたやうな次第でありまして、決してそういうことはありません。

なお二日にわたりました公議を開き、また先ほどの罰則等もありますので慎重審議を盡すべきだというお話がありました。これは御存じの通り、法務總裁も教回出席していただいたて審議を盡したのであります。私は今回の地方公務員法は十分審議を盡していた

だいたと思つておりますし、私も決して手落ちがなかつたと確信しております。

第二点は、地方財政確立の件について決意いたしました。皆さんの御趣旨の通りその決議案を議長に報告し、なおまた内閣官房長官、大蔵大臣、また予算委員会にも参考として送付いたしました……

〔発言する者多し〕

○副議長(岩本信行君) 靜肅に願います。

○前尾三郎君(続) 従つて私としては、皆さんの御趣旨を十分忠実に執行して参つたつもりであります。なおまた先ほど……

〔発言する者多し〕

○副議長(岩本信行君) 靜肅に願います。

○前尾三郎君(続) 本日の夕刊に平衡交付金のことが出ておるやうであります。先ほど夕刊に出ておるといふ話を聞いただけでございまして、それ以上のことは何も存じません。(拍手)

〔國務大臣岡野清君登壇〕

○國務大臣(岡野清君) ただいまの大矢君の御質問に御答弁申し上げます。地方財政委員会から、五億圓また平衡交付金を増してくれ、こういうやうな意見書が出たことは確かでございます。それを閣議においては受け付けました。新聞に出ております八十八億圓に閣議決定をしたという事実はございせん。御答弁申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて質疑は終了いたしました。これより討論に入ります。龍野喜一郎君。

〔龍野喜一郎君登壇〕

○龍野喜一郎君 私は、自由党を代表いたしました。今回提案せられましたる地方公務員法案に對し全面的に賛意を表するとともに、その理由を鮮明にし、ここに本員の所信を申し述べたいと存じます。(拍手)

地方自治法附則第一條第二項の明文によりますれば「別に普通地方公共団体の職員に關して規定する法律は、昭和二十三年十二月三十一日までに……」

〔発言する者多し〕

○副議長(岩本信行君) 靜肅に願います。

○龍野喜一郎君(続) これを国会に提出しなければならぬ。と規定せられておりますことは、すでに各位の御承知の通りであります。しかるに……

〔発言する者多し〕

○副議長(岩本信行君) 御靜肅に願います。

○龍野喜一郎君(続) 荏苒今日まで、片山社会党内閣においても、また芦田民主党内閣におきましても、いかなる理由か提案を躊躇いたしておつたのであります。これはおそろしく、本法案の及ぼす政治的影響に恐れをなした結果ではなからうかと想像いたされるのであります。はたしてそうであつたとするならば、はなはだお気の毒ながら、その政治上の信念の脆弱さに驚かざるを得ないのであります。わが吉田内閣は、民主国家の基本である地方自治確立のため、前国会においては、確固たる信念のもとに万難を排し地方自治法案を提案し、その成立を見たことは、まことに御同慶にたえない次第であります。今国会においても引続き、歴代内

閣のなし得なかつた地方公務員法案を、決然として提出いたしたのであります。その政治的良心と、その政治的責任感には心から敬意を表する次第であります。(拍手)

〔発言する者多し〕

○副議長(岩本信行君) 靜肅に願います。

○龍野喜一郎君(続) 国家公務員法が制定せられ、民主的、科学的なる公務員制度が確立せられましたことは、從來とかく情実と旧弊、非能率と動脈硬化の標本のごとく誹謗せられておりましたわが国官界の弊風を改め、清冽なる職場に面目を一新せしめたこと、何人も異論のないところであります。しかるに、国家公務員と本質的に何らの差異なき地方公務員についてはこれまで放任せられておつた。これは何といつても吾人の了解に苦しむところであります。地方公務員は、国家公務員に比べまして、その素質及び給與についてとかく遜色ありといわれておつたのであります。が、なかつた町村吏員のごときは、まことに同情すべき境遇にあることは各位の御存じの通りであります。すでに地方自治法が制定せられ、また地方税制が確立され、地方自治に關する諸制度は、おおむねその体制を整えたのであります。しかしながら、いかなる制度を完備いたしたとしても、これを運営する人によつてその生死が左右せられますことは、もろみなしかりであります。ここに地方公務員に關する根本法を定め、もつて地方公務員の基本的權利を確保するとともに、また全体の奉仕者としての義務を明確化したことは、地方

自治確立上最も喜ぶべきことであります。これによつて初めて地方制度に關する万般の諸制度は完備せられ、地方自治の画期的進展を期し得られることを確信いたす次第であります。(拍手)

以下進んで、私は本法案賛成の具體的理由を申し述べたいと存じます。まず第一は、本法案はあくまで地方公務員の地位を保障したことであります。すなわち、地方公務員は法律または條例で定められた事由に該當する以外には罷免または不利益処分を受けることがないのみならず、かりに不利益処分を受けたとしても、あくまでもその理非曲直を争う道を開いたことであります。換言すれば、地方公務員は全体の奉仕者としての職責を果す限りは、何ものにも屈せず、阿諛せず、毅然として職務に精進することができるのであります。このことは、たとい物質的には恵まれなかつたとしても、一生をその聖職にささげしめ、公務員たるの高邁なる誇りを堅持することができるわけであります。今日地方公務員の現状を知る者にとつては、まさにわが意を得たりと快哉を叫ぶところであります。

第二は、その任用が受驗成績、勤務成績その他の能力の実証に基いて行われなければならない、すなわち成績本位の原則を確立したことであります。従来の地方公共団体の人事がはたして公正妥當に行われておつたか、遺憾ながら行われていない。しかも陳腐な、月並的な情実因縁に左右せられ、有能良識の士には逃がられるというやうな、とかくの非難があつたことは、いふまでもない事実であります。これがた

め有為なる人材を求めることが困難で

あるばかりでなく、いわゆる適材適所に配する人事の妙諦を發揮し得なかつたのであります。本法案の突進により、職員の採用、昇任は原則として競争試験により、特に採用試験はすべての国民に對し平等に公開せらるべきことを定め、任用の公正明朗をはかつたことは、まことに天窓を開いた感があり、人材のおのづから地方自治体に集まり、かくして地方自治行政運営の人的欠陥を補うことができるのであります。

その職務に精勵することができるようになりましたことは、一面職員に輝かしき希望を與うるとともに、事務の能率も一段と高まるであろうことを信ずるものであります。

以上申し述べました諸点より見ましても、本法が世上地方公務員保護法あるいは身分保障法ともいわれておるゆえんであります。本員が本法案に率先賛意を表する理由もまたここに存するのであります。

第三は、地方公務員の給與、就業時間その他の勤務條件の基準を明確化したこととあります。新憲法下、労働者の権利が確保せられましたことは各位の御承知の通りであります。公務員に關する限り勤務無定量の因習が必ずしも排せられなかつたのであります。この事実にかんがみ、本法案は、労働三法中労働基準法の規定は、地方公務員の本質に抵触する規定を除き全面的にこれを適用いたし、もつて職員の勤務條件を條文化したのであります。それにもかかわらず、一部の間には、あたかも労働に關する法律が一切適用せられず、地方公務員の勤務條件につきましては何らの保障もないような議論をいたす者もあります。これは條文のすべてを咀嚼し得ざる者の根拠なき反對論でありまして、公務員たるの定義をよく承する者にとつては、あえて問題とするに足らないところであります。

かくのごとく地方公務員は、本法案によつて、あらゆる角度からその地位を保障せられ、かつ保護を受け、なお職員としての権利を與えらるるわけであり、地方公務員はあくまでも公務員であります。單なる個人ではない。従つて、全体の奉仕者としての当然の制約あるいは義務が生ずることはやむを得ない次第であり、しかし、その制約及び義務を遂行する責任があるのは申し上げるまでもないところであります。しかるに、これに關する諸規定を強調するのあまり、一部には本法案に對し、あるいは地方公務員取締法とか、あるいは彈圧法だとか稱する論もあり、これこそ一般大衆を惑わす黨派附会の手申すべきでありましょう。国民大衆の望むところは、公務員がその職務に精勵すると同時に、国民全体のため忠実にその義務を履行することとあります。ことさらに權利のみを主張し、義務を放棄することは人倫の冒瀆であり、まさに民主政治を破壊するのほかに何物でもない。断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

その職務に精勵することができるようになりましたことは、一面職員に輝かしき希望を與うるとともに、事務の能率も一段と高まるであろうことを信ずるものであります。

以上申し述べました諸点より見ましても、本法が世上地方公務員保護法あるいは身分保障法ともいわれておるゆえんであります。本員が本法案に率先賛意を表する理由もまたここに存するのであります。

かくのごとく地方公務員は、本法案によつて、あらゆる角度からその地位を保障せられ、かつ保護を受け、なお職員としての権利を與えらるるわけであり、地方公務員はあくまでも公務員であります。單なる個人ではない。従つて、全体の奉仕者としての当然の制約あるいは義務が生ずることはやむを得ない次第であり、しかし、その制約及び義務を遂行する責任があるのは申し上げるまでもないところであります。しかるに、これに關する諸規定を強調するのあまり、一部には本法案に對し、あるいは地方公務員取締法とか、あるいは彈圧法だとか稱する論もあり、これこそ一般大衆を惑わす黨派附会の手申すべきでありましょう。国民大衆の望むところは、公務員がその職務に精勵すると同時に、国民全体のため忠実にその義務を履行することとあります。ことさらに權利のみを主張し、義務を放棄することは人倫の冒瀆であり、まさに民主政治を破壊するのほかに何物でもない。断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

た公務員の本質を理解せざる獨断的議論であるといわざるを得ないのであります。公務員の使命たるや、私が申すまでもなく全社会的の共同福祉を増進するための制度であり、一般私企業の資本家労働者のごとく、その關係は單なる利益の分配關係ではないのであります。重ねて申し上げます。公務員はすなわち全体の奉仕者でなければならぬ。これらの職員に對し、私企業同様労働三法は一切を容認すること、住民全体に對する奉仕にあらずして、むしろ法的排他を許すがごとき結果となり、事案のおもむくところ、迷惑するものはひとり住民大衆でありません。この建前より、本法案が、勇敢に、あくまで地方公務員の本来の使命達成のため、国家公務員と同じく労働關係法を排除したことに對し満腔の賛意を表するものであります。

ことを否認する論拠とはならない。むしろ、かかる現状であればこそ、まず地方公務員の権利と義務を明確ならしめ、もつて地方公務員をして安んじてその職務遂行に万遺憾なからしめる制度をこそ確立すべきであると信ずるのであります。與えらるるものが十分でないから、その義務は果さなくともよいというような思想は、全体の奉仕者として常に責任と誇りを持つて全国百三十万の地方公務員大方諸賢に對する、むしろ侮辱であるといわざるを得ないのであります。私は一日も早く本法案の施行を急願してやまないものであります。

さらに一言申し添えておきますが、本法の実施によつて、かねて悩みの種であつた赤旗行列が消えてなくなるということは、地方行政の能率向上の上からも、けだし大いなるプラスであるかと信ずるところであります。(拍手)

過ぐる六月の参議院議員改選の當時、一部の地方公務員が、選挙のため職場を放棄し、運動に狂奔し、世の聲譽を買い、公務員のあり方について深甚なる批判を受けたのは、つい最近のこととあります。(拍手)地方公務員に對し政治的中立性を唱へることは、決して時の政府の要求ではない、国民大衆自体の要求でなければならぬ。かるがゆえに、地方公務員法案はこの問題を率直に取上げて、地方公務員に對し政治的行為の制限をなしたのであります。これは党人としての立場を離れ、吾人の双手をあげて賛成するところでありました。

た公務員の本質を理解せざる獨断的議論であるといわざるを得ないのであります。公務員の使命たるや、私が申すまでもなく全社会的の共同福祉を増進するための制度であり、一般私企業の資本家労働者のごとく、その關係は單なる利益の分配關係ではないのであります。重ねて申し上げます。公務員はすなわち全体の奉仕者でなければならぬ。これらの職員に對し、私企業同様労働三法は一切を容認すること、住民全体に對する奉仕にあらずして、むしろ法的排他を許すがごとき結果となり、事案のおもむくところ、迷惑するものはひとり住民大衆でありません。この建前より、本法案が、勇敢に、あくまで地方公務員の本来の使命達成のため、国家公務員と同じく労働關係法を排除したことに對し満腔の賛意を表するものであります。

ことを否認する論拠とはならない。むしろ、かかる現状であればこそ、まず地方公務員の権利と義務を明確ならしめ、もつて地方公務員をして安んじてその職務遂行に万遺憾なからしめる制度をこそ確立すべきであると信ずるのであります。與えらるるものが十分でないから、その義務は果さなくともよいというような思想は、全体の奉仕者として常に責任と誇りを持つて全国百三十万の地方公務員大方諸賢に對する、むしろ侮辱であるといわざるを得ないのであります。私は一日も早く本法案の施行を急願してやまないものであります。

さらに一言申し添えておきますが、本法の実施によつて、かねて悩みの種であつた赤旗行列が消えてなくなるということは、地方行政の能率向上の上からも、けだし大いなるプラスであるかと信ずるところであります。(拍手)

た公務員の本質を理解せざる獨断的議論であるといわざるを得ないのであります。公務員の使命たるや、私が申すまでもなく全社会的の共同福祉を増進するための制度であり、一般私企業の資本家労働者のごとく、その關係は單なる利益の分配關係ではないのであります。重ねて申し上げます。公務員はすなわち全体の奉仕者でなければならぬ。これらの職員に對し、私企業同様労働三法は一切を容認すること、住民全体に對する奉仕にあらずして、むしろ法的排他を許すがごとき結果となり、事案のおもむくところ、迷惑するものはひとり住民大衆でありません。この建前より、本法案が、勇敢に、あくまで地方公務員の本来の使命達成のため、国家公務員と同じく労働關係法を排除したことに對し満腔の賛意を表するものであります。

ことを否認する論拠とはならない。むしろ、かかる現状であればこそ、まず地方公務員の権利と義務を明確ならしめ、もつて地方公務員をして安んじてその職務遂行に万遺憾なからしめる制度をこそ確立すべきであると信ずるのであります。與えらるるものが十分でないから、その義務は果さなくともよいというような思想は、全体の奉仕者として常に責任と誇りを持つて全国百三十万の地方公務員大方諸賢に對する、むしろ侮辱であるといわざるを得ないのであります。私は一日も早く本法案の施行を急願してやまないものであります。

さらに一言申し添えておきますが、本法の実施によつて、かねて悩みの種であつた赤旗行列が消えてなくなるということは、地方行政の能率向上の上からも、けだし大いなるプラスであるかと信ずるところであります。(拍手)

た公務員の本質を理解せざる獨断的議論であるといわざるを得ないのであります。公務員の使命たるや、私が申すまでもなく全社会的の共同福祉を増進するための制度であり、一般私企業の資本家労働者のごとく、その關係は單なる利益の分配關係ではないのであります。重ねて申し上げます。公務員はすなわち全体の奉仕者でなければならぬ。これらの職員に對し、私企業同様労働三法は一切を容認すること、住民全体に對する奉仕にあらずして、むしろ法的排他を許すがごとき結果となり、事案のおもむくところ、迷惑するものはひとり住民大衆でありません。この建前より、本法案が、勇敢に、あくまで地方公務員の本来の使命達成のため、国家公務員と同じく労働關係法を排除したことに對し満腔の賛意を表するものであります。

ことを否認する論拠とはならない。むしろ、かかる現状であればこそ、まず地方公務員の権利と義務を明確ならしめ、もつて地方公務員をして安んじてその職務遂行に万遺憾なからしめる制度をこそ確立すべきであると信ずるのであります。與えらるるものが十分でないから、その義務は果さなくともよいというような思想は、全体の奉仕者として常に責任と誇りを持つて全国百三十万の地方公務員大方諸賢に對する、むしろ侮辱であるといわざるを得ないのであります。私は一日も早く本法案の施行を急願してやまないものであります。

さらに一言申し添えておきますが、本法の実施によつて、かねて悩みの種であつた赤旗行列が消えてなくなるということは、地方行政の能率向上の上からも、けだし大いなるプラスであるかと信ずるところであります。(拍手)

た公務員の本質を理解せざる獨断的議論であるといわざるを得ないのであります。公務員の使命たるや、私が申すまでもなく全社会的の共同福祉を増進するための制度であり、一般私企業の資本家労働者のごとく、その關係は單なる利益の分配關係ではないのであります。重ねて申し上げます。公務員はすなわち全体の奉仕者でなければならぬ。これらの職員に對し、私企業同様労働三法は一切を容認すること、住民全体に對する奉仕にあらずして、むしろ法的排他を許すがごとき結果となり、事案のおもむくところ、迷惑するものはひとり住民大衆でありません。この建前より、本法案が、勇敢に、あくまで地方公務員の本来の使命達成のため、国家公務員と同じく労働關係法を排除したことに對し満腔の賛意を表するものであります。

ことを否認する論拠とはならない。むしろ、かかる現状であればこそ、まず地方公務員の権利と義務を明確ならしめ、もつて地方公務員をして安んじてその職務遂行に万遺憾なからしめる制度をこそ確立すべきであると信ずるのであります。與えらるるものが十分でないから、その義務は果さなくともよいというような思想は、全体の奉仕者として常に責任と誇りを持つて全国百三十万の地方公務員大方諸賢に對する、むしろ侮辱であるといわざるを得ないのであります。私は一日も早く本法案の施行を急願してやまないものであります。

さらに一言申し添えておきますが、本法の実施によつて、かねて悩みの種であつた赤旗行列が消えてなくなるということは、地方行政の能率向上の上からも、けだし大いなるプラスであるかと信ずるところであります。(拍手)

ことを否認する論拠とはならない。むしろ、かかる現状であればこそ、まず地方公務員の権利と義務を明確ならしめ、もつて地方公務員をして安んじてその職務遂行に万遺憾なからしめる制度をこそ確立すべきであると信ずるのであります。與えらるるものが十分でないから、その義務は果さなくともよいというような思想は、全体の奉仕者として常に責任と誇りを持つて全国百三十万の地方公務員大方諸賢に對する、むしろ侮辱であるといわざるを得ないのであります。私は一日も早く本法案の施行を急願してやまないものであります。

さらに一言申し添えておきますが、本法の実施によつて、かねて悩みの種であつた赤旗行列が消えてなくなるということは、地方行政の能率向上の上からも、けだし大いなるプラスであるかと信ずるところであります。(拍手)

た公務員の本質を理解せざる獨断的議論であるといわざるを得ないのであります。公務員の使命たるや、私が申すまでもなく全社会的の共同福祉を増進するための制度であり、一般私企業の資本家労働者のごとく、その關係は單なる利益の分配關係ではないのであります。重ねて申し上げます。公務員はすなわち全体の奉仕者でなければならぬ。これらの職員に對し、私企業同様労働三法は一切を容認すること、住民全体に對する奉仕にあらずして、むしろ法的排他を許すがごとき結果となり、事案のおもむくところ、迷惑するものはひとり住民大衆でありません。この建前より、本法案が、勇敢に、あくまで地方公務員の本来の使命達成のため、国家公務員と同じく労働關係法を排除したことに對し満腔の賛意を表するものであります。

ことを否認する論拠とはならない。むしろ、かかる現状であればこそ、まず地方公務員の権利と義務を明確ならしめ、もつて地方公務員をして安んじてその職務遂行に万遺憾なからしめる制度をこそ確立すべきであると信ずるのであります。與えらるるものが十分でないから、その義務は果さなくともよいというような思想は、全体の奉仕者として常に責任と誇りを持つて全国百三十万の地方公務員大方諸賢に對する、むしろ侮辱であるといわざるを得ないのであります。私は一日も早く本法案の施行を急願してやまないものであります。

さらに一言申し添えておきますが、本法の実施によつて、かねて悩みの種であつた赤旗行列が消えてなくなるということは、地方行政の能率向上の上からも、けだし大いなるプラスであるかと信ずるところであります。(拍手)

た公務員の本質を理解せざる獨断的議論であるといわざるを得ないのであります。公務員の使命たるや、私が申すまでもなく全社会的の共同福祉を増進するための制度であり、一般私企業の資本家労働者のごとく、その關係は單なる利益の分配關係ではないのであります。重ねて申し上げます。公務員はすなわち全体の奉仕者でなければならぬ。これらの職員に對し、私企業同様労働三法は一切を容認すること、住民全体に對する奉仕にあらずして、むしろ法的排他を許すがごとき結果となり、事案のおもむくところ、迷惑するものはひとり住民大衆でありません。この建前より、本法案が、勇敢に、あくまで地方公務員の本来の使命達成のため、国家公務員と同じく労働關係法を排除したことに對し満腔の賛意を表するものであります。

ことを否認する論拠とはならない。むしろ、かかる現状であればこそ、まず地方公務員の権利と義務を明確ならしめ、もつて地方公務員をして安んじてその職務遂行に万遺憾なからしめる制度をこそ確立すべきであると信ずるのであります。與えらるるものが十分でないから、その義務は果さなくともよいというような思想は、全体の奉仕者として常に責任と誇りを持つて全国百三十万の地方公務員大方諸賢に對する、むしろ侮辱であるといわざるを得ないのであります。私は一日も早く本法案の施行を急願してやまないものであります。

さらに一言申し添えておきますが、本法の実施によつて、かねて悩みの種であつた赤旗行列が消えてなくなるということは、地方行政の能率向上の上からも、けだし大いなるプラスであるかと信ずるところであります。(拍手)

ことを否認する論拠とはならない。むしろ、かかる現状であればこそ、まず地方公務員の権利と義務を明確ならしめ、もつて地方公務員をして安んじてその職務遂行に万遺憾なからしめる制度をこそ確立すべきであると信ずるのであります。與えらるるものが十分でないから、その義務は果さなくともよいというような思想は、全体の奉仕者として常に責任と誇りを持つて全国百三十万の地方公務員大方諸賢に對する、むしろ侮辱であるといわざるを得ないのであります。私は一日も早く本法案の施行を急願してやまないものであります。

さらに一言申し添えておきますが、本法の実施によつて、かねて悩みの種であつた赤旗行列が消えてなくなるということは、地方行政の能率向上の上からも、けだし大いなるプラスであるかと信ずるところであります。(拍手)

た公務員の本質を理解せざる獨断的議論であるといわざるを得ないのであります。公務員の使命たるや、私が申すまでもなく全社会的の共同福祉を増進するための制度であり、一般私企業の資本家労働者のごとく、その關係は單なる利益の分配關係ではないのであります。重ねて申し上げます。公務員はすなわち全体の奉仕者でなければならぬ。これらの職員に對し、私企業同様労働三法は一切を容認すること、住民全体に對する奉仕にあらずして、むしろ法的排他を許すがごとき結果となり、事案のおもむくところ、迷惑するものはひとり住民大衆でありません。この建前より、本法案が、勇敢に、あくまで地方公務員の本来の使命達成のため、国家公務員と同じく労働關係法を排除したことに對し満腔の賛意を表するものであります。

まず内容における反対の点は、第一に、地方公務員の貧困な生活をまつた無視してあるということである。自治体警察官及び地方公務員中には、六千三百円ベースはおろか、いまだ三千七百円ベースに苦しんでおる者が多数あるばかりでなく、給料の遅配さえ起つておるのが実情である。ほとんどすべての地方公務員が月々二千円ないし三千円の赤字生活に困窮し、売るものもなく、内職に懸命にならざるを得ない状態である。勤務時間後、夜間の肉體労働、アルバイトをしておる多数の公務員あるいは教職員のあることを何と見るか。また健康破壊は深刻なものである。一方、役職と称するところの腐敗は各地方自治団体に広汎に普及しているのが実情である。かかる生活の窮乏をよそにいたしまして、地方公務員に対しては年末手当及びペー

ス・アップの改善に要する財源措置を拒否し、窮迫している地方財政に押しつけたのである。

しかも第二の点は、かかる窮乏によるところの地方公務員に対して基本的人権を剝奪し、生きるため、働くための最低の生活保障を要求する権利すら奪い去つたのである。(拍手)さらに国家公務員に対しては、ポツダム政令による抑圧を加えた。これよりさらにひどい政治活動の禁止であるばかりでなく、生殺與奪の権のファッショ的掌握を企図しているといつてはばからないのである。これは、かつての天皇陛下において官吏、公務員を縛りつけたところの服務紀律よりもさらにひどい状態の再現であつて、ポツダム宣言、極東委員会十六原則の完全蹂躪であることはもちろん、憲法を無視し、

基本的人権を剝奪するものであることは明らかである。民族の自主性、国会の自主権を放棄している恥すべき買弁政策は、公務員に服従と奴隷の道をしいるものである。(拍手)

反対の第三は、全国百八十万に上るところの地方公務員に対して、一方的に上司の命令に無条件に服従するところの專制を行はしめ、かつ軍隊的至上命令を強要している。このことは、彼らをして現在の独占資本家、支配階級が企図しているところの人民大衆に対する收奪と弾圧の具に供せんとすることは明らかである。以上の結果、かつて存在したところの天皇制官僚機構よりさらにひどいところの植民地的、買弁的官僚機構が復活され、公務員の奴隷的善良が欠くべからざる公務員の資格として強要され、地方財政の破綻の深刻化と相まちまして、民族独立と自主性は完全に蹂躪されんとしております。(拍手)

次に地方公務員立法案の意図について反対の要点を申し述べる。

まず第一の反対理由は、この立法意図が明らかに一党一派に偏したところの、民主勢力の抑圧を意図しておるという点である。人民の信望を失ひ、自信を喪失しつつあるところの反動勢力は、来春、四月行われまうところの地方選挙における民主勢力の進出を排除せんとして本法案の立法を企図し、通過を企てておるのであつて、このことは政治活動の禁止のみが、わずかに二箇月の猶予期間をもつて実施されることによつて、きわめて明瞭であります。(拍手)

第二に、中央における戰時的財政確立のためには地方財政の負担を加重し、多大な犠牲を地方住民にしいようとしておる。そのためには、平衡交付金を一方的に削減し、地方公務員に極度の饑餓的低賃金を押しつけ、地方事業の緊縮、たな上げを強制せんとして

おる。

第三には、産業の軍事的再編成と、かつての軍需産業の復活、軍事基地の設置拡充に即応せんとするものである。たとえは京浜、阪神あるいは北九州等の巨大軍需産業の所在地を中心としたしまして、周辺の市町村が天くだりのに併合せられんとおる計画が進められておる。かくのごとき軍事的植民地化に即応するために、かつてなき地方行政制度の大改革が計画され、公務員の隷属的附従が絶対に必要となつておるのである。このためにこそ地方公務員法が今や支配階級にとつて絶対必要であるということが明瞭になつておる。

ここで一言民主並びに社会党の修正案に反対の態度を表明しておきたい。民主の修正案は、單なる字句的修正にすぎないのであつて、それは断じて修正の名に値するものではないと考える。社会党の修正案は、民主のそれに比すれば一歩を進めておることは争えない。しかし遺憾ながら、われわれは社会党の修正案に同調することができないのであります。その理由の最も大なる点は次の二つである。第一に、政治活動の制限を容認していること、第二に、団体交渉の否定もこれを容認してあることである。われわれは、以上の二点において、修正部分に対してすら同調することができない。われわれは、むしろかかる区々たる修正案が、民主政の手を通じて国会に提出することによつて、かえつて盛り上りつつあるところの大衆闘争に改良主義的動搖を與えらるゝと、水をぶつかけるものであるといふことを断言せざるを得ない。(拍手)迫りつつあるところの革命的情勢の中で最も恐るべきものは改良主義的、日和見主義的態度であることが、この機会にわれわれ民主政によつて銘記されねばならぬことである。(拍手)

これを要するに、本法案の本質は、明らかに内外反動勢力の日本の植民地的支配の政策に通じている。今やわが日本においては、あらゆる部面において、かかる植民地化政策に対して重大なる抵抗、レジスタンスが生れつつある。人民は、地方税の八割の納税を拒否することによつて明らかに抵抗を示しつつあります。また全国一に達するところの都道府県、市町村は一致団結いたしまして、代表を国会並びに政府に送つて、吉田反動内閣の打倒を明らかに呼号しつつあります。(拍手)かかる全国的攻撃の中で、この国会内部にも一国会内部にも重大な動搖と抵抗が生れた。国会審議の尊重がその一つであり、昨日行われましたところの二十五年度補正予算の審議における予算委員会よりの野党側委員の総退場も、またその一つの現われにはかならないのである。先般本会議に国会審議権尊重決議案が提出されましたことは、最も端的にこのことを証明しておるものであるが、しかもあの決議案の内容の重大な点は、ポツダム政令違反が中心である。しかも、ポツダム政令の中で最初に発令され、しかも最も反動的なのは、このポツダム政令二百一十号である。この今提案にな

つておりますところの地方公務員法案は、この最も反動的な二百一十号のポツダム政令の矯正にすぎないのである。(拍手)われわれが、かかる反動的な地方公務員法に賛成することができないのは、まさに当然であるといわなければならない。(拍手)

最近の世界情勢は、明らかに吉田内閣の單獨議和の方針を不可能なものと方向に進みつつある。人民の抵抗運動は、世界の民主勢力によつて成功的に開かれつつある。(拍手)たとい本法案が自由党その他反動勢力によつて国会を通過せしめられたといはしめても、地方公務員法のみならず、地方公務員法案を提出したものの、また地方公務員法案を提出せしめたもの、その一切を含めてすべての内外反動勢力は、人民自身の矢力によつて完全に葬り去られる日が刻々と迫りつつあることを断言いたしまして反対の意見にかえたいと思ひます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 中原健次君。〔中原健次君登壇〕

○中原健次君 私は、四党派、すなわち農民協同党、社会革新党、公正倶楽部並びに労働者農民党を代表いたしまして、ただいま議題となつておる地方公務員法案に対して反対の意見を申し述べたいと考へます。

本来公務員は一般の労働者とは違ふ、こゝういふ説明がしばしば用いられまして、公務員に対して特に格別の強制的な、自由を抑圧するための諸措置が行われて参つたのであります。が、公務員は決して労働者でないのではなく、公務員はいわゆる生産手段を持たず、自己の勤勞によつて得た収入が、その生活をささえておるわけでありま

す。

提出することによつて、かえつて盛り上りつつあるところの大衆闘争に改良主義的動搖を與えらるゝと、水をぶつかけるものであるといふことを断言せざるを得ない。(拍手)迫りつつあるところの革命的情勢の中で最も恐るべきものは改良主義的、日和見主義的態度であることが、この機会にわれわれ民主政によつて銘記されねばならぬことである。(拍手)

これを要するに、本法案の本質は、明らかに内外反動勢力の日本の植民地的支配の政策に通じている。今やわが日本においては、あらゆる部面において、かかる植民地化政策に対して重大なる抵抗、レジスタンスが生れつつある。人民は、地方税の八割の納税を拒否することによつて明らかに抵抗を示しつつあります。また全国一に達するところの都道府県、市町村は一致団結いたしまして、代表を国会並びに政府に送つて、吉田反動内閣の打倒を明らかに呼号しつつあります。(拍手)かかる全国的攻撃の中で、この国会内部にも一国会内部にも重大な動搖と抵抗が生れた。国会審議の尊重がその一つであり、昨日行われましたところの二十五年度補正予算の審議における予算委員会よりの野党側委員の総退場も、またその一つの現われにはかならないのである。先般本会議に国会審議権尊重決議案が提出されましたことは、最も端的にこのことを証明しておるものであるが、しかもあの決議案の内容の重大な点は、ポツダム政令違反が中心である。しかも、ポツダム政令の中で最初に発令され、しかも最も反動的なのは、このポツダム政令二百一十号である。この今提案にな

つておりますところの地方公務員法案は、この最も反動的な二百一十号のポツダム政令の矯正にすぎないのである。(拍手)われわれが、かかる反動的な地方公務員法に賛成することができないのは、まさに当然であるといわなければならない。(拍手)

最近の世界情勢は、明らかに吉田内閣の單獨議和の方針を不可能なものと方向に進みつつある。人民の抵抗運動は、世界の民主勢力によつて成功的に開かれつつある。(拍手)たとい本法案が自由党その他反動勢力によつて国会を通過せしめられたといはしめても、地方公務員法のみならず、地方公務員法案を提出したものの、また地方公務員法案を提出せしめたもの、その一切を含めてすべての内外反動勢力は、人民自身の矢力によつて完全に葬り去られる日が刻々と迫りつつあることを断言いたしまして反対の意見にかえたいと思ひます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 中原健次君。〔中原健次君登壇〕

○中原健次君 私は、四党派、すなわち農民協同党、社会革新党、公正倶楽部並びに労働者農民党を代表いたしまして、ただいま議題となつておる地方公務員法案に対して反対の意見を申し述べたいと考へます。

本来公務員は一般の労働者とは違ふ、こゝういふ説明がしばしば用いられまして、公務員に対して特に格別の強制的な、自由を抑圧するための諸措置が行われて参つたのであります。が、公務員は決して労働者でないのではなく、公務員はいわゆる生産手段を持たず、自己の勤勞によつて得た収入が、その生活をささえておるわけでありま

して、すなわち自己の勤務による生活者は、おしなべて自己の勤務による生存権、生活権、これをみずから守るの権利があるわけであります。ここに上程されております地方公務員法は、その労働階級がみずから守るため当然行使すべき団体権あるいは罷業権に對しまして、これを拒否するの方向に出ているわけでありますが、由來團結するの権利、罷業を行うの権利は、理論的にも、また歴史的事実においても、これは當然労働階級に共通する自衛権として永久に保障されたものであります。

本來労働階級が、そのようやくみずからの身につけておる労働権を守りながら、自己のささやかな生活を守り、また経営者あるいは資本家その他それに相當する者に對しまして、場合によれば圧力を加えるの道が與えられなければ、これを守ることはできないのであります。しかし、この国家公務員法並びに地方公務員法のごとき、このような法の制定を見ますならば、その當然行使すべき罷業権あるいは団体交渉権等の制約から、労働者は自己の權利を主張するのすべての方法を失われることになるのであります。そのような條件のもとにおきましては、その相手方は、ただその場のがれの適当な言葉をいつてそこをつくりながら労働者の要求を拒否し続けることが可能なのであります。その実例は、さきにしばしばなされた人事院の給與ベース引上げに関する勧告、あるいは国鉄の裁定に對する諸経験を通過して見てもわかりますように、これら公共事業あるいは公務に従事いたします一

切の労働階級は、その当然の要求をすべし、自己の實力を行使することによつて確保するの道が狭められておるのであります。このような條件のもとにおきましては、勢ひ、せつかく與えられた生存を守るための団体権あるいは罷業権の行使ができないうちに、みずから當然確保すべき人たるに値するの生存権を確保するの理想は、残念ながら高嶺の花となるほかはないのであります。

さらに職員団体の組織の問題に關しまして、地方公務員法はいろいろ入念に制約を加えておるようでありますが、この組織の問題に對する最も見のがすことのできない一点は、結成するの自由、加入するの自由、あるいは結成せざるの自由、加入せざるの自由、入念にもこのようないことが規定されておるのであります。これが規定のねらうところは、いわゆる労働組合の結成を否定する方向へ押しやろうとする意図を含むものであることは申すまでもありません。さらに団体交渉の問題にいたしまして、よくやく団体交渉を受けることができるのかのごとき文字が見受けられますけれども、この法によりますならば、団体交渉をする権利は兩者對等ではない、こういうことがはつきり規定されておるのであります。本來労働階級は、その相手方との交渉にあたりましては對等の權利を確保することによつてのみ初めて労働階級の主張は聞くのであります。(拍手)かかるに、この地方公務員法によれば、對等ではないとわざと明記してあるものであります。

さらに団体協約の問題に關しまして、団体協約の締結はこれを許さな

い、こういう一文があることを思へば、この職員団体の組織の問題は、ひつきりするに労働組合組織の否定以外の何ものでもないものであります。このような條件のもとにおきまして、はたして地方公務員諸君が、今日の飢饉窮乏から自己の生活を護るための主張、要求、闘いがなし得るでありましょうか。おそろくそれをなし得ないことをはつきり制約づけるためのねらいが地方公務員法の本質であると私どもは断ぜざるを得ない。(拍手)

さらに、この公務員法によりますならば、一般職と現業員との間をわざと分断いたしました。いわば労働者の組織され得る態勢を寸断して、組織をはばみ、組織を弱体化せしめることをもつてねらいとしたておるのであります。さらに加うるに嚴重なる職階制を設けまして、その職階支配のもとに地方公務員を隷屬せしめんとする意図が秘められてあるのであります。所詮このようないことは、民主的活動を封鎖して封建的、奴隸的關係をつくり上げ、いわば古い帝國主義日本の時代における役人を再現せしめんとする意図を内蔵するものであります。(拍手)

さらに、このように主張すれば、それを救済するために人事委員会あるいは公平委員会等の制度を設けることを規定していると言ふかもしれない。しかしわれわれは、その文字をもつて欺瞞されることはできない。断じて欺瞞されない。この人事委員会並びに公平委員会の本質は一体何であるか。一番わかりやすい問題を指摘いたしますならば、この三人委員会の選任の手続は一体だれの手に握られてゐるか。地方公共団体の長が、地方公共団体の長

の意思によつてこれを選任することができるといふ關係に置かれておるのであります。この地方団体の長が地方団体の長の意思によつて三人委員を選考することができるといふことになれば、どのような結果に陥るであらうか。言うまでもなく、地方ボス中心とする、あるいは保守反動勢力の意圖を中心とする方法によつてこれらの三人委員が選考されるであらうことは、今から火を見るより明らかなる点であります。(拍手)このような事情の中に、この人事委員会あるいは公平委員会、給與、勤務時間あるいは厚生福利制度等に関する研究を日常続けて、その結果を作成し、あるいは報告するの義務が負わされておる。そのようない何と申しますか、單なる作成、報告というよりな立場をもつてする人事委員会がどれだけの仕事ができるかは、今から明らかに想像することができるのであります。

さらに、いわゆる給料表の問題に關して、給料の適否について、もし増減の必要があるという結論が出た場合には、これに關して、地方の長あるいは人事委員会に對してその勧告を發することができるとなつておるようでありますが、これもそれ／＼規定を入念にしておるだけでありまして、これらの人事委員会並びに公平委員会の成果が、あるいはこのような機關の機能の力が、どのようなものであるかについては、いまさら指摘を要しない。国家公務員法による人事院の今日までとつて参りましたあらゆる経験を通過して、われわれははつきりその効力のないものであるといふことを実証することができるのであります。(拍手)これはひとり

私どものみではない。全国百八十万の地方公務員を初め、すべての労働階級は、この無力なる経験を熟知いたしておるのであります。

さらに平等取扱の原則という條項があるようでありますが、この平等取扱の原則につきましても、はなはだ理解しがたい点が多々秘められておるのであります。なるほど文字によれば、人種、信條、性別、身分、門地、これらに對しては差別してはならない、あるいは政治的意見、政治的所属、団体による、それを理由としての差別はできない、こういうことを、まこと字は、われ／＼がしばしば経験いたしておること、結局單なるお題目にすぎず、實質的にはあくまで思想の自由を侵害し、あるいはこれをそぎ、あるいは政治団体等の關係についてもいろいろ／＼難くせつけて参りました。いわゆるレット・ページ等の経験によりまして、あるいはこの持つております内容の反動性をはつきりここに指摘することができるのであります。(拍手)このようない内容を盛り込みました地方公務員法、この地方公務員法が、いまさらわが日本の地方行政の民主化を確保するための法律だなどとは、われ／＼聞いてあきれざるを得ないのであります。(拍手)

これを要約いたしますならば、地方公務員法は、組織を分裂せしめ、現業員あるいは非現業員を寸断して労働組合の強力なる結成を阻止し、これを破壊し、そして団体交渉権、罷業権を剝奪いたしまして、いわば労働階級を奴隸的低賃金の鎖に縛り込ますとする惡法であることを、われ／＼ははつき

り指摘しなければならぬのであります。
(拍手)

さらに政治的発言力に對する制約、これのごときは、もはや議論の余地がないほどに、あまりにもはつきり、現段階における資本案、官僚、これらを一連とする支配階級が労働階級に對して一切の活動力を與えまいとする、糾弾しようとする意図の現われであることを言うことができるのであります。これが、今日わが日本の支配階級が考へてゐる通りに、すなわち低賃金、労働強化、この一環をこの際確保することによつて——しかも地方公務員には、さきに国家公務員に與えたその制約をそのままに與え、そうしてこれを一般企業の労働者へも波及せしめるための意圖を内包したものであるといふことを指摘することができるとであります。
(拍手) 何がゆゑに独占資本を中心とする日本の支配階級はこのやうな計画にあらゆるうき身をやつしたかと申しますならば、今日わが日本の置かれてゐるものゝ諸情勢によりまする固連協力への、その正体をはつきり現わすための一環の政策だといふことを私は指摘することができるとであります。

このやうな諸点の上に立ちまして、ただいま議題になつておりまする地方公務員法案に對しまして、私は四党派を代表して反對の意をはつきりさせておきます。
(拍手)

さらに修正案も出ておるようでありますが、なるほどこの修正案については、いろいろ苦心された点を私も認めるところである。しかしながら、せつかくの苦心による修正案にかかわらず、この地方公務員法が持つて

おる反動の本質、労働階級を圧殺し、低賃金、労働強化を確保し強要するた

めの鉄の鎖の本質は断じて解消せぬのであります。
(拍手) その本質を消すこととはできぬのであります。かかるゆゑに、吾人は、このせつかくの御努力による修正案に對しても同調する意思を持たないことをつけ加えておくのであります。以上で終ります。
(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。まず成田知巳君外一名提出の修正案につき採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立少数。よつて成田知巳君外一名提出の修正案は否決せられました。

次に山手満男君提出の修正案につき採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立少数。よつて山手満男君提出の修正案は否決せられました。

次に政府原案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を原案の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて地方公務員法案は原案の通り可決いたしました。
(拍手)

出席國務大臣
大蔵大臣 池田 勇人君
文部大臣 天野 貞祐君
厚生大臣 黒川 武雄君
労働大臣 保利 茂君
國務大臣 岡野 清彦君
國務大臣 林 譲治君
出席府委員
内閣官房長官 岡崎 勝男君
人事院事務官 粕谷 孝夫君
地方自治厅长 鈴木 俊一君
公務員課長 藤井 貞夫君
法務政務次官 高木 松吉君
大蔵政務次官 西川 基五郎君
大蔵省主税局長 平田 敬一郎君
労働政務次官 山村 新治郎君

〔朗読を省略した報告〕
一、昨四日幣原議長は吉田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
文部省初等中等教育局長 辻田 力
文部省大学学術局長 稲田 清助

一、吉田内閣總理大臣から幣原議長宛、去る二日議長において承認した伊原隆外三名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨四日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
厚生委員会
理事 松永佛骨君(理事松永佛骨君昨去る日委員辭任につきその補欠)

一、去る三日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。
地方行政委員 川本 末治君

運輸委員 尾関 義一君
青木 孝義君 久野 忠治君
庄司 一郎君 永井 英修君
中村 清君
一、昨四日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員 山口六郎次君
人事委員 益谷 秀次君
石田 博英君 松澤 兼人君
松永 佛骨君 松澤 兼人君
地方行政委員 田中 元君
庄司 一郎君 大矢 省三君
寺本 賢君 小玉 治行君
久野 忠治君 高田 富之君
川上 貫一君 高田 富之君
大蔵委員 川野 芳滿君 島村 一郎君
高間 松吉君 田中 啓一君
宮崎 靖君 前田 種男君
文部委員 鹿野 彦吉君 小西 英雄君
玉置 信一君 坂本 泰良君
厚生委員 今村長太郎君 小玉 治行君
水産委員 松田 鐵藏君
運輸委員 青木 孝義君 平島 良一君
電気通信委員 江崎 真澄君 高垣 三郎君
江崎 真澄君 田中鐵之進君
労働委員 田中鐵之進君
経済安定委員 久野 忠治君
予算委員 大泉 寛三君 奥村又十郎君
尾関 義一君 川端 佳夫君
川本 末治君 清水 逸平君
田中 啓一君 松本 善壽君

村上 勇君 水谷長三郎君
風早八十二君 横田基太郎君
議院運営委員 大野 伴隆君 田中鐵之進君
三宅 正一君
懲罰委員 井上信實男君 坂本 實君
一、去る三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 庄司 一郎君
運輸委員 青木 孝義君
予算委員 尾関 義一君 清水 逸平君
川本 末治君 大泉 寛三君
村上 勇君
一、昨四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 高間 松吉君
人事委員 大野 伴隆君 井上信實男君
今村長太郎君 大矢 省三君
地方行政委員 小玉 治行君
川本 末治君 小西 英雄君
久野 忠治君 松澤 兼人君
高垣 三郎君 小西 英雄君
外務委員 風早八十二君 横田基太郎君
大蔵委員 江崎 真澄君 鹿野 彦吉君
山口六郎次君 坂本 實君
松田 鐵藏君 田中鐵之進君
文部委員 島村 一郎君 小玉 治行君
平島 良一君 水谷長三郎君
厚生委員 松永 佛骨君 田中 元君
水産委員 松永 佛骨君 宮崎 靖君
運輸委員 尾関 義一君 玉置 信一君

電氣通信委員

川野 芳清君 久野 忠治君

労働委員

前田 種男君

経済安定委員

寺本 賢君

予算委員

永井 英修君 佐藤 重遠君

青木 孝義君 松野 綱三君

庄司 一郎君 久野 忠治君

本多 市郎君 尾崎 末吉君

中村 清君 坂本 泰良君

川上 實一君 高田 富之君

議院運営委員

石田 博英君 淺沼稻次郎君

武藤運十郎君

懲罰委員

益谷 秀次君 田中 啓一君

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案(藤田田清一君提出)

予算委員長小坂善太郎君解任決議案(椎熊三郎君外六十五名提出)

一、昨四日内閣から提出した議案は次の通りである。

国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案

土地調整委員会設置法案

一、昨四日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨四日委員会に付託された議案は次の通りである。

国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律案(内閣提出第二八号)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

以上二件 人事委員会 付託

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案(内閣提出第三〇号)

大蔵委員会 付託

一、昨四日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号(予))

法務委員会 付託

一、昨四日内閣から昭和二十五年政府関係機関予算補正(機第二号)の修正につき、本院の承諾を得たい旨の要求書を受領した。

一、昨四日本院は次の予算修正を承諾し、その旨参議院及び内閣に通知した。

昭和二十五年政府関係機関予算補正(機第二号)中修正

一、昨四日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律案

芦屋国際文化住宅都市建設法案

松山国際観光温泉文化都市建設法案

一、昨四日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

塩田等災害復旧事業費補助法案

昭和二十五年一般会計予算補正(第一号)

昭和二十五年特別会計予算補正(特第一号)

昭和二十五年政府関係機関予算補正(機第二号)

一、昨四日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律案(水産委員長提出)

松山国際観光温泉文化都市建設法案(川端佳夫君外百二十名提出)

衆議院會議録第六号中正誤

頁 段 行 誤 正

六二末 同條第一項 第一項

六二末 税額が 税額を